

平成元年四月四日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長

中村正三郎君

理事 衛藤征士郎君

理事 中川昭一君

理事 平沼赳夫君

理事 森田景一君

新井将敬君

石渡照久君

金子一義君

佐藤静雄君

杉山憲夫君

中島源太郎君

鳩山由紀夫君

村井仁君

山中貞則君

小野信一君

野口昌雄君

堀田喜一君

柴田弘君

矢追秀彦君

正森成二君

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

運輸大臣

建設大臣

自治大臣

出席政府委員

第一類第五号

公正取引委員会

大蔵委員会

事務局長

厚谷襄児君

出席國務大臣

経済企画庁物価局長	勝村坦郎君
経済企画庁調査局長	富金原俊二君
国土厅土地局長	片桐久雄君
法務大臣官房審議官	東條伸一郎君
大蔵政務次官	太田誠一君
大蔵大臣官房総務審議官	土田正顯君
国税庁監査部長	岡本吉司君
国税庁簡税部長	宮島壯太君
教育省初等中等教育局長	古村澄一君
厚生大臣官房総務審議官	末次彬君
文部省生涯学習局長	齋藤諦淳君
文部省初等中等教育局長	吉田澄一郎君
厚生大臣官房老人保健福祉部長	多田宏君
厚生省社会局長	小林功典君
厚生省児童家庭局長	長尾立子君
運輸大臣官房国鉄道改革推進総括審議官	丹羽晟君
運輸省地域交通局長	阿部雅昭君
建設大臣官房長	牧野微君
建設省建設經濟局長	望月薰雄君
建設省都市局長	三谷浩君
建設省河川局長	萩原兼脩君
建設省道路局長	伊藤真嶋一男君
建設省住宅局長	伊藤茂史君
自治大臣官房審議官	田中美智子君

委員外の出席者	自治大臣官房審議官	小島重喜君
委員外の出席者	自治大臣官房審議官	前川尚美君
委員外の出席者	自治省行政局公務員部長	芦尾長司君
委員の異動	警察庁交通局高速道路課長	浅川章君
委員の異動	会計検査院事務室長	小川光吉君
委員の異動	検査第四局厚生課長	矢島錦一郎君
同日	遠藤武彦君	佐藤静雄君
同日	藤波孝生君	石渡照久君
同日	橋本文彦君	小野信一君
同日	堀昌雄君	日笠勝之君
同日	伊藤英成君	大矢卓史君
同日	正森成二君	経塚幸夫君
同日	矢島恒夫君	田中美智子君
同日	石渡照久君	佐藤静雄君
同日	藤波孝生君	小野信一君
同日	遠藤武彦君	大矢和良君
同日	堀昌雄君	日笠勝之君
同日	伊藤英成君	大矢卓史君
同日	正森成二君	経塚幸夫君
同日	矢島恒夫君	田中美智子君
同日	石渡照久君	佐藤静雄君
同日	藤波孝生君	小野信一君
同日	遠藤武彦君	大矢和良君
同日	堀昌雄君	日笠勝之君
同日	伊藤英成君	大矢卓史君
同日	正森成二君	経塚幸夫君
同日	矢島恒夫君	田中美智子君

○中村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(内閣提出第六号)等に臨時特例等に關する法律案を議題といたしました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。経塚幸夫君。

最初にお尋ねいたしたいと思うのです。経企庁の方では、消費税の問題につきまして、物価ダイヤルの問い合わせをやつておるそうあります。ですが、四月一日、二日両日にわたります、特に消費者に関する相談件数、それから主たる相談内容、御報告をいただきたいと思っております。

○勝村政府委員 経済企画庁では一日、二日も職員が出勤をいたしまして、八台の物価ダイヤルの電話を用いまして御相談、苦情に対応いたしました。

それで、お手元には既に一日、二日分合わせまして七百六十一件という資料をお渡ししてあるかと思いますが、昨三日にさらに四百件近く相談がございまして、三日間合わせますと千百四十六件の相談がございました。

その中で件数として一番多いのは、やはり便乗値上げではないかというお問い合わせでございました。ただ、その便乗値上げが一般に横行しているという感じはございませんで、値上げに対する便乗値上げではないかという苦情が主として集中しておりますのは、一部の飲食店、それから理容美容等の業界等でございます。割とそういうところに便乗値上げの苦情は集中いたしておりまし

て、広く便乗値上げが横行しているという感じは全くございません。

それから、税の仕組み、特に契約と売買の時期が年度をまたがりますようなものの取り扱い、こういうものについての問い合わせが件数といたしましては次に多うございます。

それから、免稅業者なのに「常値上げ」しているのがおかしいというような消費者からの問い合わせもありました。これにつきましては、免稅ということの趣旨をよく御説明をしているところでございます。

い区間があるのは不公平ではないかというお問い合わせ、そういうものが主としてございました。大体内容は以上でございます。

○経営委員 今お聞きいたしますと、三日間で千百四十六件、これは消費者だけの相談だと思いま
すが、私どもも四月一日に、正森委員を初めとい

たしまして大阪で大きな商店街、それから大阪は
もとより関西で名物になつております黒門市場な
どを調査いたしました。この駒川商店街といふと
ころであります、約二百四十店舗ありますし、
最大の商店街の一つと言われております。安くて
親切、お客様との対応がいいなど有名
な商店街であります。

聞いてみますと、家庭の主婦の方々は、一円でも安いものがないかというので商店街を七往復したという例もあるそうです。ここへ入りまして、いろいろお尋ねをいたしました。

雑貨店。紙おむつ、ティッシュ、こういう家庭用品を売っておりますが、主婦が相手だからとてもじゃないけれども転嫁などできない、ゆうべ一晩かかって、けさ店をあけるまで転嫁しようかすまいかと考えて店を開いた途端、お客様の顔を見てもう転嫁はやめた、こう言っておられます。

それから魚屋さん、これは私ども行ってまいり

ますと、店先に表示してあります、消費税は店で負担しますと。同時に怒っておりましたのは、十萬円の仕入れをいたしますと、競りの手数料が一割かかる。まさか競りの手数料には課税されまいと思つていたらこれにも三%課税される、となんでもない話。大変怒っておられました。

商店会の役員さん、きょう課税しない店がほとんどでしよう、これが商店会の役員さんの答えでございました。煮豆屋さん、安いのが魅力だ、コストの低いものにかける、こうして全体としてバランスをとるしか仕方がない。

課税店へ行きました。一台四十万円のレジを買つた。横にダンボールの箱を置いてある。これは何ですか、きのうまで使つていたレジです。大和川原へ行つてごらんなさい、山のように積んではつてありますよ。すぐ使えるのにもつたない話です。店を閉めてから事務手続で約一時間かかります。今までより一時間早く店を開めるわけにいかない。こんな出先の事務の苦労を一体政府は考えて強行されたのかどうなのか、私どもはあべこべに追及をされました。

黒門市場へ参りました。事務所の方がおられました。これは百六十年の歴史を持つおられる。五年前には百九十一店舗であつたけれども、今は百七十六店舗、もう市場の死活問題にかかわってきています。どう生き延びるか。消費税の問題について税務署から説明を受けました。聞きました。いつ聞きましたか、三月に聞きました。質問させてもらいましたか、しゃべるだけしゃべつてさつさと帰りました。わかりましたか、きっぱりわかれません。これが答弁であります。

そこで、この市場では、「消費税に御協力お願ひします」という幅十五センチから二十分センチ、長さ三、四十分のステッカーをつくつて各店舗に張るように指示をしたそうです。行ってもらいましたが、張つてあるところは一%もございません。たまたま張つてあるなと思ってお店を見ますと、「消費税に」というところまでは事務所から配られたステッカーが生かされております。

「御協力お願いします」を墨で塗って、「消費税は負担いたします」こう書いてある店がある。これは私はささやかな商売人の抵抗だと思いつながら、見て帰ってきたわけであります。

肉屋さん、カルテルを結びました。課税をしようと。ところが、その肉屋さんをのぞいてみますと、消費税は当分の間、店で負担をいたします、これが回答であります。

まいります。それを従来と同じマージン率で、税
込め価格で表示しているということでございまし
たので、これまた表示並びに転嫁は、そのそれぞ
れ扱っている商品について常識的なやり方をとつ
ておる、こういうふうに認識いたしました。非難
の声はありませんでした。

○経団委員 大蔵大臣の耳と私の耳と同じ人間の
耳だと思ひますけれども、非難の声は入らなかつ
た。私のお聞きいたしましたのは、ほとんど一〇
%が非難の声である。

○小島政府委員 消費税を転嫁しておらない団体の数はどれくらいありますか。
各大臣にお聞きをしたいのであります。聞いておりますとそれだけで一時間二、三十分かかります。ですが、自治省にお尋ねをいたします。

自治省といたしましては、この三月三十一日で一応都道府県並びに政令指定都市の議会が終了いたしておりますので、その時点での実施状況について概要をとりあえずまとめてございますので、それについて御報告を申し上げます。

につきましては、五十七団体中、いわゆる一部実施も含めますけれども、四十二団体が使用料の改定を行うことにいたしております。

また、公営企業につきましては、いろいろございますが、最も代表的なものといたしまして、上水道事業について申し上げますと、三十六団体中二十九団体、それから工業用水道事業について申しあげますと、四十七団体中四十三団体が料金の改定を行なうことにいたしております。

改定をすることにいたしております。さらに、このうち実施時期をおくらせるものは、普通会計で十三団体、それから公営企業の上水道事業で八団体、工業用水道事業で三団体となっております。

終わったばかりというようなことでござりますので、今後都道府県を通じて個別に事情聴取してまいりたい、かように考えております。

○経塚委員 それでは都道府県だけをお調べになつて市町村はまだ調べておらないということですね。ちょっと怠慢じゃないですか。住民と直接接触されるのは何といったって三千余の市町村であります。この市町村の、しかもほとんど議会がもうこれは終わっているところが多いわけであります。が、ここで一体どうなつているのか実態もつかみにならずに二回も指導されているそうでありますけれども、これはもつてのほかじやないです。

これは読売新聞であります、「一律転嫁は四二% 全国の自治体を調査」、一般紙でさえ、さえと言つては失礼かもわかりませんけれども、お調べになつてある。肝心の自治省が、末端の住民と直結をしておるその市町村の実態が消費税の転嫁問題についてどういう状況になつてあるかお調べになつておらない、のこと自体が、今度の消費税問題について、どれだけ地方自治体で問題が起きておるかということについて自治省自体関心が薄いかということを証明しているものだと私は思うのです。

私の大阪府内では、全面転嫁の市町村は一ヵ所もない。これは私も調べてみた。——けしからぬどころじゃない、当然ですよ、こんなものは。行ってみてごらんなさい。住宅の家賃の滞納はどれくらいありますか、水道料金の滞納はどれくらいありますか、各福祉施設の徴収金の滞納はどれだけありますか、ただでさえ地方財政が大変苦しい状況に置かれておる。

ここへもつてきて、これはせんだけて自治省にお尋ねをいたしましたが、消費譲与税、それから地方交付税など上乗せをするけれども、結局差し引きいたしますと八千八百三十五億円、これは地方自治体は赤字になるじゃないですか。大阪、地方間接税の減が四百二十億円。これはたしか、話では消費譲与税でもつて補てんするとなつていて

Digitized by srujanika@gmail.com

自治大臣にお尋ねをいたしましたが、今日公債費負担比率危険ラインと言わわれておりますのは一五%であります、これを超えました団体の数が一九八〇年八百八十六に対しまして、八七年千八百九十三と、これは倍以上にふえております。消費税の導入によつてこの地方財政の困難は一層加速されると私は考えておりますが、今日の地方財政は豊かだとお考えですか、それとも大変な状況だとお考えですか、お答えいただきたい。

○坂野国務大臣 まず、お答えする前に、先ほど市町村関係のものはほつておるわけではございません。今、詳細に調査中でございます。見通しとしては、大体一般会計で約七割が転嫁いたします。四月から転嫁です。それから、水道等については八割が転嫁ということになつております。府県、指定都市についてはさつき報告したとおりでございます。そして、転嫁してないところは自分で自分の首を絞めているわけでございまして、これは自治省に救済しようとお困るわけでござりますから、できるだけ次の機会を見て、六月の地方議会あるいは九月の地方議会において条例を直して、どうかひとつ転嫁していただきたいとい

六億円、消費譲与税は百九十八億円。廃止される
地方間接税、まあ廃止というよりも改正をされる
地方間接税を吸い上げるかわりに消費譲与税でも
つて補てんするというのが約束だった。それが全
然補てんされておらぬじやないですか。加えて、
これもこの間地行で自治省にお尋ねをいたしまし
たところ、これに加えて一般会計だけでもつて地
方自治体が負担をしなければならない総額が六千
億円を超える。マイナス八千八百億円と六千億を
合計いたしますと、一兆四千八百三十五億円、こ
れは消費税の導入によつて地方自治体の新たな負
担となる。

八百億ぐらい足らぬではないかということを御指摘がありますけれども、この分については自然増収で何とかカバーし、そして財政の厳しいところについては傾斜配分ということを考えて補てんしてまいりたいということござりますから、全般的に地方財政は厳しいながらも、地方財政計画の中で何とか面倒を見て、地方財政が遺憾ないよう頑張ってまいりたいと私どもとしては思つておる次第です。

○経団委員 七月ともなれば七〇%、八〇%、九月議会等々でそれだけ転嫁するところがあえてくるだろう、自治大臣はこう御答弁をなさいましたが、これは淡い夢にすぎなくなるだろう、こう私は思っております。

そこへもつてきて補助金カットのいわば恒久化。これは五十九年から古屋自治大臣、小沢自治大臣、葉梨自治大臣、梶山自治大臣、四大臣に私は約束を破られ続けてきた。率直に申し上げまして、もう慣りでいっぱいですよ。国と地方の信頼関係なんてあつたもんじゃないですよ。最初一年間補助金をカットするときには、書いてあるとおり一年限りでございますと自治大臣は御答弁をなさった。一年たつてみると、今度は三年間だ。約束が違うじゃないかと言つた。今度は三年限りであります。

うことを引き続き指導して協力を依頼していくべきだ
いと思っている次第でございます。

ところで、さつき御指摘のありました今度の消費
税の問題については、前々からいろいろな機会で
において御報告しておりますように、消費税のうち
の五分の一はどこに使ってもいいという消費議論
と税ということにしておりますし、それからその
残りの二四%については交付税として地方に消費
税を回すことにしております。

それから、交付税については従来どおり三一〇%
の率は変えておりませんし、また、たゞこの税の二
五%というものを今度補助率カットの不十分な点
をカバーしようということでお願いしておるわけ

これは昨年、三年限りというのもどうも危ないと連うかといふ危惧がありましたから、提山自治大臣にお尋ねをいたしました。こう答えております。「この暫定期間が切れれば原則としてもとに戻るべきだ、」「補助金カットは復元する、もとに戻る」、こういう前提で交渉を進める。もとへ戻りましたか。

自治省の津田政府委員に対しても、私は交付税法を例に取り上げまして、六条の三で、地方に巨額の財源不足が生ずる場合は、交付税制度の改正、交付税率を引き上げるとか、あるいは特別の手だてを講ずるとか、そういうことになつておる。三年目もというのはちょうど六十三年度が三年目に当たるわけでありますから、なぜ制度改革をやらないのか、こうお尋ねをいたしました。そうすると、御答弁は、「六十三年度の改正をいたしまして六条の三を使ってやれば、補助率カットを永久に認めるということを先走つて私どもが態度表明することにもなる」、こう言つて政府側は答弁をされた。つまり、もとへ戻るのが当たり前だ。だから、六十三年度には三年目に当たつて財政制度、交付税制度の改正をやらなければならぬ。しかし、これをやることになれば補助金カットの恒久化を認めることになるから、やらないのでだ、ここまでお答えになつた。

答弁を紹介しておきましょう。六十一年の葉梨自治大臣のときに、約束を破つてまた三年間とは何事だ、こう私はお尋ねをした。こういう御答弁です。「かなりの財源不足が見込まれます地方財政の現状にもかんがみ、仮に提案がありましても、自治省としては受け入れる考えはございません。」つまり、三年間の延長です。「受け入れる考え方ございません。」とはつきり答えておる。ところが、これは受け入れておる。話にもならぬ。さらに、同じ葉梨国務大臣は、「自治省といいたしましては、国民健康保険につきまして医療費の国庫負担の一部を地方に負担させるということはすべきではないと考えている」こういうことだつ

坂野自治大臣にお尋ねいたしますけれども、昨年の十二月二十八日、日経新聞の記者会見で「補助率カットは暫定措置という約束。地方の皆さんがいうように補助率は復元すべきだ」。同じく朝日新聞には、「補助率カットは六十三年度までの暫定措置であり、国と地方の信頼関係を損なわないよう、原則的には元に返す方向で、総合的に考えながら、大蔵省とじっくり話し合ってみたい」。

葉梨元自治大臣の答弁といい、尾崎前自治大臣の答弁といい、坂野自治大臣の去年の年末までの答弁といい、これは原則もとへ戻るということじやなかつたですか。これはもとへ戻りましたか。戻つてないじゃないですか。どういうことですか。

○坂野國務大臣 お答えします。
今おっしゃるとおりに、三年間の暫定措置ということでおざいますから、私どもは全精力を擧げて大蔵省との話し合いをやりました。また、各地方公共団体の意向というものを踏まえて努力したわけおざいますが、考えてみますと、何が問題かといいますと、確かに補助率を額面どおりに名目的に戻すことも非常に大事だといふことは承知しております。そして、六団体からも強い希望のあったことを承知しておりますけれども、要は地方財政がどういう方法であつて考へれば一般財源が確保でき、そして補助率カットの影響をいかにすればキャンセルできるか、ということが一番の当面の大事な問題ではないか。

しかも、国の財政といふものは確かにここ二年間、税金の入りはよくなっています。しかし膨大な借金を抱えている。中堅財政においても六十兆以上の借金を背負つておるという中でござりますから、私どもとしては私どもなりにいろいろ考えた末、そして大蔵当局、大蔵大臣とも再三再四にわたりまして交渉した中で、最終的にはその補助の一〇〇%復元はできませんでしたけれども、少なくとも経常費については適当なところを恒久化しよう、生活保護については中でも一番高い率で、十分の七・五ということで決着をつけたわけおざいます。そのかわり地方財政に対し

ては、交付税とか地方債を駆使いたしまして、地方には迷惑をかけないということで決着したわけおざいます。

投資的経費については、事業量の確保の問題もございまして、私どもとしては、それではあと二年間猶予いたしましょう、しかし二年たつた後に

おいては、総合的な検討の中で、投資的経費は少なくとも六十一年度までは戻してもらいましょう」という約束の中で一応決着を見たような次第でござります。

結果的には、いろいろ御批判はありますようけれども、地方の六団体もまあまあ自治省はよく頑張っていただいて、このくらいならば何とか理解できる、評価できるというところまで結果的にはいったといふことをぜひ御理解いただきたいと思う次第です。

○経塙委員 地方六団体からも御理解をいたいたなどと言つておりますが、そしてまた財政補てんも経常費についてはやつておるとおっしゃつていますが、それは事実に反しますよ。この四年間の補助金カットの合計が四兆九千三十九億円でしたなどと見ましても、一兆三千七百八十六億円、これに対する財源措置は国はほとんど見つた。こうおっしゃいますけれども、実際

のところは、国の責任において削減したものをおどり付税に加算をする、手当でをすると言つたところで責任が回避されるものでないということは、政府みずから答弁でおっしゃつておるで

ます。実際もう三三%を切つておる。そうしてまた今回の約束でしょ。

地方交付税に加算するとか、こういうようなことは、これは、国の責任において削減したものをおどり付税に加算をする、手当でをすると言つたなどと見つておりますが、そしてまた財政補てんも経常費についてはやつておるとおっしゃつて

いますか。それは事実に反しますよ。この四年間の補助金カットの合計が四兆九千三十九億円でしたなどと見つた。こうおっしゃいますけれども、実際

のところは、そのうちの財源補てんはどうなっていますか。ほんとうじやないですか。

それから、一九八九年を見ましても、一兆三千七百八十六億円、これに対する財源措置は国はほんとうじやないですか。

私が何回も、これは約束を破られた、裏切られたと言つておりますのは、六十三年度までの国庫暫定措置分でありますけれども、七百三十一億円をどういうふうに持ち合ひをするのかということを調整しましよう、こう言つていた。その結果ど

うなりましたか。ほんとうが国の方で負担してもらえるものだと思っていたら、これは八九年度実施じゃないですか。一般財源をどうぶやすか、これでいわゆる補助金カットのデメリットが帳消しにされていけばいい、こうおっしゃいますけれども、地方交付税を見る、地方交付税で補てんを

する、借金は将来国が地方交付税で見ていくますよ、こう言いますけれども、これはここ数年間言い続けてきた言葉です。それだけ地方交付税、地方交付税と何もかもほんとうでいくら、三三%の率はふえておらなきやならない、これはそのまま、実際もう三三%を切つておる。そうしてまた今回の約束でしょ。

地方交付税に加算するとか、こういうようなことは、これは、国の責任において削減したものをおどり付税に加算をする、手当でをすると言つたところで責任が回避されるものでないということは、政府みずから答弁でおっしゃつておるでしょ。

○中川(昭)委員長代理退席 委員長着席 さて、実際にはその四兆二百四十八億円のうち一兆五千二百四十一億円というものは国が負担するますけれども、その際におきましたとおり、あ

るいは二分の一あるいは九割という形で国から交付税特別会計にこれを加算するという形をとりますけれども、その際におきましたとおり、あ

るいは二分の一あるいは九割という形で国から交付税特別会計にこれを加算するという形をとりますけれども、その際におきましたとおり、あ

るいは二分の一あるいは九割という形で国から交付税特別会計にこれを加算するという形をとりますけれども、その際におきましたとおり、あ

るいは二分の一あるいは九割という形で国から交付税特別会計にこれを加算するという形をとりますけれども、その際におきましたとおり、あ

るいは二分の一あるいは九割という形で国から交付税特別会計にこれを加算するという形をとりますけれども、その際におきましたとおり、あ

るいは二分の一あるいは九割という形で国から交付税特別会計にこれを加算するという形をとりますけれども、その際におきましたとおり、あ

るいは二分の一あるいは九割という形で国から交付税特別会計にこれを加算するという形をとりますけれども、その際におきましたとおり、あ

るいは二分の一あるいは九割という形で国から交付税特別会計にこれを加算するという形をとりますけれども、その際におきましたとおり、あ

るいは二分の一あるいは九割という形で国から交付税特別会計にこれを加算するという形をとりますけれども、その際におきましたとおり、あ

うなりましたか。ほんとうが国の方で負担してもらえるものだと思っていたら、これは八九年度実施じゃないですか。一般財源をどうぶやすか、これでいわゆる補助金カットのデメリットが帳消しにされていけばいい、こうおっしゃいますけれども、地方交付税で補てんをする、借金は将来国が地方交付税で見ていくますよ、こう言つたのです。この四兆二百四十八億円につきましては、建設地方債で発行し、よつて、将来地方公共団体がその償還費を負担するわけでござります。

○紀内政府委員 昭和六十年から昭和六十三年までの建設地方債によつて補てんした額というのにお示しになりましたように四兆二百四十八億円は、お示しになりましたように四兆二百四十八億円につきましては、建設地方債で発行し、よつて、将来地方公共団体がその償還費を負担するわけでござります。

私は、お示しになりましたように四兆二百四十八億円につきましては、建設地方債で発行し、よつて、将来地方公共団体がその償還費を負担するわけでござります。

まだ、平成元年度七千四百十二億円というお示しがございましたけれども、この点につきましても、やはりお示しのとおり、七百三十二億円といふものは特例加算により、それからさらに将来の償還分につきましても、あるいは五割あるいは九割あるいは八割ということで、国の方で補てんをされるようになつておるものでござります。

また、平成元年度七千四百十二億円というお示しがございましたけれども、この点につきましても、やはりお示しのとおり、七百三十二億円といふものは特例加算により、それからさらに将来の償還分につきましても、あるいは五割あるいは九割あるいは八割ということで、国の方で補てんをされるようになつておるものでござります。

一方、国庫負担金は、地方財政法十一条で定められたように、福祉、憲法二十五条の人間が人間らしく生きる権利を保障するために、国が進んでその費用の全部または一部を負担する特の財源です。一方、国庫負担金は、地方財政法十一条で定められたように、福祉、憲法二十五条の人間が人間らしく生きる権利を保障するために、国が進んでその費用の全部または一部を負担するものでございませんか。これを、借金をふやしてあげたから、その借金の返済はこれから先面倒見ていませんから、こう言ったところで財源補てんになりますか、なりませんよ。国が削ったものは国の責任において負担すべきが当然じゃないですか。

私が何回も、これは約束を破られた、裏切られたと言つておりますのは、六十三年度までの国庫暫定措置分でありますけれども、七百三十一億円をどういうふうに持ち合ひをするのかということを調整しましよう、こう言つていた。その結果ど

うなりましたか。ほんとうが国の方で負担してもらえるものだと思っていたら、これは八九年度実施じゃないですか。一般財源をどうぶやすか、これでいわゆる補助金カットのデメリットが帳消しにされていけばいい、こうおっしゃいますけれども、地方交付税で補てんをする、借金は将来国が地方交付税で見ていくますよ、こう言つたのです。この四兆二百四十八億円につきましては、建設地方債で発行し、よつて、将来地方公共団体がその償還費を負担するわけでござります。

○紀内政府委員 私が今の竹下総理が大蔵大臣の当時にお尋ねをいたしましたときに、なぜ三年間とし

仄かありますからそれでもとにかく延すと言わんばかりで、三年間の延長を根拠づけた。そうすると、三年たつてみると、もとへ戻らないばかりか、一部はまた暫定措置、大半は恒久化。ここで一つの

私どもが試算をいたしますと、人件費への上乗化せを含めまして地方の負担は、三%で約二兆円になる。五%にいたしますと一兆四千億円に減る。消費税率を七%になると、地方の負担は七千五百六十三億円に減つてくる。恐らく竹下さんが私の質問に対して、補助金カットを三年間としたのは、税制改正との平次もこれありとお咎えになつたところ

いません、竹下總理も、自分がおる間は上げませ
ん、こう言つてはいるおつしやいますが、そんな
もの、支持率9%です。もうじき消費税率並みの
3%に落ちるのは時間の問題ですよ。補助率カッ
トの恒久化の問題といい、消費税の地方への転嫁
といい、今的地方にとってみたら踏んだりけつた
りじやないですか。こんななもの、明らかにもう撤
回すべきですよ。

して園数では百分テージでどれくらいの達成率になつておりますか。同時に、二年保育について、四歳児からの保育について、公私それぞれ一センテージはどういう達成状況になつておりますか。

○古村政府委員 立てました計画に対しましての達成率は、五歳児につきましては九〇・五%、四歳児につきましては八〇・八%でございます。
それから、公私の別に見ましたときに、公立につきましては、幼稚園数にいたしますと、達成率は七二%、私立は九七・八%、それから学級数とすれば、

のものとて幼稚園の統廃合が強行されておるわけではあります。これは一つの例を申し上げておきたいと思います。地方公共団体は、公立幼稚園の統廃合をやるために當たつて、児童、園児の数が減ってきて定員割れが起きてきたから統廃合もやむを得ない、こうおっしゃつしゃつております。しかし、私はこれは単なる言い逃れにすぎない、ここは、国がちゃんと計画どおり指導しておらなかつたからこういう結果になつてきておるということを指摘したいのであります。

は、消費税、大型間接税を五%ないし七%前後考
えておられたんじやないか。ところが、世論の敵
しい反撃に遭つて三%に抑えるを得なくなつた
た。そうして今まで補助金カットについては、一
部は恒久化、一部は暫定措置、こう言つております
すが、この帳じりを合わせるために、二年、三
年後には消費税を三%、二%、一%と下げるこ

結論から申上げれば、このたび重なる地方への財政負担によつて、地方行革と称して従来のいろいろな住民のための諸制度が廃止される、あるいはサービスが低下させられる、こういう事態が相次いで起つております。

そこで、まず最初に幼稚園問題についてお尋ねしたいと思つておりますが、これは基本施策と振興計画が既に出されております。四十六年であり

しの都合からいきなすと、公立が七六・八%でござり、私立が七六・五%などということになつておりますと、若干御説明いたしますと、計画目標に対し、達成率がこういう状況になつておりますのは、當時の見込みが、保育所に入つていく子供の数との関係において、保育所に入つていく子供が計画時点よりも見込み数で上回つっていたということです、いわゆる計画目標よりも下がつているということに相なるうかと思つております。

○村山国務大臣 消費税の税率三%というものは、本当に三%、開業義務の未満一二%をもつて、二つつけますか。

結論から申し上げれば、このたび重なる地方への財政負担によつて、地方行革と称して從來のいろいろな住民のための諸制度が廃止される、あるいはサービスが低下させられる、こういう事態が相次いで起つております。

そこで、まず最初に幼稚園問題についてお尋ねしたいと思つておりますが、これは基本施策と輿論調査が既に出されております。四十六年でありますが、中央教育審議会答申「基本的施策」、「児童教育の重要性と幼稚園教育に対する国民の強い要請にかんがみ、国は当面の施策として次のよう

しの都合からいきませんと公立が七六・八%でござり、私立が七六・五%ということになつております。それで若干御説明いたしますと、計画目標に対しして、達成率がこういう状況になつておりますのは、當時の見込みが、保育所に入つていく子供の数との関係において、保育所に入つていく子供が計画時点よりも見込み数で上回つていたということです、いわゆる計画目標よりも下がつてているということに相なろうかと思つております。

本当に長い間語譯の末でここは翻訳をへしましたけれども、どうぞよろしくして、当然のことでもござりますが、そんなに簡単に土平ちゃんのことはない。最終的に

結論から申し上げれば、このたび重なる地方への財政負担によって、地方行革と称して従来のいろいろな住民のための諸制度が廃止される、あるいはサービスが低下させられる、こういう事態が相次いで起つております。

そこで、まず最初に幼稚園問題についてお尋ねしたいと思っておりますが、これは基本施策と振興計画が既に出されております。四十六年でありますから、中央教育審議会答申「基本的施策」、「児童教育の重要性」と幼稚園教育に対する国民の強い要請にかんがみ、国は当面の施策として次のようないわば幼稚園教育の振興方策を強力に推進する必要がある。こう述べまして、当面の具体計画を出され

しむ御点からいきますと公立が七六・八%でござ
り、私立が七六・五%ということになつております
して、若干御説明いたしますと、計画目標に対
して達成率がこういう状況になつておりますのは、
当時の見込みが、保育所に入つていく子供の数と
の関係において、保育所に入つていく子供が計画
時点よりも見込み数で上回つていったということ
で、いわゆる計画目標よりも下がつてゐるといふ
ことに相なるらうかと思つております。

○経塚委員 当時、計画を立てたときから状況が
若干変わつてきておるという御説明であります
が、特に公立で二年保育が計画どおりいつておら
ない。公立でのいわゆる四歳児からの保育の計画
に対して何%ですか、今四歳児は。

はやはり国民の歳出需要とそれから負担との相関関係で国民が選択すべきものと考えてはおりますけれども、しかし、今までの状況で言えば、とてもそれは簡単に上げられるような状況でないことはもう事実だらうと思います。

○西岡国務大臣　お答えいたします。
今まで、幼稚園数にして六千カ所、百五十万人入
りますが、文部省さん、この方針は今でも生きて
おるとお考えですか。

○古本政府委員 四歳児におきます公立の数をもよと持ち合わせておりますが、公立の全体での達成率は私立に比べて低いという現状でございます。

竹下総理も、少なくとも自分のいる間はこれは上げませんということを公約しております。そし

○西岡国務大臣 お答えいたします。
ただいま委員御指摘のとおり、文部省といたしましては、四歳児、五歳児のすべての子供たちを園できるような措置を講ずる、こういう方針であります。文部省さん、この方針は今でも生きておるとお考えですか。

○古本政府委員 四歳児におきます公立の数をちゃんと持ち合わせておりますが、公立の全体でいふと達成率は私立に比べて低いという現状でござります。

てまたこの問題は、最終的に国民の判断だというものの、手続的には国会の審議を要する問題でござ

ております。この計画では、四十七年から五十六年まで、幼稚園数にして六千カ所、百五十万人入園できるような措置を講ずる、こういう方針であります。文部省さん、この方針は今でも生きておるとお考えですか。

○西岡国務大臣　お答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、文部省といたしましては、四歳児、五歳児のすべての子供たちを就園させるという従来の方針は今日まで踏襲をいたしております。

○古本政府委員 四歳児におきます公立の数をちらりと持ち合わせておりませんが、公立の全体での達成率は私立に比べて低いという現状でござります。

ざいますので、そんなに、おっしゃるように簡単に上げるというようなものではない、このように

ておられます。この問題では、四十七年から五十六年まで、幼稚園数にして六千カ所、百五十万人入園できるような措置を講ずる、こういう方針であります。文部省さん、この方針は今でも生きておるとお考えですか。

○西岡国務大臣 お答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、文部省といたしましては、四歳児、五歳児のすべての子供たちを就園させるという從来の方針は今日まで踏襲をいたしております。

○経塚委員 従来の方針を踏襲しておる、現在もなお二年保育を実施するという方針は生きてお

○古村政府委員 四歳児における公立の数をちらりと持ち合わせておりますが、公立の全体での達成率は私立に比べて低いという現状でございます。

○経営委員 そんなに簡単に上げるものじゃござ
思っております。

ております。この計画では、四十七年から五十六年まで、幼稚園数にして六千カ所、百五十万人入園できるような措置を講ずる、こういう方針であります。文部省さん、この方針は今でも生きていますが、お考えですか。

○西岡田務大臣 お答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、文部省といたしましては、四歳児、五歳児のすべての子供たちを就園させるという従来の方針は今日まで踏襲をいたしております。

○経団委員 従来の方針を踏襲しておる、現在もなお二年保育を実施するという方針は生きておる、こういうことであります。

それではお尋ねをいたしますが、計画に対しま

○ 経営委員　これは資料を持ち合わせておらないとおっしゃいますけれども、レクのときに数字を挙げて私は説明を受けましたが。ここへ出てくると資料を持ち合わせておらないというようなことを言わいたら困りますよ、これは。率が低いから明確に答弁できやしまへんのやろ。それが本音と違いまつか。二年保育の計画は立てたけれども、私立は一定程度進んだ、しかし公立の二年保育は大変おくれておる、計画どおりにはいっておらない、しかもはるかに及ばない。こういう状況

第一類第五号 大蔵委員会議録第八号 平成元年四月四日

私は、今求められておりますのは、定員割れをしたからといって簡単に統廃合するのではなく、

二年保育をやつた結果なのかどうか、こういいう点も十分に精査して、文部省が立てた当初の基本方針に従つて統廃合なしの二年保育をするべきだ。そうすれば、園児数が定員割れをするところが逆にふえておるところの例も私は幾つも持っております。

文部省としましては、二年保育を全幼稚園で実施されるよう地方公共団体を指導なさいますか。

○西岡国務大臣 お答え申上げます。

文部省といたしましては、先ほど御答弁申し上げましたように、従来の方針を今後とも堅持してお答えいたします。

文部省といたしましては、二年保育をやつた結果なのかどうか、こういいう点も十分に精査して、文部省が立てた当初の基本方針に従つて統廃合なしの二年保育をするべきだ。そうすれば、園児数が定員割れをするところが逆にふえておるところの例も私は幾つも持っております。

○西岡国務大臣 お答え申上げます。

文部省としましては、二年保育を全幼稚園で実施されるよう地方公共団体を指導なさいますか。

○西岡国務大臣 お答え申上げます。

文部省としましては、二年保育を全幼稚園で実施されるよう地方公共団体を指導なさいますか。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

答弁の根拠よりも私の根拠の方が確実じやないですか。ふえておらない、そういう傾向ないとおっしゃるなら数字を挙げなさい。数字も挙げずにいいかげんな答弁をしてもらっちゃ困りますよ。それから保育所数についてお尋ねをいたしますが、八四年以降、保育所は公私何園減少しております。

○長尾政府委員 前提といたしましてというの若干了解いたしかねますが、ぜひひとつ、一日も早く計画どおり二年保育が達成されるように指導をしていただきたい。

それから、保育所の問題が出来ましたので、保育所の問題についてお尋ねをしたいと思っております。

に到達をいたしたわけでございますが、その後、児童数の減少等の経緯がございまして、現実には要保育児童の減少状況が見られる地域もございます。したがいまして、こういった状況を踏まえまして、公立の保育所につきましては、各市町村におかれまして配置計画の見直し、統廃合等を行つておられるものというふうに理解をいたしております。

○長尾政府委員 保育所の施設数についてのお尋ねでございますが、昭和五十九年、公立の施設数一万三千八百十三カ所、これは前年に比べまして四カ所の減でございます。私立は増加いたしております九千九十一カ所でございます。

が、合計いたしますと二万二千九百四カ所で六カ所の増でございます。昭和六十年、公立は一萬三千七百九十五カ所、十八カ所の減、私立は九千百四カ所でこれも増をいたしております。全体といたしまして五カ所の減、二万二千八百九十九カ所でございます。六十一年、公立一万三千七百六十五カ所、減が三十カ所でございます。私立は九千百十四カ所、これも若干でございますが増加をいたしております。合計が二万一千八百七十九カ所、二十カ所の減ということになります。六十一年でございますが、公立が一万三千七百十二カ所、五十三カ所の減でございます。私立は増減ございませんで九千百十四カ所、合計しまして二万二千八百二十六カ所で、対前年五十三カ所の減でございます。

厚生省からいたしました資料を見ると、六十三年を含めまして五十九年と比較をいたしましたと、百十八カ所減っているんです。このうち公立が百一カ所減った勘定になっています。これはあなたの方からいただいた資料であります。

そこで、お尋ねをいたしましたが、この滞納額の急増といい、保育所数の減少といい、この原因が一体どこにあると御判断をされておりますか。

○長尾政府委員 先生御承知のように、保育所全体の整備は昭和四十年代から急速に進めまして、昭和五十年代全国的には整備がある程度の水準

県で見ますと、埼玉県が定員に対する充足率が最も低であります。七七%。調べてみると、県下で三歳児未満で五万円以上の保育料を徴収しているところが四十の市の中で半分の二十市あります。新潟市では、かつて保育料を三歳児未満一万二千円を引き下げたところが、五ヶ月で百七人の入所増があった。この数字を見る限りにおきましても、その前に考えなければならないのは、国が指導して年々保育料を引き上げてきておる。むしろ

これは厚生大臣にお伺いをいたしますが、民間の廃止、定員の減少等々も行われております。

これは厚生大臣にお伺いをいたしますが、民間の廃止、定員の減少等々も行われております。

これは厚生大臣にお伺いをいたしますが、民間の廃止、定員の減少等々も行われております。

これは厚生大臣にお伺いをいたしますが、民間の廃止、定員の減少等々も行われております。

これは厚生大臣にお伺いをいたしますが、民間の廃止、定員の減少等々も行われております。

これは厚生大臣にお伺いをいたしますが、民間の廃止、定員の減少等々も行われております。

これは厚生大臣にお伺いをいたしますが、民間の廃止、定員の減少等々も行われております。

これは厚生大臣にお伺いをいたしますが、民間の廃止、定員の減少等々も行われております。

きるような状況がつくれられれば、子供の安全はもとより、母親の働く権利も保障される。したがつて、厚生省としては、手近に入所しやすいよう年々の保育料の引き上げの指導はやめるべきだ、あわせて安易な保育所の統廃合、民間委託などは行うべきではない、こう考えておりますが、その点はいかがですか。

○長尾政府委員 保育所の保育料についての先生からの問題の指摘でございますが、保育所の費用、これは保育所に勤いておられる保母さんの給与、また子供さんのおやつ代等をすべて含むものでございます。こういった費用につきましてどういった形で費用負担を願うのが適当かということについては、いろいろな考え方があることと思いますが、保育所にお預けになつておられない御家庭との均衡等を考えますと、私どもは、親御さんの負担能力に応じまして御負担をいただくということはやむを得ないものと考えております。

現在の保育料の引き上げにつきましては、人件費のアップ等上昇いたしましたものを現在の各階層間のバランスを検討しながら御負担をお願いしておるわけでございまして、この点につきましては御理解をお願いいたしたいと思います。

○経喩委員 そんなことをおっしゃいますけれども、例えばこういう例もあるでしょう。市町村民税の中には、これは生活保護を下回るような結果になつてはならないということでもつて、自治省の方でいわゆる非課税世帯というものを限度額を設けてつくるております。ところが、保育料の年年の引き上げ微収の結果、生活保護以下の階層がふえてきておるじゃありませんか。それから、徴収費の改正に当たつても、いわゆる今の階層では第六階層と言われておりますが、この階層が保育所に子供を入れておる世帯の中で一五・三%と一番多い、ここを重点的に引き上げてきておる。旧D-1階層の引き上げを見た場合に、三歳児未満九千八百五十円が八八年度一万四千八百八十円、率で四四%でしよう。三歳児以上は率で五五%の引き

上げでしよう。四つの階層を一つの階層にしたために引き上げた率は、旧D2階層は二・一三倍になりましたが、青森県の三沢市などでは月額八万円を超しておると言われておりますよ。一体、この状況をどうごらんになりますか。

これは、最大の根源はほかでもございません、国庫負担の削減によつてこういう状況が生まれてきておるわけでしよう。国庫負担の状況を見てもらなさい。費用微収分であります、国全体で八〇年度は四二・九%、八九年度は五〇・五%、費用徴収の率がふえて国庫負担の率が減つてきておる。つまり、国庫負担の率が減つた分が費用徴収へ肩がわりされてきておるというのが、年々保育料を引き上げてきておる最大の原因じやありますか。だから、私はこういうようなことは、保育所から子供を、母親を遠ざけていく結果にならぬよう、子供も安全なもとで保護され、そして母親も安心して働きに行けるような状況をつくることとは逆行する方向だと思います。

この問題につきまして、これは局長は結構ですから、最後に厚生大臣のお考えをいただきたい。

○小泉国務大臣 保育所に預ける親御さんの立場と同様に、家庭で子供さんの面倒を見ている親御さん、そういう立場、やはり両方を考え、負担能力のある親御さんが保育園に幼児を預けるという場合には、それに応じてしかるべき負担をいただくのが私は適当ではないか、もとよりそれぞれの両親の考え方、立場、事情があると思いますから、全体のバランスを考えて見直しをしていく必要があると思っております。

○経塚委員 これは答弁は承認できません。そんな結果になればいよいよ保育所が遠ざかるばかりであります。したがいまして、先ほど申し上げましたように、身近に入所しやすいような状況に持っていくようにはこれは指導すべきだ。まして団体委任事務化されたわけですから、要らざる干渉はしてもらいたくない。

これは会計検査院に時間がございましたらお尋ねをする予定でございましたが、時間の関係上、

あなたの方で大阪に会計検査に入られた能勢町
といふところ、ここで保育に欠ける要件として、
働いておる時間についてあるいは収入について
も随分と注文をつけられた。その結果、この能勢
町では条例の改正を余儀なくされた。そして、条例
を改正いたしました結果、措置児と自由契約児
の比率が逆転をしてしまった。つまり措置児の数
が減つて自由契約児があふえてしまつた。保育所は
親からより遠いものになつてしまつた。会計検査院
が、保育に欠ける者の基準を、厚生省の団体委託
任事務化するに当たつてつくつた条例準則にも反
しておる。改正された児童福祉法にも反してお
る。勝手にこんな基準を会計検査院がつくつて、團
体委託事務化され、費用徴収についても入所の
基準についても地方公共団体の自由です。こう言
つておりながら、こんな勝手な介入、干渉を許さ
れていいのでしょうか。これは許されるべきであ
りませんから、今後こういうことはやめてもらいたい、
こういうことを申し上げておきます。会計
検査院、結構でござります。

次に、学童保育について幾つかお尋ねいたしました。
一方でどんどん母子世帯の数があふえておりま
す。これは大阪の調査であります。学童保育に
入った理由として、第一の理由が、お父さん、お
母さんが働いて家におらないからというのが七六
・四%であります。楽しいからと答えたのが、三
年生で三八・八%であります。友達がたくさんで
きるから、こう答えたのが七一・五%であります
。学童保育の果たしておる役割は大変大きいと
考えておりますが、この点についてはどのように
評価されておりますか。

○長尾政府委員 私どもは、児童館を利用いたし
まして学童保育、いわば留守家庭児童の健全育成
対策を行つてはいるところでございますが、今先生

○**経営委員** 児童館は幾らつくられておりますのや。もうほんどこれは計画どおりつくられてないでしょ。大阪などは児童館がない箇所の行政区の方が多いですよ。だからやむにやまれず学童保育という状況が生まれてきた。

同時に、児童館で子供を守るという問題と学童保育で子供を守るという問題と質が違うでしょ。が。児童館は学童保育のように指導員を置くのですか、子供何人に対して何人とかいう。そういうないでしょ。寄つて来て遊びでしょ。学童保育は、学校の空き教室などを利用して、指導員がついて、そしてしつけの問題あるいは勉強の補助、心身ともに健やかに育つよう教師の免許あるいは保母の免許を持つておる人たちを中心にして行われておるわけでしょ。児童館と学童保育と質が違うじゃないですか。

それで、質が違うところへ持つてきて、この児童館だつて思うように計画どおり建設をされておらないじゃないですか。そんなことでは答弁になりませんよ。厚生省の方は学童保育はもう必要なないとお考えなんですか。

○**長尾政府委員** ただいまの児童館の設置箇所数三千七百三十九カ所でございまして、先生御指摘のようく地域によりまして未設置のものがあることは大変残念に思つております。私どもといいたしましては、毎年この整備を進めるという努力はしたいと考えております。

一方、この児童館が整備されておりません地域につきましては、児童健全育成クラブという活動を助成するという形で学童保育の需要に対応しておるところでございまして、こういった育成クラブの助成につきましては今後も努力いたしてまいりたいと思います。

○**経営委員** これは答弁を了承できませんが、指導員の身分、資格についてちょっとお尋ねをしたいと思つております。

人事院規則第二条では「非常勤職員の勤務時間

は、日々雇い入れられる職員については一日につき八時間を超えない範囲内において、その他の職員については常勤職員の一週間当たりの勤務時間の四分の三を超えない範囲内において、任命権者の任意に定めるところによる。」こう定められておりますが、例えば学童保育の指導員などで嘱託と委嘱をされて、通常の職員の勤務状況の四分の三以上の場合はどういう扱いになるのですか、自治省、お答えいただきたい。

○芦屋政府委員 お答えいたします。

学童保育の指導員という名称のとられておる方について私どもの方で実態を把握はいたしておりません。

したがいまして、その方が地方公務員であるのか、それともボランティアとして活動をしているのか、どちらかという問題がますますおもて思いますが、なおまた、仮にその一定の手続、採用がありまして地方公務員であるという場合でございます。でも特別職である場合と一般職である場合が考えられるわけでございます。

今、委員御指摘でございますが、人事院規則に言う勤務時間、一般職の四分の三を超えておるという勤務時間がある方がどうかということになるわけでございますが、その場合におきましても、その方をどういう形で任用しておるかという形式がやはり重要な判断要素になつてくるだろう、その中でこの方々の身分の取り扱いというものが決まってくるというふうに考えられます。

○経塚委員 四分の三を超えた場合は、嘱託の場合ですが、一般職と同様の取り扱いになるのじゃないですか。

○芦屋政府委員 そこで、ただいま申し上げましたとおりに、勤務時間がどのようになつておるかということとあわせまして、任用の形式が一体それを一般職として採用するといふような地方公共団体の意思があるのかないのかといったことが重要な要素になつてくるだらうと思われます。その点につきましては、したがいましてその地方公共団体のそれぞれの実態に応じて判断がなされるで

あるうということになると思います。

○経塚委員 何回もお尋ねして恐縮ですが、これ

は事前に、あなたの方の御見解では「四分の三を超えた学童保育の指導員（嘱託）の身分保障は、一般職と同様の取り扱いになる」、こういうレクをいただいておるのでですが、これはこのとおりと解釈してよろしいのですな。

○芦屋政府委員 私どもの方でどういう説明をいたしておるか、ちょっと私は存じておりませんけれども、ただいま申し上げましたように、いずれにいたしましても、その任用行為がどういう形でなされておるか、その形式がやはり重視されなければならぬというふうに考えております。

○経塚委員 これはあなたの方から文書として御回答いただいたわけでありますから、私はこのとおりだと解釈をしておきます。「勤務時間が四分の三を超えた学童保育の指導員（嘱託）の身分保障は、一般職と同様の取り扱いになるのではないか。」こう解釈しておきます。

最後に、国庫負担金補助金カットあるいは消費税の影響を最も受けております養護老人ホームに特別養護老人ホームについてお尋ねをしておきたいと思つております。

○経塚委員 この滞納額が急増しております。名古屋の場合は六十年に比べまして六年は約三倍、大阪市は養護老人ホームで七〇%、神戸市で二・五倍、札幌は実に四・七倍、この場合は特養で二・五倍、このうちの状況であります。名古屋の場合は六十年に比べまして六年に残る金が三十数年前、たった六百円、これで憲法に保障された人間として生きる権利が守られるのか、血の叫びの記録が本として出版されました。手元に残る金が三十数年前、たった六百円、これで憲法に保障された人間として生きる権利が守られるのか、血の叫びの記録が続けられた。お氣の毒に途中に亡くなられました。しかし、その記録が出版されたということがけさのNHKテレビで報道されておりました。最近、預貯金をつぶす傾向がどんどんふえておるというのが施設長のお話であります。

○多田政府委員 かつて、私は、中曾根さんが総理のときに、この補助金カットの問題についてお尋ねをしました。国民党に迷惑はかけませんと御答弁をなさつたのです。しかし、こんな状況で国民党に迷惑はかけないと今日もなお断言できますか。厚生大臣、御答弁をいただきたい。

○多田政府委員 老人ホームの費用徴収の問題でございますが、費用徴収につきましては、個別的日常費と称しておりますが、一定の手元残金を残すということにいたしまして、かつ、食費相当額

入つておる老人ホームであります。障害者福祉年金、月三万六千円というのが約六〇%であります。ところが、徴収金を徴収されて手元に残る金は月に一万九千八百六十六円であります。目が見えませんからラジオが欲しい、目が見えませんからテープレコーダーも欲しい。このテープレコード、盲人について是非課税だったんでしょう、物品税かかっておらなかつた。ところが三%消費税かかるんでしよう。徴収金、最高の人仮に八十万といたしますと、五十九年徴収金が二十八万八千円であったのが今六十三年度で徴収金は四十万一千円、手元に残る金は、五十九年は月四万二千六十六円だったのが、物価が上昇しておるというのに、ふえるどころか二万九千八百六十円に下がつておるじゃないですか。

○経塚委員 けさのNHKテレビでは、朝日茂さんのあの長年にわたる闘いの記録が本として出版されました。手元に残る金が三十数年前、たった六百円、これで憲法に保障された人間として生きる権利が守られるのか、血の叫びの記録が続けられた。お氣の毒に途中に亡くなられました。しかし、その記録が出版されたということがけさのNHKテレビで報道されておりました。最近、預貯金をつぶす傾向がどんどんふえておるというのが施設長のお話であります。

○多田政府委員 これは新聞に寄せられた投書であります。高齢者に苦痛強いいる消費税は、よいよ消費税が、いやおうなしに私の乏しい財布に襲いかかる。これは新聞に寄せられた投書であります。これは乳児から養護老人ホームに至るまでたくさん施設を経営しておりますが、ここにいわゆる消費税の徴収総額だけでも二十九百万円になつて、これはいろいろなバザーーやカンパを集めて経営のやりくりをしておらぬところでございます。

○経塚委員 時間も最後になつてまいりましたので、申し上げておきたいと思います。

○多田政府委員 これは乳児から

金庫負担との関係を直接云々というふうには考えておらないところでございます。

ておりますし、共産党もこうして意見を開陳されていります。そして、どのような形で審議が進んでいくかというのは、委員会の理事の皆さんあるいは委員の皆さん、その決定に従つて私がございまして、厚生省があるいは大蔵省がいつ採決するかという決定権がないもので、委員会の皆さんの運営にお任せし、その指示に従つて我々が出でるのですから、どういうような形でこの審議が進められていくか我々は見守っているということになります。

○田中(美)委員 それでは厚生大臣はロボットですか。私があなたに聞いているのは、十分の八は生きていると言つておられるのです。今までの暫定措置はずっと生き続けている中で、臨時に——臨時にやつたんだから生きているのですね。しかし、生きることでやっているのは、この十分の八が生きるか死ぬかという問題になつて、どう考えるかと聞いているのです。

○小泉国務大臣 確かに今まで十分の八ありました。今回それを十分の七・五いわゆる四分の三にしよう、そのための御審議をしていただいているのであります。それは国会が決めになることであり、私ども四分の三、十分の七・五でこれはしかるべき措置だと考えております。

○田中(美)委員 私は、今保育所の話をしているのですよ。同じことですけれども、ちょっと数字が保育所の場合には違いますからね。

次に、昨年の十一月二十一日に参議院の本会議で梶山自治大臣が、「昭和六十四年度以降の補助負担率の取り扱いについては、原則としてとの補助負担率に戻すべきものであると考えている」と答弁しておりますが、これについては大蔵大臣はどうお考えになりますか。

○村山国務大臣 自治大臣がどうお答えになったかということは私つまびらかにしておりませんが、今度のものは、言うまでもございません、從来から、旧臨調、新臨調、それから行革審等で、補助金の見直しが喫緊の重大事である、補助金と

いうのは一定の行政水準を保つあるいは奨励をするという長所はあるけれども、反面、どうしてもやはり慣性に流れ、地方の自律性を失わせる、これがございまして、各省庁で再々にわたりまして協議を行いまして今度提案しているような補助率にしたいというわけでございます。今まで来ておりました、暫定期間の三年が過ぎるに当たりまして、各省庁で再々にわたりまして協議を行いまして今度提案しているような補助率にしたいといいます。そしてまた、この補助率を下げたからといって生活保護の方々に対する給付費あるのはないということはもう御案内のとおりでございます。そしてまた、この補助率を下げたからといって生活保護の方々に対する給付費あるいは措入院される人たちの措置に係る給付水準が下がるわけではございません。ここは間違えないようにお願いいたします。

問題は、この費用負担のあり方について地方と国がどういう配分をするのが適当であるか、こういう問題でございまして、今の補助率というものが今まで来た経緯、それから国と地方の財政状況、そういうものを踏まえまして地方全体としても困らない、そしてまた一つ一つの地方団体も困らない、こういう財政措置を講しながら今までのことをしたわけでございますので、その点を御理解願いたいと思います。

○田中(美)委員 同じ自民党の大臣の中でも意見がまちまちであるということは、これは明らかだと思うのです。先ほど経塚議員が質疑をなさつたことを、大臣は途中お眠りになつていらしたようですが、それがどうなつておるとこでございまして、私はさもありなん、かように思つておるところでございます。

○田中(美)委員 私の聞いたことに直接お答えになつていらっしゃらないで、今まで朝令暮改的に約束を踏みにじつたのは申しません、こういうふうに言つておられるのです。今までのやり方が間違つておられるのです。今ことを言つてしまふ。生活保護がどうなつておるかということはこの後で質問いたしますので、まず今私は、今までいかに約束を破つてきたかということを申し上げたわけです。

時間がございませんので次の質間に移ります。保育所の問題を先ほどから言つていますが、先ほど経塚議員からもいかに父母負担が大変かといふふうに言つていますが、これは補助金カットもありませんけれども、まず第一に、父母の徴収基準には非常に問題があると思います。一人に対する給付がおかしくなつておる、貧困になつてきているかといふお話があつたはずですけれども、どこまで聞いていたられたのか、いかに約束を破つてきたかということを申し上げたわけです。

その上に補助金カットという形で、いろいろな形で父母負担があつておるわけです。例えば乳児一人を保育所に預けますと八万六千三百四十円になります。延長保育が非常に少ないのでから「重保育をしなければならない。また、すぐそばに保育所がなければタクシーに乗つたり何かして子供を送つたり迎えたりしなければならぬ。こういうふうになりますと、公務員の夫婦で月収の四分の一以上というものがたつた一人の乳児にかかると統計さえもとつていいというような状態、これでは、まず徴収基準をもう一度根本的に見直す必要があると思いますが、厚生大臣、お答え願いま

すから、この徴収基準 자체が非常に現実に合っていない。

現在公務員の場合でも、夫婦とも二十歳代、せいぜい夫が三十というぐらいのところは保育所でどれぐらい払うかといいますと最高のランクになります。ですから、十段階というふうになつましたように、これは大蔵省と自治省が完全な合意に達してやつておるところでございまして、なお先ほどの自治大臣のお話では、地方六団体についても了承を得ておる、こういうお話でございまして、私もさもありなん、かように思つておるところでございます。

私は、これはかつては総事業費の三六%ということだったわけですが、現在は五〇%を超えています。また、零歳児の枠を広げたといふことはいいことですが、これは全額出さなければならぬわけですから、さらく保育所の総事業費の父母負担というのは五〇%をはるかに超えていくといふことはいいことですね。これが先ほどの大臣にでもしてもらわないと本当の答弁はできません。

○村山国務大臣 重ねて申し上げますが、生活保護を受けおられる方々、入所者に対する給付水準は変わりません。

問題は、費用の負担のあり方について国と地方がどうな費用を持ち合つか、こういうことでござります。したがいまして今度の補助率の改定に当たりましては、地方団体が全体として困らぬよう、それからまた個々の地方団体も困らぬよう、こういうところは十分配慮をしてやつておられます。先ほど自治大臣が言われましたように、これは大蔵省と自治省が完全な合意に達してやつておるところでございまして、なお先ほどの自治大臣のお話では、地方六団体についても了承を得ておる、こういうお話でございまして、私もさもありなん、かように思つておるところでございます。

現在公務員の場合でも、夫婦とも二十歳代、せいぜい夫が三十というぐらいのところは保育所でどれぐらい払うかといいますと最高のランクになります。ですから、十段階というふうになつましたように、これは大蔵省と自治省が完全な合意に達してやつておるところでございまして、なお先ほどの自治大臣のお話では、地方六団体についても了承を得ておる、こういうお話でございまして、私もさもありなん、かのように思つておるところでございます。

現在公務員の場合でも、夫婦とも二十歳代、せいぜい夫が三十というぐらいのところは保育所でどれぐらい払うかといいますと最高のランクになります。ですから、十段階というふうになつましたように、これは大蔵省と自治省が完全な合意に達してやつておるところでございまして、なお先ほどの自治大臣のお話では、地方六団体についても了承を得ておる、こういうお話でございまして、私もさもありなん、かのように思つておるところでございます。

どのくらいの御負担をお願いするかということは、二つの観点から考える必要があるかと思います。一つは、全体としての公費で負担する率の問題、また個々の所得階層別にどのような割り振りで御負担をお願いするかという問題の二つがあるかと思います。

先生から、現在徴収金全体の総保育料にかかる比率が高まっているではないかという御指摘がございましたが、これは長い時間的な経緯を見ますと、保育所の父母の所得階層が、先生もお話しになつておられましたけれども、所得税課税階層非常に大きめ動いていったという経緯がございましたが、これは長い時間的な経緯を見ますと、保育所の父母の所得階層が、先生もお話しになつておられましたけれども、所得税課税階層

に直していただきたいということを申し上げておきます。

次に、定員割れになるので廃園にしたり、民間委託に公立の保育所をしていくということを自治体はやっております。それはあくまでも費用を節約したいという状態でやっているわけですが、地方自治体からすれば二・五倍の負担増になつたわけですから、結局地方自治体は子供の保育を放棄せざるを得ないというような気持ちに今追い込まれているということがこういうことになるんだと思いません。

私は、保母というものはもともと教育者だと思つております。小中高の先生、それから大学の教授、そして保母、これはすべて教育者だと私は思つております。その教育者は、結局相手の年齢が違うだけですね。大学は高い年齢の子供を教育するし、保母は小さな子供を教育しているというふうに思うわけです。

ですから、定員割れになったから地方自治体は、国からの補助金も削られたし、結局金がかかっておりません。小中高の先生、それから大学の教授、そして保母、これはすべて教育者だと私は思つております。その教育者は、結局相手の年齢が違うだけですね。大学は高い年齢の子供を教育するし、保母は小さな子供を教育しているというふうに思うわけです。

は、国からの補助金も削られたし、結局金がかかってしょがないしやつていけないからといふことで民間にどんどん委託していく。こんな状態を進めていくには、今でも進めているのに、これが固定化されればもうともつと進んでいくということになると思うのです。

小学校の場合には四十人学級制とか、今では三十五人、三十人学級にせよといふことを言つていますが、そうしますと、学校の場合には、例えば四十人学級ですから、これが四十三人になれば当然二クラスになるわけです。ですから三十何人学級というものが、制度じゃないにしてもこれは出でてくるわけですね。ところが、保育所の場合には、どういうふうになつていて、この問題です。

私は、定員割れの状況にあるのだからこうして六十三年度のこの決済区分の改正に際しまして、こういった階層につきましては徴収金、つまり御負担をお願いする金額につきましてある程度の足踏みをさせていただくという形で、全体の費用負担構造につきましては徴収金、つまり御負担をお願いする金額につきましてある程度

がござりますが、どうかという御指摘がござりますが、そうしますと、学校の場合には、例えば四十人学級ですから、これが四十三人になれば当然二クラスになるわけです。ですから三十何人学級といふものが、制度じゃないにしてもこれは出でてくるわけですね。ところが、保育所の場合には、どういうふうになつていて、この問題です。

私は、定員割れの状況にあるのだからこうして六十三年度のこの決済区分の改正に際しまして、こういった階層につきましては徴収金、つまり御負担をお願いする金額につきましてある程度

が、大臣どうですか、これは大事なことですから。

○長尾政府委員 保母の定数、つまりお預かりしておられます子供さんの年齢、数に応じましてどういった数の保母さんに働いていただくかという現行の最適基準は、中央児童福祉審議会等におきまして専門的な見地から御検討いただきまして現在の数値になつておるものでございます。

先生は、定員割れの状況にあるのだからこうした定数をいわばもう少しやしていくかといふことを考えてはどうかという御指摘かと思います。

保育所が担うべきいろいろな課題、これは例えれば特別保育対策でございますとか、現在も大きな課題があるということは十分承知をいたしております。

して、こういった状況にありますからこそ、そういった特別保育対策等の充実は私は必要なことと

母定数を改めるというような方向でこの問題を対処するということはいかがなものかと思うわけでございます。

○田中(美)委員 もともと子供を育てるということ自体が間違つておりますので、この徴収基準を早急

に直していただきたいということを申し上げておきます。

次に、定員割れになるので廃園にしたり、民間委託に公立の保育所をしていくということを自治

体はやっております。それはあくまでも費用を節約したいという状態でやっているわけですが、地方自治体からすれば二・五倍の負担増になつたわけですから、結局地方自治体は子供の保育を放棄せざるを得ないというような気持ちに今追い込まれているということがこういうことになるんだと思

います。

私は、今、定員割れと言われるようなことがあ

るならば、思い切つてこういう配置基準というも

のを見直して、理想的な保育所づくりに新しく転換すべきだ。今までが余りにもびっしりと子供を

たくさん入れて保母の数が少ないという形で、理

想的な保育がやられていなかつたわけですから、子供が減ったというならば、この際理想的な保育

所に転換していく。日本は経済大国なのですか

ら、後退するというのではなくて、新たに前進し

ていくという方向にいかなければならぬと思う

のです。ですから配置基準を、例えば四歳以上の

児童の場合は三十対一ですね、三十人の子供に保母一人。こんなことはとてもやつていけない。

この配置基準を根本的に見直していただきたい。

例えば、三歳児ならば十対一とか十五対一、四歳児以上ならば十五対一とか二十対一とかといふ

とを検討していただきたいといふふうに思いますが、大臣どうですか、これは大事なことですから。

○田中(美)委員 どうも失礼いたしました。もし

お孫さんだとすれば、四歳のお孫さんを一時間、お一人で留守番が何かで預かってみてください。

一度やつてみたら、けがをさせないように見るだ

けで、保育じやないですよ、けがをさせないよう

に見るだけで、預かるだけで、一時間でくたくた

ですよ。これはやつてごらんになつたらわかります。

私はどうも見ていると、児童局長は女性です

が、女性ひとりが子供のことやろう、男性は子供のことは天下国家の問題ではないと思っている

んでしょうかね、そういうふうに感ずるのですけれども、大臣もつときちり子供の問題を考え

てほしいと思うのです。これは重大な天下國家の問題です。一時間でもくたくたになります。ところ

が、保育というのは、ただけがをさせないよう

におりの中に入れて見守つているという、まさに昔あった駅の荷物の一時預かり所とは違うの

です。人格形成ができる一番大切なときです。その

中で友情を養つたり、思いやりを持つたり、子供なりの人権思想を持つたり、こういふ教育をしなければならないのです。そういうところで三十人

の四歳の子供を保母が一人で見るということが可能ですか。大臣の個人のお考えを、政府はいいで

すから大臣個人のお考えを聞かせてください。

○村山国務大臣 これから日本の我々の子供、孫、私の年でございますと特に孫でございます

が、どういうふうに育っていくかということは、今後日本の運命を決定する、あるいは社会の幸福を決める重要な問題だと思っております。その意味で、教育という問題、教育といつても学校教育に限りません、その子供さんがだんだん人格を形成していく、非常に大事なことであろうと思っております。私は孫とそんなに長い時間を持つたことはございませんが、容易ならぬことであらうと思つております。

○田中(美)委員 容易ならぬことであろうと想像をなさりながら、こうした四歳児をたった一人の保母で見るというような配置基準、これを根本的に見直すという回答もできないような政府の姿勢というのは、私は大変おくれていると思います。
もう一度村山大臣にお聞きますが、「赤とんぼ」という童謡がありますが、御存じですか。

○村山国務大臣 残念ながら存じません。

○田中(美)委員 厚生大臣、「赤とんぼ」という童謡を御存じですか。

○小泉国務大臣 「夕焼け小焼けの」というのですか、それだったら全部は歌えませんが、いい曲だ

なと思っております。

○田中(美)委員 この「赤とんぼ」という童謡は、非常に多くの人たちに知られている童謡ですが、この中に「十五でねえやは嫁に行き」というところがあります。この歌ができるころは今のような新しい憲法ができる以前で、教貧政策で託児所という、保育所ではなくていわゆる子供を一時預かるんだという託児所のあつた時代にこの歌はつくられたわけです。ですから、この時代には非常に忙しい家庭とか金持ちの家庭では、子供を見るところがありましたので子守を雇つたわけです。この歌の「ねえや」というのは子守のことなんですね。このときの子守というのは皆女の子がやつた。これを「ねえや」と呼んだわけです。そういうところからこの「十五でねえやは嫁に行き」という歌ができるわけですね。この三十人の子供を保母一人で見るというようなことは、まさに日本の政府の態度は、保母を子守である「ねえや」

の延長としか考えてはいないのではないかということになります。ふうに私は考えます。
こういう点で、これから大きな運動になると思つて、私は孫とそんなに長い時間を持つたことはございませんが、容易ならぬことであらうと思つております。

○田中(美)委員 第一、二十人以上いなければやまでも一千五百人にも足らないというふうに思つて定員割れするならば安くしなければならない。だから保育の要求はないなどというような逃げ腰ではなくて、本当に定員割れなら、保育料が高くして定員割れするならば安くしなければならない。基準を徹底的にやつしていくべきだというふうに私は思います。

次の質問に移りますが、昭和五十六年八月二十四日に児童家庭局から通達が出ております。その前に私が、五十五年でしたか、保母は教育者である、ところが児童福祉法では女性しか保母になれない、これはおかしいというので児童福祉法を改正していただきまして、保父さんもてきて、男女でもって子供を保育するということができたわけです。また、そのときにベビーホテルの問題が起これまして、次々と赤ちゃんが死ぬということが起りまして、私が国会で質問いたしまして、五十六年でしたのが児童福祉法を改正して、ベビーホテルの指導や立入検査を認めるという改正をしていただいたわけです。そのときに通達が出来まして、延長保育や夜間保育をやるようになつたのですが、この結果、あれから九年か八年になりますが、延長保育はどの程度になつてあるのか、夜間保育がどの程度になつてあるのか、この点をお答えください。

○長尾政府委員 昭和六十三年度現在の数字を申しあげます。

延長保育は全国で実施箇所が四百八十七カ所、夜間保育は二十七カ所となっております。

○田中(美)委員 五十六年に延長保育をやれといふ通達を出したときに、千カ所にすると言つたのですね。そうして意気込んでいたにもかかわらず、八年たつても四百八十七しかできていない。

だからベビーホテルという民間の非常に粗悪な保育をしている。すべてがそとは言いませんが、そういうペビー・ホテルがたくさんできている。厚生省は千カ所やると言ひながら、今は二千カ所やると言ひながら、現在五百にも足らないというふうに思つて、本當に定員割れなら、保育料が高くして定員割れするならば安くしなければならない。だから保育の要求はないなどというような逃げ腰ではなくて、本當に定員割れなら、保育料が高くして定員割れするならば安くしなければならない。基準を徹底的にやつしていくべきだというふうに私は思います。

次の質問に移りますが、昭和五十六年八月二十四日に児童家庭局から通達が出ております。その前に私が、五十五年でしたか、保母は教育者である、ところが児童福祉法では女性しか保母になれない、これはおかしいというので児童福祉法を改正していただきまして、保父さんもてきて、男女でもって子供を保育するということができたわけです。また、そのときにベビーホテルの問題が起りまして、次々と赤ちゃんが死ぬということが起りまして、私が国会で質問いたしまして、五十六年でしたのが児童福祉法を改正して、ベビーホテルの指導や立入検査を認めるという改正をしていただいたわけです。そのときに通達が出来まして、延長保育や夜間保育をやるようになつたのですが、この結果、あれから九年か八年になりますが、延長保育はどの程度になつてあるのか、夜間保育がどの程度になつてあるのか、この点をお答えください。

○長尾政府委員 説明だけさせていただきます。先生御指摘のように、延長保育、夜間保育、いずれも十分な成果を上げておりませんことを反省しておられたのにそれができないじやないですか。厚生大臣の責任で、どう思われますか。これについては厚生大臣、どう思われますか。——長尾さんはもう結構です。あなたはもうわかっているけれども、どう言わざるを得ないのですか。通達を出されたのにそれができないじやないですか。

○長尾政府委員 保母の給与につきましては、現実に雇用されております保母さんの給与の実態を調査いたしまして、いわば勤務年数でございますが、それをもとに公務員の給与表に当てはめた形

で一定のレベルを決めまして、それを給与として措置費の算定の基礎といたしております。

○田中(美)委員 一般に調べてといふのはどういふことですか。国の考えはないですか。まだまだ「赤とんぼ」の「ねえや」の延長と保母を考えたわけございますが、一つは、一カ所当たりの人数が多くて、例えおむね二十人以上というふうなことを私どもの補助要綱では決めておりませんが、二十人集まるという保育所は現実に少ないようになります。したがいまして、これを少人数にも対応するという形で今回予算をお願いいたしております。

金額を言えないからお答えになりませんので、私が答えますが、行(一)の二級の三号、初任級で

——初任給じゃないのです、保母さんは初任級なんてないのでありますからね。皆さんは御存しないのじやないです。保母さんの賃金というのは十三万円です。これは二年働くことと三年働くことと年働くことと十三万円ですよ。年齢が高くなれば加算はちょっとあります。しかし、一般的のあなた方が給料もついているのは徐々に年限によつて上もつていつているじゃありませんか。保母さんと

しまして一応現在モデル的に実施をさせていただておりますので、この状況を踏まえまして今後の夜間保育のあり方につきまして考え方をいたしました。

○田中(美)委員 第一、二十人以上いなければやまでも一千五百人にも足らない。厚生省は千カ所やると言ひながら、現在五百にも足らない。ところが一千萬を超している東京都では一カ所一千萬を超しているところは、確かに大東京でたつた一カ所しかしないのですよ。夜間保育をしているところは、通達というは何のために出しているのか。このためにこそ金を使わなければいけないのじやないですか。自分で通達を出して、千カ所やるんだというP.R.だけしておいて、二千カ所やるんだというP.R.だけしておいて、実際にはやつてない。夜間保育もやれやれと言ひながらこの大東京でたつた一カ所しかない。それなのに補助金をカットするなどといふうなことはとんでもないことだと思います。

○田中(美)委員 これは児童憲章でも、児童権利宣言では国連の宣言として「人類は、児童に対し、最善のもの大切な子供は、たとえ五人でも六人でも夜間保育なり延長保育なりをするためには、補助金カットどころか、保育所に対しても最大の金を出していい」というのが責務だと思います。それを何もかも大げな一つのこういうことが進まない」というのを与える義務を負う」と言つてはいるのですね。

もう一つのこういうことが進まない」というのは、保母の賃金です。今保母の賃金はどうなつてますか。

いのちは措置費の中で頭掛けじゃないですか。三万に保母が十人いれば十掛ける、こういう資金の形をしているからですね。

時間がありませんので私が申しますが、日経連の六十三年度のモデル賃金では、六十三年度大卒の初任給が十六万六千六百十八円、短大卒が十五万三千六百五十円ですね。ところが、保母さんは頭割りで一人十三万、こちら辺のところに問題があるのですよ。もう時間がないので簡単に申し上げますが、今は保母の養成というのは数はふえています。それから求職も多くなっています。しかし、保母になり手がない。だからしくてやれないと。賃金を聞いてびっくりするのです。保母になりたいなりたいと言なながら、余りにも賃金が低いためにやれない。ですから、保母賃金の確立というものを教員並みにきちっとくるべきだということをまず要求しておきます。回答は、どうせやりますとは言いませんからね。長々と弁解ばかりをしていらっしゃるので、これは要求として言っておきます。

この四年間の補助金をカットしたということは、そしてそれをまだ固定化していくということは、保育というものを私ごとと考えている。先ほど「赤とんぼ」の歌の例を申し上げましたが、保育を私ごとと位置づけて、貧困層の子供は国が多少は手を打つけれども普通の子供はすべて保育を金で買えという思想をこの四年間に非常に広げたということは、保育の専門家がこそって言っていることです。私は、この質問をするに当たってそれぞの保育の専門家に電話をかけて聞きましたけれども、一様に言っているのは、貧困層の子供だけ、普通の子供は——金持ちじゃないですよ、普通の子供は金で買えという思想をこの四年間につくった、これをまだ固定していくということは、その思想を永久に固定化するものであるといふ怒りの声が私のところに電話でかかってきております。

その中にありました保育の専門家の言葉ですけれども、高齢化社会論というものをしばしば政府

は言つてゐるけれども、将来高齢化社会を担うの社会の担い手の育成が国の政策の中心に位置づけられなければならぬ、福祉や教育予算の大削減というものは将来に大きな禍根を残すということを専門家は言つておりますので、それをお伝えして次の質問に移りたいと思います。

次は生活保護の問題ですが、これはことしの予算の総括質問で共産党の不破哲三代議士が取り上げられました。この四年間のカットによって約五万世帯が削られている、それから人口千人に対する保護率が五十八年度には一二・三であったものが現在では九・八に減つているというのは、厚生省からいただいた資料を見てお話ししているわけです。先ほど大蔵大臣は国民には迷惑はかけていないのだというふうに言つておりますけれども、生活保護法の第一条の目的、この目的には「自立を助長することを目的とする」最低生活を保障するというだけでなく、自立を助長するということを言つております。

時間になりましたので一つだけこの問題を申し上げますが、これは福岡県の三牧亨さんという方で、小郡の福祉事務所で起きた問題です。これは御主人が病氣で、心筋梗塞で動けない、次男がてんかんでたびたび入退院をして、妻がこの子供にかかりきりだ。こういう方に對して、生命保険を解約させて十二万円を戻した。そして子供の学費の積立金三十三万円も全部使わせた。現金八万円。合計五十万円全部使わせてから保護を出した。ところが、高校に行つている長男がヨーロプトの配達のアルバイトをして月に千二百七十円稼いだ。それが不正受給だといって四万円の罰金をかけた。四十円の返還命令をかけてきた。生命保険を解約せざるといふことは、してはならないことになつてゐるんじゃないですか。そして、高校生が自分の学用品を買いたいのでわずか千円ちょつ

との金を稼いだといって、四十万円の返還命令をかけてきている。こういうことが許されるでしょうか。これが国民に迷惑をかけていないということが言えるでしょうか。

今、一つしか事例が言えませんけれども、このことについて大臣のお答えを願いたいし、この返還命令、四十万円の金を知人から借りて返させたというのですけれども、私は、この本人に四十万円は返してほしいというふうに思いますが、この点についての大変お答えをお伺いしたいと思います。

○小林(功)政府委員 今お話がございましたケースは私は存しません。調べてみないとわかりませんけれども、一般論として申し上げれば、生活保護というものは国民生活の最後のよりどころという意味で大変重要な制度であります。一方において、その財源はすべて納税者の税金によって賄うものでございますから、それなりの制約があるというのには当然でございます。

そういう意味で、生活保護を適用するかどうかということを判断する場合には、本人の収入、資産、あるいは扶養、あるいはほかの制度の活用といろいろなことをやつて、なおかつ生活保護の適用がないと最低生活も維持できないという場合に適用するものでございますから、収入があつて自分で現金を持ちながら生活保護を適用せよといふ点でございますと、これはなかなか難しいということになるわけでございます。

いずれにしましても今のケース、存じませんので、ここではすぐお答えはできかねる面がござります。

○田中(美)委員 基本はそのとおりですけれども……

○中村委員長 田中君、時間が来ております。

○田中(美)委員 はい。自助という言葉、自助といふことが生活保護の目的に書いてあるわけですから、自立を助けるということ、これをつぶしてしまうというようなことを絶対にやらないように強く要請して、私の質問を終わりります。

○中村委員長 沢田広君。
○沢田委員 大体時間が来たのでありますから、このまま続けるとすれば事務当局の方には大変御迷惑だと思いますが、これは理事会で決めたことでしようからお許しをいただきたいと思います。
最初に、今回提案をされました法案の中で、戒名が非常に長い法案なんでありますから、整理、合理化、特例、どれが整理でどれが合理化でどれが特例なのか、ちょっとと答えてください。
○篠沢政府委員 今回のお願ひをしております法案で措置をされました事項の分類でございますが、幾つかに分かれておりますが、一つは補助率等の本則改正でございます。いわゆる恒久化の部分でございまして、十三法律ございます。その中には、生活保護の関連での生活保護法あるいは結核予防法等七法律、これは四分の三の補助率で恒久化をお願いするものでございます。それから措置費で老人福祉法あるいは児童福祉法等措置費の関連六法律がございます。以上十三法律がいわゆる本則改正でございます。
それから一般財源化の措置が二法律ございまして、一つは義務教育費国庫負担金のうち県給に係るものでございます。それから公立養護学校特別措置法もそうでございますが、恩給に係るもの、これが一般財源化の措置ということで、二法律ございます。
それから、補助率を暫定措置としてなお二年程度お願いをしているものがございまして、これは主として公共事業でございますが、河川法を初めといたしまして三十一法律ございます。
最後に、国庫負担の繰り入れ特例が三法律ございます。厚生保険特別会計法、いわゆる厚生年金への繰り入れ特例等でございます。
そこで、法律の名前との関係でございますが、お願いをしております法案の名称は、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案ということでお願いをしております。このうち、整理及び合理化と申しましたのは、最初の方で申しました補助率の本則改正と一般財源化を意

味しておるというつもりでございます。それから臨時特例というのは、公共事業等補助率の暫定措置をお願いしております部分を臨時特例として名づけております。最後に「等」というのがついておりますが、これは国庫負担の繰り入れ特例を意味するものと御理解をいただきたいと思います。

○沢田委員 整理というのは何が整理されたのですか、それから合理化というのは何が合理化されたのですか、これも簡単にお答えください。

○篠沢政府委員 法案の作成過程では、整理及び合理化という名称でこの補助率の恒久化措置と一般財源化措置をまとめて考えておるわけでござりますが、強いて申しますれば一般財源化措置が整理ということかと思います。それから恒久化措置、本則改正の部分が合理化というふうにお考えをいただければよろしいかというふうに考えます。

○沢田委員 基だ不適切な表現だと思いますね。これは大臣に、今さら直すわけにいかないでしょ。うち注意をしておきたいと思うのですが、極めて不分明な表現を使われておる。整理がちっとも整理ではない。合理化が合理化ではない。実態とかけ離れた名称を使って、言葉ならば幻惑を与えるやうな発想は、もしあつたとすればこれは今後改めてもらわなければならぬことだと思うのですね。やはり法律案は実態に合った名称をつけてもらうということが必要だ。一般財源化あるいは恒久化、こういう名称で使ってもらうのが筋道だと思うのであります。この点大臣、どう感じますか。大体これでわかりますか。この法律を見た人が中身がわかりますか。やはり名は体をあらわすで、その法律を見たらこういう意味だなうのがわかるように出してもらうのが常識だ。なるべくわかりにくい名称を使つていこうといふか邪心を持つておるんじやないかと疑いたくなる。ちょっと答えてください。

○村山国務大臣 御注意の点はよく拝聴しておきます。

○沢田委員 続いて、今度のカットということでお減額になつておりますが、今までの答弁で、一般的財源補てんは、減額分は補てんをしてあります。

○篠沢政府委員 今回の措置につきましては、補助率をめぐりまして國と地方の間の費用負担に一つの重要な変更を決めるわけでございますが、業務の内容といたしましては、これに影響を与えた

いということを趣旨としておりまして、そのため、恒久財源措置を初めとしてそのほか適切な地方法源対策措置を講じておる、こういうふうに考へておるわけでございます。

○沢田委員 業務の運営に支障を与えないということは言いつれます。

○篠沢政府委員 そのように考えております。つきましては、二分の一相当額を交付税財源として恒久措置することとしております。残余につきましては地方一般財源で負担をお願いをするということにいたしておりますけれども、地方の一般財源としても、従前の地方たばこ消費税の特別措置、六十三年度まで地方財政対策上一千二百億円という計上になつておりますけれども、この地方たばこ消費税の特別措置も引き続き実質的に維持をされておる、こういう状況にございます。

以上でございます。

○沢田委員 私は、國なり県なり市なりがどういふふうにこの財源がなろうと、とりあえずそれは置いておいて、受ける国民として同じ条件になるのかどうかということがまず第一前提なのであります。

いわゆる國が持とうが県が持とうが市が持とうが、國民に対しては同じですよ。そんな長つたらしい説明は必要ないのです。それは同じなんですね。富裕団体が損をするとか得をするとか、そんなことはまた別問題。要するに、受け取る國民としては現状と変わりはないのか、それとも影響が起きるのか、その点をはつきり言つてください。

例えは老人福祉法二千五百一億、これは影響をもつておるということでございます。

○篠沢政府委員 措置費に係ります補助率につきましては、福祉施設への入所に関する事務を國の機関委任事務から団体委任事務に改めるといった

例えはこの措置費に係ります事業の内容や方向で、事務事業の見直しが既に六十一年度段階で行われておるわけでございます。そういうふうな事務関係の変更というものは既にあるわけでござります。

○沢田委員 これは事務当局の答弁ですが、自治大臣及び大蔵大臣、今の答弁でこの法案の骨格は成り立つておる、いわゆる國民に与える影響はな

いが國あるいは地方団体の財源の配分の異動はある、こういう意味である、こういうふうに解釈してよろしいですか。イエスかノーか、とにかくお答えください。

○坂野国務大臣 おっしゃるとおりでございまして、補助率は二分の一で恒久化をしていただ

く、補助率は二分の一で恒久化をしていただけます。その際、従来の本則補助率十分の八とそれから新補助率二分の一との差額の交付団体影響額につきましては、二分の一相当額を交付税財源として恒久措置することとしております。残余につきましては地方一般財源で負担をお願いをするということにいたしておりますけれども、地方の一般財源としても、従前の地方たばこ消費税の特別措置、六十三年度まで地方財政対策上一千二百億円という計上になつておりますけれども、この地方たばこ消費税の特別措置も引き続き実質的に維持をされておる、こういう状況にございます。

以上でございます。

○沢田委員 私は、國なり県なり市なりがどういふふうにこの財源がなろうと、とりあえずそれは置いておいて、受ける國民として同じ条件になるのかどうかということがまず第一前提なのであります。いわゆる國が持とうが県が持とうが市が持とうが、國民に対しては同じですよ。そんな長つたらしい説明は必要ないのです。それは同じなんですね。富裕団体が損をするとか得をするとか、そんなことはまた別問題。要するに、受け取る國民としては現状と変わりはないのか、それとも影響が起きるのか、その点をはつきり言つてください。

○澤田委員 これは事務当局の答弁でこの法案の骨格は成り立つておる、いわゆる國民に与える影響はな

いが國あるいは地方団体の財源の配分の異動はある、こういう意味である、こういうふうに解釈してよろしいですか。イエスかノーか、とにかくお答えください。

○坂野国務大臣 おっしゃるとおりでございまして、補助率は二分の一で恒久化をしていただけます。実質的には変わりありません。ただ補助金が交付税に変わつたりするというだけでございまして、補助率は二分の一で恒久化をしていただけます。

○沢田委員 これがこの措置費に係る補助率を検討し、決定をしておる、いわゆる國民に与える影響はな

いが國あるいは地方団体の財源の配分の異動はある、こういう意味である、こういうふうに解釈してよろしいですか。イエスかノーか、とにかくお

いうのはいかにも与えてやるという、私たちがひがんでいるせいかわかりませんが、補助と言ふと何か与えてもらうという、その発想に立つのですね。やはりこれは国の責任として負担をする分なのだと、建前が必要なじやないかといふうに思いますが、その点はいかがですか。

○篠沢政府委員 補助金という言葉で便宜申し上げておりますが、先生御指摘のとおり正確には、仮に簡便に申すとしても、法律にございますように「補助金等」ということにならうかと思います。そしてその中身として、極めて重要なものとしてまず負担金があり、補助金があるといつたようになります。さらに交付金等もあるわけですが、先生のお尋ねは負担金と補助金の区別というものをもう少し明確に考へるべきではないかという御趣旨かと思ひます。

法令上の使い分けをいたしまして、補助金は、国が特定の事務または事業を実施するものに対してその事務または事業を奨励、助長するために交付する給付金だ、こう考へられております。それから負担金でございますが、これは国または地方公共団体等が自己の利害に關係のある事務または事業に關して、法令により自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金だ、こういうふうになっておるわけでございます。この大きな法令用語上の使い分けでございますが、実定法においてその用語を用いているものと考えております。

私たちの累年行つてまいりましたこの補助金等の整理合理化に当たりまして、このよろづな負担金とか補助金の区分といふのを踏まえまして、その上でときどきの財政状況、国と地方の役割分担、社会経済情勢の変化といったような諸情勢を勘案して見直しを行つておるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○沢田委員 これは、きょうこういう時間で今の解釈を了承するわけにいかないのであります。適当な時期にやはりきちんと改めていく必要性がある。

今ここでどうこうは言いません。

例えば過疎地域振興特別措置法によれば、第四条は「国の責務」として「国は、第一条の目的を達成するため、前各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする」。例えばそういうふうに義務規定になつておる。だとすれば、これは補助ということにはならない、国のいわゆる固有の義務である、こういうことも一つ。まだほかにもありますが、それを補助という名称で扱つていくということは、やはり法律の体系として適切な表現ではない。それを「等」という言葉でごまかしていく、ごまかすといふことはどうか知りませんが、ごまかす意思はないのかもしれませんが、そういうことで漠然とさせることは極めて危険である。よつて、やはりそれぞれに対応した、河川法もそうであり、今後検討してほしいと思いますが、いかがですか。

○篠沢政府委員 ただいま申しましたように、負担金、補助金の本来の法令用語上の区分、その言葉の持つ意義、これを念頭に置きながら実定法でござります。それにつきましても引き続き先生の御意見の趣旨を踏まえまして必要な検討をすべきものだと思いますが、この点につきましては、例えば予算科目上も補助金と負担金の区分といつたものが乱れておるということで、昭和六十一年度の予算審議の際に厳しい御指摘がございました、検討を行いました結果、昭和六十一年度予算におきまして、実定法に基づいて予算書上の補助金等の区分の明確化を図るといったような観点から、これまで予算書計上といふようなことも行っております。

○沢田委員 今までの答弁で、厚生省関係、イエスかノーカ、同意見なのか違うのか、それを答えてください。

○末次政府委員 ただいまの区分につきましては、財源、公債、あとここにある補助金といふもので

して、財政当局と相談をしながら適切に対応していくつもりでございます。

○沢田委員 自分の持つている法律の中身が、相談してからでなければ判断つかないなんてことだつたら、来ない方がいいよ、ここへ。法律を持つあなたはそれをやつているんじやないか。冗談じゃないよ。それを大蔵省と相談してから解釈するなんて、そんなあほな答弁をしているのじや話にならぬじゃないですか。何ですか、それは大臣が都合が悪いからと言うからわざわざ外してやつたのに、そんな答弁をする者をよこしたんじや話になりはせぬ。出直してこい。

○末次政府委員 補足させていただきますが、ただいまの補助金、負担金の区分につきましては、これまでのところ随時見直しをやってきておりまして、例えれば生活保護補助金につきましては、六十一年度から負担金というふうに変更いたしております。

○沢田委員 一般的に厚生省関係の法律について、国及び地方公共団体が責任を負つて施行するような法律になつておる。だから、補助金という名称については、将来検討する時期に至つたならば、地方に与えるものであれば負担金として負担をするという考え方方に立てないかどうか、こういふ意味で言つておるわけですから、それは今すぐ言えない点はあるでしょうけれども、一応検討の題材として、これは補助金ではなく負担金として考えていくという発想はないかどうか。では、この点お答えください。

○末次政府委員 ただいまの御指摘を含めまして、今後また検討してまいりたいと思っております。

○沢田委員 大臣を帰したのは間違いだつたですね。そういう答えでは困るのであります。

○末次政府委員 続いて自治省と自治大臣に。

○沢田委員 これは政策的なことでありまして、地方行政委員会でやることでありましょうが、大ざっぱに言って、今地方の財源は地方税、国庫支出金、自主財源、公債、あとここにある補助金といふもので

構成されているわけであります。今まで我々が地方にいた當時言っていたことの一つは三割自治という言葉です。もう一つは補助金行政という言葉がありました。これを抜け出すためにどうし

たらいいかということが当面の課題である。非常に景気がよくていいと思うのであります。今もし悪くなつたときには大変な状態になる。

そこで、自治省が今一番やらなければならぬ課題としては、その四つの財政を構成している中身の中で何を解決することが課題であると大臣として考えておりますか。

○紀内政府委員 地域の均衡ある発展、魅力のある地域づくりということのためからも、地方一般財源の増強が肝心だと思います。その場合にもボイントになりますのは、地方税の税源をいかにうまく地方に培養させるかということであろうかと、そこまでして、それは結局は産業政策全般に係る問題、あるいは産業政策のみに限らないかもしませんが、國の各省、総力を挙げて多種分散型の国士形成に努めることであろうか、このように考えております。

○沢田委員 極めて不十分な答弁だと思いますが、大蔵へ来て堂々と、自治省としてはこうだ、憲法で保障された地方自治はこうしなければ守れないのです、大蔵委員の皆さんにも御協力くださいます。それは結局は産業政策全般に係る問題、ある

統一して、これは補助金ではなく負担金として國の責任に属すべき分野につきましては、國にしつかり申し上げるべきところは申し上げるつもりでございます。

○沢田委員 それでもまだ遠慮し過ぎておると思いますがね。

○沢田委員 続いて地方交付税の問題で若干。これもやはり財源構成の一つですから言ふのですが、時間の関係で簡潔に申し上げますが、環境とか公害、こういうものが交付税算定の基礎に入らないというこ

とについて自治大臣はどういうふうに思つておりますか。——あなたは要らない。あなたはいい

よ。あなたはだめだ、答弁になつていいから。
○紀内政府委員 大臣の露払いとしてちょっと申し上げたいと思います。(沢田委員)時間つぶしだけだよ。そんなところで聞いてるんだつたら、ちょっと待ってくださいと言えよ」と呼ぶ)

○大島委員長代理 しばしお待ちください。
○紀内政府委員 地方公共団体の基準財政需要額の算定に当たりましては、公債対策費につきましても普通交付税上その他の諸費において算入しているところでございます。

〔大島委員長代理退席、委員長着席〕

○沢田委員 私は、地方交付税が見直される時期に来ているという一つの前提に立って、これは極めて政治的な話ですから自治大臣と大蔵大臣にお伺いするのですが、要すれば、地方交付税算定の基礎である道路の面積とか延長というのは、これはもう今日では全部舗装されている状況であります。そういうものよりも改良工事であるとか、そういう方が必要なのであります。それから河川について、これは特に建設省からもお答えいただきたいのですが、三分の一なり五分の一の洪水確率の問題はあるにしても、一級河川、二級河川で、非常に貧弱なものも一級河川になつてたり二級河川になつてたりして非常にあります。だから交付税の算定に当たっては、洪水確率に基づいての計画水路によつて一級、二級を交付税算定の基礎に置き直して、いわゆる小水路が一級になつてたり大きなものが二級になつてたり非常に難多です。今河川だけを見直しして、格付をし直して地方交付税の体制をつくり直す、再建する。

それから、環境とか公害。例えば私なんかでも

ニュージーランドへ行つたりオーストラリアへ行くと、たんが出なくなる。ところが、東京へ帰つてくるとまたんが出る。たんは新陳代謝だから悪くはないと言うが、それだけ空気の汚染が激しい、こういうことだと思うので、そういう緑も対象には入っているわけですから、そういうような

ものについての交付税算定の配慮が必要になつてきているのではないか。そういうことによって地方配分の根本も変えていく必要性があるのだろうと思つてあります。

その点、大蔵大臣と自治大臣、これは自治大臣が担当なのであります。全体の枠を変えなければ自治大臣が変えられるのですから、自治大臣がそういう状況にあると認識しているかどうか、まずそれからお伺いたします。

○村山国務大臣 私は、日本の交付税制度は世界に冠たる制度だと思っております。したがいまして、基準財政需要の見方というものは、現在並びに将来を的確に見通す必要がある、自治省においてはこの方の専門家でございますから間違いない。

○坂野国務大臣 先生いろいろ勉強されておりまして、大変敬服しているわけでございます。交付税の算定問題についても、日進月歩でいろいろ情勢が変わってまいりますから、そういうものに応じて毎年、改善できるものは改善するというぐあいに持つていただきたいと思っております。

○沢田委員 今、貿易摩擦、社会資本、週休一日制等々、新しい時代が来るわけでありますから、

そういうものについて最後の項目で若干聞いてみ

とだと思います。

老人福祉の問題でちょっと。

これは今まで議論されていることとは違つて、

これが今まで議論されていることとは違つて、

上げるわけです。寝たきり老人はこの前議論になりましたが、あれで十分だとは思いません。今一

番苦労しているのは、一つは抜け老人対策、これ

がまだ医学的にも解明できていないものでござりますから、治療方法等どうも確立ができない

といふ状況でございますので、その究明を急ぐと

おりまして、これによってひとつ早急な原因究明を行つたいというようなことになつております。

それから、現に今要介護状態にある高齢者の痴呆の方々につきましては、特別養護老人ホームで

ある程度受けれる、それから病院でこれもある程度受けれるといふことでございますが、実は痴呆が痴呆であるか、それとも別の疾患で痴呆類似のよう

ます厚生省ですが、その点はどの程度の認識を持つておられるか、またどういう計画があるのか、その点先にお聞かせをいただきたいと思いま

す。

○多田政府委員 先生御指摘のとおり、痴呆老人問題というのはこれから大変大きな問題になつてゐる、現にばらばらそういうことを強く訴えてこ

られる方が多くなつてきつあるという現状認識でございまして、この痴呆の問題は年齢が高く

なるに従つて発現率も高くなるということになつております。したがいまして、現在八十歳代ですと一九八〇%近くがやはり痴呆症状を来すというようなこと

で、九十歳代ですともっともと上がつていくと

いうような報告も出しているわけでございます。し

たがいまして、これから後期高齢者が増加すると

いう見通しでございますので、大変大きな社会的

問題であるといふうに理解をいたしております。

して、私は言おうとしているのはそういう

問題であります。それから後期高齢者が増加すると

いう見通しでございますので、大変大きな社会的

問題であるといふうに理解をいたしております。

して、私は言おうとしているのはそういう

問題であります。それから後期高齢者が増加すると

いう見通しでございますので、大変大きな社会的

問題であるといふうに理解をいたしております。

して、私は言おうとしているのはそういう

問題であります。それから後期高齢者が増加すると

いう見通しでございますので、大変大きな社会的

問題であるといふうに理解をいたしております。

して、私は言おうとしているのはそういう

問題であります。それから後期高齢者が増加すると

いう見通しでございますので、大変大きな社会的

に見えるかということをはつきりと究明した上で処遇方法を決定しないと、痴呆でない人を痴呆のままに処遇してしまつうというおそれもございます。そこで、そういう判定の機能をしっかりとつくろうであります。

○多田政府委員 調査研究すべき分野につきま

して、全国各地に一ヵ所その判定を行ふような施設を整備するというようなことを進めておること

でございます。

いすれにいたしましても、これから要介護状態

が非常に広がつてまいりますので、施設も大いに

問題となることはなくて、総合的な対策が今求めら

れてきている段階ですよ。そういうものについて考

えているところでございます。

○沢田委員 私が言おうとしているのはそういう

問題であります。それから後期高齢者が増加すると

いう見通しでございますので、大変大きな社会的

問題であるといふうに理解をいたしております。

して、私は言おうとしているのはそういう

問題であります。それから後期高齢者が増加すると

いう見通しでございますので、大変大きな社会的

問題であるといふうに理解をいたしております。

して、私は言おうとしているのはそういう

問題であります。それから後期高齢者が増加すると

いう見通しでございますので、大変大きな社会的

問題であるといふうに理解をいたしております。

して、私は言おうとしているのはそういう

問題であります。それから後期高齢者が増加すると

いう見通しでございますので、大変大きな社会的

問題であるといふうに理解をいたしております。

会議員の人たちの死亡欄を見ると八十九歳、九十歳、こういう人たちが、国会議員だけがすべてじゃありませんが、多い。そういう人を抱えているから、そう余りお粗末にはできない、奥さんは大変苦労するという実態も出てきておる。これは何も国会議員だけじゃなくて、すべての国民の中に長男の負担というものが極めて高くなつておる。私たちの知つているところの娘さんたちも、長男のところへだけは嫁に行きたくない、次男、三男でなければ嫌だ、こういうふうに返事が返ってくるくらいの状況もこれある。

そういうようなことで、相続税、これは民法の改正をしろとは私は言いませんが、やはり親の面倒を見ている長男の負担というものは、老人同居減税では見ましたけれども、今度それはどう高くはなつてない。そのたちは財政的にも精神的にも大変不安が多い。そういう点において税務当局としても何らか考慮する必要性があるのじゃなかろうか、こういうふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○尾崎政府委員 お話の内容は非常によく理解できました。

○尾崎政府委員 お話の内容は非常によく理解できますが、どうも相続税のお話では、例えは遺贈でござりますとか遺言でござりますと、そういう話になつてくることであらうかと思います。

○沢田委員 だからいいの。相続税は民法だから

なかなかそうはいかないでしょ。老人同居減税

をつくったのだから、その上で考慮するという方

法はできないかどうか。これはあなたの方の権限でできるはずだ、そういうことで考え方られない

か。今すぐ考えられるとは言わなくともいいです

よ、しかし、検討する題材じゃないのか、こう申し上げているわけです。検討していただけますか。

大体あなたもそういう実感がないんだと思う。

あるいは次男か三男坊で気楽にしているのかもしれない。だから、そういう実感がないからそういう

う答えしか出でこないのだと思うのですが、その辺もう少し深刻に考えてみて、その場合もし分

ですが、いかがですか。

○尾崎政府委員 先生も御指摘のように、所得税

で例の寝たきり老人等についての扶養控除の手当

でといらはしたわけでござりますけれども、そ

のよな配慮が税制上できる限度ではないかとい

うように考えます。

○沢田委員 理論的にはできるというふうに思ひますね。実際にできるかできないかは政治的な力関係もありますから……。しかし、理論的にはそ

ういう配慮が必要だ。

ついでに、警察は呼んでおりませんけれども、

ぼけ老人になって一番怖いのは火災であります。

いつでもガスをつけて、それ放しにして忘れて

しまうということもあるし、あるいはお湯を沸か

してそれ放しもある。そういう火災の予防、い

つあらあら出していくかわからないというその危険の

予防、そういうものに対応する。これは厚生省と

警察なんであります。相続税はその性質上、

そのような配慮ができませんので、むしろそれ

は、例えは遺贈でござりますとか遺言でございま

すとが、そういう話になつてくることであらうか

と思います。

○沢田委員 だからいいの。相続税は民法だから

せんが、その程度だということだと思います。

ただ、これからそういう課題で、大臣、私はち

よつと相続の分野においても考慮してやつたらど

うかなというくらいに思つてゐるのあります。

次男、三男は例え大阪、九州に行つて、長

男は動けないから、とにかく長男か次男かそこを

繼いた者が後の面倒を見ついているという実態

は、実に涙ぐましいものがあるのでですね。特にこ

れは、御本人は勤めに行つちやうけれども、奥さ

んなんかは大変な苦労が多い。外へも安心して出

られない。そういう精神的な苦痛や肉体的な苦痛

を持つておる。そういう実情をひとつ大臣も頭の

中に入れてみて、自治大臣もそうですが、ひとつ頭の中に入れてみて考えてみてもいいと思う

のですが、いかがですか。

○坂野国務大臣 相続の問題なんかは別にいたし

て、今御指摘の火災予防の問題、これは消防

関係としても大変重要な問題でござりますから、

その一環として考えさせていただきたいと思いま

す。

○村山国務大臣 御承知のように、相続税というの特徴は、遺産課税と遺産取得課税を組み合わせているところが一つ、もう一つは、法定相続分で総納税額は決定するようにしておりまして、そして実際の配分は実際の相続、法定相続人がどういふ相続の仕方をやつたかということで、その決まりました総税額を実際の相続の割合で案分すると

いうところであるわけでございまして、これが非常にうまく機能しているわけでございます。したがいまして、相続に関する民法の規定を前提にして、相続税としては、今のようなやり方が一番簡明であり、また適切であると考えております。委員のおっしゃるようなことは、あるいは所得税の世界の話かな、こういうふうに思います。

○沢田委員 半分くらい聞いていて、半分くらいはお疲れのようなんだと思いますから、答弁も半分

くらいということなんだと思います。

ただ、これからそういう課題で、大臣、私はち

よつと相続の分野においても考慮してやつたらど

うかなというくらいに思つてゐるのあります。

反復、継続、独立――反復はわかります。継続

もわかります。独立というものの定義をひとつこ

こではつきりしておいていただきたいと思いま

す。

○宮島(壯)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま沢田委員の質問の点でござりますけれ

ども、少しお説明させていただきますと、消費税に

おける事業というその概念の中での問題だと思いま

ます。

その中で、独立してというのはどういうことか

という御質問でござりますが、独立してとは、他に從属することなく自己の責任と計算において事

業を遂行することをいうというように考えており

ます。したがいまして、例えば個人が雇用契約ま

たはこれに準ずる契約に基づきまして他の者に從

属し、他の者の計算によつて行われる事業に従事

するといったような場合には、これは事業として

行うものとはならないという意味で、この独立し

てというのが消費税における事業の概念の中では

つきりさせなければならない概念だと考えており

ます。

○宮島(壯)政府委員 それは反復、継続の概念から外れるものは、いわゆる独立という解釈の中で外れるものは何かと聞いているんです。

○宮島(壯)政府委員 それは反復、継続の概念から外れる

ものは事業でない。独立という解釈の中で外れる

ものは何かと聞いているんです。

○宮島(壯)政府委員 それは、例えは雇用契約に

おきまして事業者に雇われて、そして事業者の計

算において事業を行われば、そこから給料をもらう

というような場合には、これは独立して、ということには該当しない、というように考えております。

○沢田委員 とにかく、極めてあいまいですね。

それでは、次に交際費の課税でありますか、なりませんか。

○沢田委員 課税になります。

○沢田委員 当然土産物なり、おそりあるんでもあります、対価があつてもならないのです。

○尾崎政府委員 課税になります。

○沢田委員 お祝いの気持ちをくるむわけであります、どちらの代金を払つておるわけではございませんので、課税の対象ではございません。

○尾崎政府委員 お祝いの気持ちはくるむわけであります、どちらの代金を払つておるわけではございませんので、課税の対象ではございません。

○沢田委員 それでは、対価があつても対価とみなさないものは何なんですか。

○尾崎政府委員 対価があれば、それは対価でございます。

○沢田委員 これでやついても、きょうはこれほどもじやないが時間がかかりますが、それは対価があるわけですよ。例えば寄附金だって

やはり——これで一番問題になるのが選挙の費用だとと思うのですよ。

○尾崎政府委員 対価があれば、それは対価でござります。

それで計算をしていくと、とにかく法定費用を超えるという結果が現状で出てくる可能性が極めて強い。これはもう後で百三分の三を掛けなければ必ず出てきてしまうわけなんでありまして、その点はひとつ検討の対象にしてほしいということを申しておきます。

例えば人に持つて行くお金、寄附金も、これは票を入れてもらいたいということだから対価があるということになれば、これが年末であろうと正月であるうと、政治家は対価を求めたとみなされる危険性は極めて強いわけですね。その点はあるはどういうふうに解釈しておりますか。

○村山国務大臣 消費税法上の対価でございますから、票をいただくのは関係ありません。今のは冗談ぐらにしか聞けませんから、そう思っております。

○沢田委員 大臣が答えたから、これは検察庁がまだ不分明な点があるということが言えると思うのですし、それからもう一つは、申告時期です。選択の場合は判断するわけでございます。二年前の実績を調べていただきまして、その結果を出していただきたいということでございま

が、その間いろいろ御相談事があれば、積極的にかかります。あるいは人を使つても、人件費は帳簿方式にすればかからないかもわかりませんが、結婚式のお祝い金は課税になりますか、なりませんか。

○沢田委員 結果を見ないとわからぬというの

が多いのですよね。帳簿方式にした方がいいか、あるいは簡易法でいいかが、三千円以上

になるという前提でこれは言つておるわけですが、三千万円以下かどうかということもあるとい

うことで、若干時間の余裕を業者にも与えてほし

いというのが私の希望ですが、それは大体いいで

すね。そういう方向で進めてもらいますな。九月

じゃ無理ですよ。もう少しやはり時間を与えて、

どちらを選ぶかといふのはやらなくちゃわからない

い。時間がないから簡単に答えてください。

○尾崎政府委員 二年前の事業年度の結果で課税選択の場合は判断するわけでございます。二年前の実績を調べていただきまして、その結果を出していただきたいということでございま

す。

○沢田委員 もう時間がないから言えないけれども、そんなものできつこないですよ。その当時百

三分の三を掛け、もしそこに消費税がかかつて

いたとするならば、という消費税台帳をつくって、仕入れと今度は売った価格を比較して試験してみなければ出でこないのです。二年前の実績でとい

うのではなくて、結果が出てみないとわからぬ

ます。それは、あなたは全然選挙をやろうという

氣がないからわからないけれども、大臣はやろう

という気があるからわかるはずだが、例え法定

費用の中におさまるかおさまらないか、逆算すれ

ば今度はもう出てきてしまふんですね。その点は

大臣、どういうふうに考えておられますか。

○村山国務大臣 選挙費用でも、やはり物を買つ

るという行為は伴う取引というのもあり得るだ

うと思うのです。選挙費用、そういうことを頭

の中に入れてこれからどういうふうにやるか、こ

れは今後の問題だと思っております。

したらしいか考えていただいていると思ひます

が、その間いろいろ御相談事があれば、積極的に

買取引の集約を——ある我々の資料によれば一京、こう言われておる。去年の実績は二京になつ

ておるというふうに言わされているのであります

が、二京だ三京だといってみて見当つかないと

思いますけれども、大臣は大体どのくらい土地の

売買は行われていると考えていますか、お答えください。

○岡本政府委員 御案内のとおり、国税では土地

というようなことで区分して把握しております

ので、今の御質問に対しまして端的に数字をもつてお答えすることはできないことを御了承いただ

きたいと思います。

○沢田委員 結果を見ないとわからぬというの

が多いのですよね。帳簿方式にした方がいいか、あるいは簡易法でいいかが、三千円以上

になるという前提でこれは言つておるわけですが、三千万円以下かどうかということもあるとい

うことで、若干時間の余裕を業者にも与えてほし

いというのが私の希望ですが、それは大体いいで

すね。そういう方向で進めてもらいますな。九月

じゃ無理ですよ。もう少しやはり時間を与えて、

どちらを選ぶかといふのはやらなくちゃわからない

い。時間がないから簡単に答えてください。

○尾崎政府委員 二年前の事業年度の結果で課税

選択の場合は判断するわけでございます。二年前の実績を調べていただきまして、その結果を出していただきたいということでございま

す。

○沢田委員 もう時間がないから言えないけれども、そんなものできつこないですよ。その当時百

三分の三を掛け、もしそこに消費税がかかつて

いたとするならば、という消費税台帳をつくって、仕入れと今度は売った価格を比較して試験してみなければ出でこないのです。二年前の実績でとい

うのではなくて、結果が出てみないとわからぬ

ます。それは、あなたは全然選挙をやろうという

氣がないからわからないけれども、大臣はやろう

という気があるからわかるはずだが、例え法定

費用の中におさまるかおさまらないか、逆算すれ

ば今度はもう出てきてしまふんですね。その点は

大臣、どういうふうに考えておられますか。

○村山国務大臣 選挙費用でも、やはり物を買つ

るという行為は伴う取引というのもあり得るだ

うと思うのです。選挙費用、そういうことを頭

の中に入れてこれからどういうふうにやるか、こ

れは今後の問題だと思っております。

したらしいか考えていただいていると思ひます

が、その間いろいろ御相談事があれば、積極的に

買取引の集約を——ある我々の資料によれば一

京、こう言われておる。去年の実績は二京になつ

ておるというふうに言わされているのであります

が、二京だ三京だといってみて見当つかないと

思いますけれども、大臣は大体どのくらい土地の

売買は行われていると考えていますか、お答えください。

しているというような状況でございます。今後とも、地籍調査に起因したトラブル等が起こらないよう、都道府県を通じて指導してまいりたいと、いうふうに思っております。

○沢田委員 建設大臣はとうとう無罪放免になつちやつたのですが、あとはまた、改めて今度はゆつくり質問させてもらいます。

○中村委員長 午後一時二十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

そこで、法案の内容について逐次入ってまいりますが、生活保護というような問題は、これは憲法二十五条の立場から、健康にして文化的な最低限の生活を営む権利を国民に対しても国が責任を持つというのが本質でありますから、そういうようない点からいって、これを從来十分の八あつたものと十分の七に切り下げるおいて、その真ん中をとつて七・五で措置をしたというような格好の中のものであろうかということをまず指摘をしておきたいと思います。

第三番目は、国と地方の役割分担の見直しと財源の問題でございますが、大蔵省そして自治省、力の弱い地方公共団体の場合には極めて不安な感じでございまして、いわゆる老人福祉の一部分は地方公共団体に委任されたとはいへ、権限関係はそのまま残った形の中でなされているということを考えますすると、役割分担という問題についてももつと掘り下げた論議を必要とするのではないか。それに伴う財源措置の問題とあわせて今後十分に検討をするように要請をいたしておきたいと存ります。

第七点は、隠れ借金がございますが、歳出の後年度への繰り延べ額は、六十三年度末において十二兆五千五百五十五億円に達しているわけでござります。そういうような問題が展望がはつきりしない中での補助金等の法律が提出されておりますが、やはりそういうような問題についての方向性とを考えますと、役割分担という問題についてももつと掘り下げた論議を必要とするのではないか。それに伴う財源措置の問題とあわせて今後十分に検討をするように要請をいたしておきたいと存ります。

第八点は、税率の問題でございますが、消費税が創設されまして、それぞれの委員会において審議をすべき内容のものが、国会の審議権がその分だけ削除された形での当大蔵委員会において一括上程されて審議が行われる。こういうやり方は、議会人として議会の審議権というのから考えた場合に、極めて不満であるということを率直に初めに申し上げておきたいと思うのであります。例えばレギュラーメンバーである私も、この極めて重要な法案の審議に当たりましても一時間しか割り当ての時間がない、こういうようなことになってきたのは、これは全体の流れの中でやむを得ないとはいえるが、慎重に審議すべき当該委員会としては極めて残念なことだと私は思うのでございます。

そこで、この中を見てまいりますると非常にめでその焦点がぼけてしまつているわけでござります。そういうような問題は長期的な展望の中できちっとしておるべきではなかろうかという意味において、余り先取りをするようなやり方は好ましくない、こう言わざるを得ません。

第六点としては、福祉ビジョンが去る税制国会において我々の前に示されました。これは財政の裏づけのあるものではなくて、一つのビジョンを示したものである。それでどうふうにしか言えない代物でございます。そうなつてまいりますと、これから先の高齢化社会を展望した中において、この福祉ビジョンをどうふうに位置づけながら国と地方が責任を持つかということについての展望が明らかではありません。

第七点は、隠れ借金がございますが、歳出の後年度への繰り延べ額は、六十三年度末において十二兆五千五百五十五億円に達しているわけでござります。そういうような問題が展望がはつきりしない中での補助金等の法律が提出されておりますが、やはりそういうような問題についての方向性とを考えますと、役割分担という問題についてももつと掘り下げた論議を必要とするのではないか。それに伴う財源措置の問題とあわせて今後十分に検討をするように要請をいたしておきたいと存ります。

第八点は、税率の問題でございますが、消費税が創設されまして、これは高齢化社会の福祉対策のために必要だといいうらしい文句でございましたが、そのはなはだしに生活保護の十分の八が七・五に切り下がられて、値切ってしまったのが恒久化される。一体消費税というものを設けたそのねらいは何であったのだろうかということを疑わしめるようなやり方のは望ましくないと思うのであります。

第五点といったしましては、義務教育費国庫負担法の見直しに関連をいたしまして、共済や恩給の取り扱いが年金の改革を前にして二分の一が三分の一に変わっている。年金の法案が今度の国会に提案をされておりますが、実施時期については別に定めるところによるという格好で、これまた極

す。それから、過去十四年間をとりまして、四十九年度から六十二年度でございますが、そのうち弾性値の高い方の二つ、それから低い方の二つを切り落としまして十年間をとりまして、その平均を見まして一・一ということになりますので、中期的な将来の見通しとしては、弾性値を一・一として計算することが適當ではないかと

いうように考へた次第でございます。

○村山(書)委員 前宮澤大蔵大臣のときには私がこの問題を取り上げましたときに、極めて重要な問題でございます。ついては大蔵省内での問題について鋭意研究をいたしておりますので——これは税収の見込みをはかる場合において、財政民主主義の原則からいふ場合には使えないような尺度を使って、そして税収の過小見積もりをやつて、自然増収がありましたという形でやられたんじゃ税金を出す側としては納得ができないわけでござりますから、そういう意味において、租税弹性値については実情に合うように勉強を進めておりますという話でございましたが、その後の研究の結果はどういうようになったんでござりますか。

○尾崎政府委員 宮澤大臣からの御指示もございまして、大蔵省内の他の部局の協力も得ましていろいろ検討をいたしました。その結果、先ほど申し上げましたように、円高でございますとか原油安でございますとか土地あるいは株式取引の影響等が非常に強く出て、その結果税収見通しを狂わせたという、その原因の分析をいたしました。そこで、従来のやり方でござりますと、特に動きの大きいのは法人税なのでござりますけれども、この法人税の見通しを中心として検討をいたしました。これが一番難しいわけでございます。そこで、従来はこれを各企業一まとめにいたしまして、生産活動を中心として、鉱工業生産指数その他によりまして推計を行っていたわけですが、それけれども、これを生産的な活動をするもの、それから鉱工業生産を行うもの、その他サービス関係のものというように分けまして、サービス関

係のものにつきましては、例えば消費関係の資料を用いて推計するというようないろいろな方法を考えてみました。そのような勉強の結果をもとに見まして、平成元年度の税収見通しをつくっている次第でございます。

○村山(書)委員 局長、六十三年度の予算は、租税弹性値は一・〇八という数値を使って、いまはそうすると実績見込みはどれくらいにいきそ

うですか。それと、平成元年度の予算の見込みは幾らで見ておられるのですか。

○尾崎政府委員 六十三年度とおっしゃいましたでしょうか。——六十三年度の補正予算につきましては、弾性値一・四一と見ておられます。

○村山(書)委員 見込みですか、実績ですか。

○尾崎政府委員 先ほど申しましたように、補正是、弾性値一・四一と見ておられます。

○村山(書)委員 税収の見積もりは大変難しいことはわかります。特に今度の二月の、この前いたいた税収の実績と見込み表がござります。予算で用いられている実績見込みでございます。

○村山(書)委員 税収の見積もりは大変難しいことはございますから、やはり株式の価格が上昇したということでもあります。あるいは土地価格が上昇して、いわゆる遺産相続等の関係による税収の伸びも言わ

ります。年、そして平成元年度、この当初見込みと超過税収の数字はお持ちでございますか。持つていらっしゃつたら、その決算ベースと補正によります数字で結構でございますから、発表願いたいと思います。

○尾崎政府委員 六十一年、六十二年、六十三年ごとに、一般会計税収の予算額が四十兆五千六百億でございました。これは当初予算額でございます。それに対しまして決算が四十一兆八千七百六十八億でございまして、その差は一兆三千百六十八億でございました。そこで、その差は一兆三千百六十八億でございました。それから六十二年度は、当初予算四十一兆一千九百四十億でございました。決算が四十六兆七千九百七十九億でございまして、差は五兆六千三十九億でございました。六十三年度は、当初予算四十五兆九百億円に対しまして、補正で四十八兆一千六十億円というように見込んでおります。

○尾崎(書)委員 超過税収は、六十一年度で一兆三千百六十八億、それから六十二年度で五兆六千三十九億、これは年度途中で減税を約二兆円やつておられますから、それをやらないということを仮定すると七兆円からの自然超過税収が発生をしている。六十三年度は、その補正ベースで見ると三兆百六十億円だと思うのですが、これもやはり年度途中で約一兆円の減税をやつておられますから、それをやらないといふことを決定するに至りました。それで、六十三年度は、その補正ベースで見ると三兆百六十億円だと思ひます。そこでも出ているんじやございませんか。そのことは説明をしないで、そして固定的なものだけをお話をされるのは何か意図があるのですか。

○尾崎政府委員 六十一年度あるいは六十二年

度の税収の場合は、先ほど申し上げましたように非常に特殊要因が強くあらわれていたと存じますが、私ども先ほど申し上げましたように、いろいろ検討を加えました上で、各種の資料をもとに

いたしまして、平成元年度の税収見通しをつくっている次第でございます。

○村山(書)委員 局長、六十三年度の予算は、租税弹性値は一・〇八という数値を使っています。ね。そうすると実績見込みはどれくらいにいきそ

うですか。それと、平成元年度の予算の見込みは幾らで見ておられるのですか。

○尾崎政府委員 六十三年度とおっしゃいましたでしょうか。——六十三年度の補正予算につきましては、弾性値一・四一と見ておられます。

○村山(書)委員 見込みですか、実績ですか。

○尾崎政府委員 先ほど申しましたように、補正是、弾性値一・四一と見ておられます。

○村山(書)委員 税収の見積もりは大変難しいことはございますから、やはり株式の価格が上昇したということでもあります。あるいは土地価格が上昇して、いわゆる遺産相続等の関係による税収の伸びも言わ

ります。年、そして平成元年度、この当初見込みと超過税収の数字はお持ちでございますか。持つていらっしゃつたら、その決算ベースと補正によります数字で結構でございますから、発表願いたいと思います。

○尾崎政府委員 六十一年、六十二年、六十三年ごとに、一般会計税収の予算額が四十兆五千六百億でございました。これは当初予算額でございます。それに対しまして決算が四十一兆八千七百六十八億でございました。そこで、その差は一兆三千百六十八億でございました。それから六十二年度は、当初予算四十一兆一千九百四十億でございました。決算が四十六兆七千九百七十九億でございまして、差は五兆六千三十九億でございました。六十三年度は、当初予算四十五兆九百億円に対しまして、補正で四十八兆一千六十億円というように見込んでおります。

○尾崎(書)委員 超過税収は、六十一年度で一兆三千百六十八億、それから六十二年度で五兆六千三十九億、これは年度途中で減税を約二兆円やつておられますから、それをやらないといふことを仮定すると七兆円からの自然超過税収が発生をしている。六十三年度は、その補正ベースで見ると三兆百六十億円だと思うのですが、これもやはり年度途中で約一兆円の減税をやつておられますから、それをやらないといふことを決定するに至りました。それで、六十三年度は、その補正ベースで見ると三兆百六十億円だと思ひます。そこでも出ているんじやございませんか。そのことは説明をしないで、そして固定的なものだけをお話をされるのは何か意図があるのですか。

○尾崎政府委員 平成元年度の税収見込みがどうなるかという御質問と理解させていただきましたが、私ども先ほど申し上げましたように、いろ

うなりますと、二百五十八兆、これは地方財政好が生まれてくる。私はやはりそういうような問題をきちんと据えなければ——我が国の地方財政まで含めました借金というのが三百五十八兆円であります。そのほかに国債費の定率繰り入れ等の停止額が、本年度まで入れると十五兆五千七百三十億円もまだある。

となりますが、二百五十八兆、これは地方財政まで含めた借金でございますが、一体それをどういうふうにこれから正しい姿に戻していくのかということに対して、国民の前にその実態を明らかにしながら財政面からの協力をお願いするという立場が、このようなすさんな見積もりの中では生まれてこないのではないかと思うのでござりますが、そういうふうにこれから正しい姿に戻していくのかということに対して、国民の前にその実態を明確にしながら財政面からの協力をお願いするの決意について、大蔵大臣の方から御所見を承っております。

○村山(書)委員 今まで我々が非常に問題にしておりました特例公債は、平成二年度で脱却のめどの足がかりがついた、こう思って喜んでいるところでございますが、御指摘のように国・地方を通じておきたいと思います。

○村山(書)委員 今まで我々が非常に問題にしておりました特例公債は、平成二年度で脱却のめどの足がかりがついた、こう思って喜んでいるところでございますが、御指摘のように国・地方を通じて、残高で見ますと、国が百六十二兆ぐらい、また地方も六十兆ぐらいあるわけでございます。国と地方の財政はある程度連動しておりますが、便

宜国だけについて申し上げますと、国はそのほかに、この百六十二兆というものは当然利払費がかかるわけでありまして、恐らく二割ぐらいの利払い費というのは避けられないのではないか。世界で利払い費だけで二割も出してい

る国はないと思ひます。その上に、今お話をありましたようないろいろな繰り入れ、一般会計で入れなければならない歳出を繰り延べております。これがまた相当あるわけでございまして、國債整理基金特別会計の償還財源として入れます定率繰り入れ、これも実は停止しております。これもたまたまNTTの株の売却収入があるというようなことでございまして、今後これらの問題をどうやっていくかということは、まさに御指摘のとおり大変な問題であると思います。

そういう意味からいたしまして、この脱却後の財政再建の目標をしっかりと立てていただきまして、そして今後の財政当局の指針にしてまいりたいと思つております。しかし、何分にもこの問題は一方的な物の見方ではなくなかなか難しいのでござりますので、今回の国会における諸先生方の御意見を十分踏まえまして、また各方面からいろいろなことが今論議されております、そういうことをひと踏まえまして、財政審議会で徹底的に議論していただいて適正な目標を定めてもらいたい、このように考えて、実は四月からもう財政審の方にお詔りしている、こういうことでございます。

○村山(喜)委員 思えば昭和四十一年度、佐藤内閣のときだったと思ひますが、建設国債を初めて七千三百億発行した。昭和五十一年度になりますと、特例公債を三兆七千五百億発行して今日に至

つておるわけございますが、その公債残高が百六十二兆、そして元本の返済もできないで借りかねでやりくりをやっているという状態である。G

N.P.の四一・六%という姿でござります。国債費は一般会計の一九・三%という状態で、そういう

ような財政の状況の中で、今後国民の要求をどういうふうに実現していくかとなつてしまつますと、これはやはり財政の節度といふのがこれだけあるからそれを早く返せといふような単純な発想の仕方は間違いでしょ。国

債というのが一つの非常に立派な投資の対象になつておるし、世界的に日本の国が頼りにされてしまう点等も考えますと、やはり財政赤字を

なくするというだけで処理できないだらうと思ひます。

いずれにしましても、このような状態に立り至つているということをきちっと国民の前に明らかにしながら、その前には長い間の年月をかけながら目標達成をしなければならないことは言うまであります。

もありましたが、後年度の国民に負担を著しくかけるようなことは、現在我々が国会において責任を持つておる立場からいって、極めて慎重に対処していかなければならぬ課題だらうと私は思つております。

その意味で、地方との関係でいろいろな動きが出ていると思うのでござります。交付税のことしひの伸び率は非常に遅いわけでござりますが、これは言うまでもありません、国税三税の収入が多くなつたということを受けての地方交付税の収入の伸びであります。そのほかに、たばこ税の二五%、これは補助金との絡みの問題でござりますが、これは言うまでもありません、国税三税の収入がよくなつております。これは全体的に見ると、な数字が出ておるような次第でございまして、確かに東京都のようなところはいろいろな面で集中しておるようですが、これは好転してきています。私も手元にいたるところよりも財政は好転しているというよう

おりに約三分の一が公債比率が二〇%というよう

以上にわたる借金があるわけでございます。

それから個別に見てまいりますと、御案内のとおりに約三分の一が公債比率が二〇%といつても、確かに東京都のようなどころはいろいろな面で集中しておるようですが、それは東京都のよ

うな影響が出でるわけでございますが、さつき

申し上げましたように、個々の面で見るとかなり

のアンバラがあるわけでございます。したがつて、交付税の配付等についても、御案内のとおりに非交付団体は二百近くあるわけでございます

が、それを除いた団体はそれほど裕福な状態ではございません。しかも、先ほど先生おっしゃったように、これからいろいろな面での行政需要がますますふえてくるのは明らかでございます。

そういう中で、やはり何といつても多極分散と

いいますか、東京に過度に集中したあらゆるもの

ができるだけ地方に分散して、今総理が言ってお

りますが、そういうふうなことで恩恵を受けて

いるふるさと創生というのもその一環だと思ってお

りますが、そういう中で地方全体のバランスをと

りながら、地方財政を今以上に自主財源を充実す

ることによって、そして一方においてはできるだ

け地方に権限移譲というようなこと、これはなか

なかと言うべくして難しいと思ひますけれども、地

方自治の本来のあり方からいいますとそういうこ

とが非常に大切だと思っておりますので、そういう

う面でこれから十分慎重に検討してまいりたい

と思う次第でございます。

ここで一歩して使うべきであるというような意見

等も出ているようでございますが、大蔵省並びに

自治省はそういうようなものに対してどのような

対応の姿勢をお持ちでございますか。

○坂野国務大臣 お答えいたします。

地方財政が好転してきたのじゃないかという説

もいろいろあるようございますが、先ほどから

先生御指摘のように、地方財政においては六十兆

以上にわたる借金があるわけでございます。

それから個別に見てまいりますと、御案内のと

おりに約三分の一が公債比率が二〇%といつても、

確かにひところよりも財政は好転しているとい

うことは言えるかもしれません。それは東京都のよ

うな影響が出ておるわけでございますが、さつき

申し上げましたように、個々の面で見るとかなり

のアンバラがあるわけでございます。したがつて、交付税の配付等についても、御案内のとおりに非交付団体は二百近くあるわけでございます。

が、それを除いた団体はそれほど裕福な状態ではございません。しかも、先ほど先生おっしゃった

ように、これからいろいろな面での行政需要がますますふえてくるのは明らかでございます。

そういう中で、やはり何といつても多極分散と

いいますか、東京に過度に集中したあらゆるもの

ができるだけ地方に分散して、今総理が言ってお

りますが、そういうふうなことで恩恵を受けて

いるふるさと創生というのもその一環だと思ってお

りますが、そういう中で地方全体のバランスをと

りながら、地方財政を今以上に自主財源を充実す

ることによって、そして一方においてはできるだ

け地方に権限移譲というようなこと、これはなか

なかと言うべくして難しいと思ひますけれども、地

方自治の本来のあり方からいいますとそういうこ

とが非常に大切だと思っておりますので、そういう

う面でこれから十分慎重に検討してまいりたい

と思う次第でございます。

○岩瀬政府委員 新行革審におきまして、現在、

国・地方の関係につきまして、社会経済情勢の変化に対応して地域の活性化を図るという幅広い観

点から国・地方間に関連する諸問題を検討すると

いうことで、御審議を進めておられるようござります。私どもいたしましては、この新行革審

の御審議の推移を見、また、その結論を拝見した

上でもろもろ考えさせていただきたいと考えてお

ります。

○村山(喜)委員 坂野自治大臣がおっしゃるよう

に、地方の借金の残高の状況を私も手元にいた

きました。これによると六十六兆八千億、これは

交付税特会の借入金残高や企業債の現在高、地方

債の現在高のトータルでございます。

この中で、どういうような状況で地方債の借金が

あります。消費税の二四%の地方への交付金とい

うなものもございますし、譲与税もございます。

そういうような状況の中で地方財政は豊かになつ

たのじゃないか、こういう見方で、九〇年度を目

標にして交付税をこの際削つたらどうかというこ

とが臨時行政改革審議会ですか、こら辺で取り

上げられるのじゃないかという報道がある。

あるいは財政力指数で一番貧乏な力の弱いのは

島根県、一番力の強いのは東京、愛知、神奈川、

大阪、これが一以上の財政力指数を持つてお

りますが、それに対する影響が大きいとおも

うな影響が出でるわけでございます。

確かにひところよりも財政は好転しているとい

うことは言えるかもしれません。それは東京都のよ

うな影響が出ておるわけでございますが、さつき

申し上げましたように、個々の面で見るとかなり

のアンバラがあるわけでございます。したがつて、交付税の配付等についても、御案内のとおりに非交付団体は二百近くあるわけでございます。

が、それを除いた団体はそれほど裕福な状態ではございません。しかも、先ほど先生おっしゃった

ように、これからいろいろな面での行政需要がますますふえてくるのは明らかでございます。

そういう中で、やはり何といつても多極分散と

いいますか、東京に過度に集中したあらゆるもの

ができるだけ地方に分散して、今総理が言ってお

りますが、そういうふうなことで恩恵を受けて

いるふるさと創生というのもその一環だと思ってお

りますが、そういう中で地方全体のバランスをと

りながら、地方財政を今以上に自主財源を充実す

ることによって、そして一方においてはできるだ

け地方に権限移譲というようなこと、これはなか

なかと言うべくして難しいと思ひますけれども、地

方自治の本来のあり方からいいますとそういうこ

とが非常に大切だと思っておりますので、そういう

う面でこれから十分慎重に検討してまいりたい

と思う次第でございます。

○公定歩合が一・五%であります。そういう時代に

おいて、まあ中にはひどいのがありますよ。この中

等なる配分をしながら、それぞれの地域発展のた

めに使うべきである。そのためには、交付税特会

の中でも、そういうような基準財政需要額以上の収

入額とのにらみの中で、余計に集まつた税収はそ

うふうに実現していくかとなつてしまつますと、それはそういうふうにして税源も集まるわけですか

ら、その税源を地方に、やはりナショナルミニマ

ムを確保するという意味において、当然財政の均

等化に対する影響が大きくなるわけですね

からややくして難しいと思ひますけれども、地

方自治の本来のあり方からいいますとそういうこ

とが非常に大切だと思っておりますので、そういう

う面でこれから十分慎重に検討してまいりたい

と思う次第でございます。

よ。そんな高い金利の地方債をいつまでも持つておつたつてしまふがないじゃないですか。これを何とか解決するためには大蔵大臣と自治大臣が相談をなさつてはどうであらうかと思うでござりますが、この点やはり金に関することは大蔵大臣でしおから、ひとつ御返事をいただきたい。

○鶴沢政府委員 地方債の起債に関しましては、そのときどきの経済情勢、金利情勢を踏まえた中の金融の問題として起債が行われてきておると思つてございます。したがいまして、運用部も含めてでございますが、金融の問題として考えますと、金利が安くなつた場合に一方的に借りかえを進めるということについては、なかなか難しい問題も多々あるのではないかというふうにそんたくをするわけでございます。

なお、平成元年度の予算の関係で申しますと、先生御承知かと存しますが、地方財政対策の中で、ことしは財源対策償還基金といふものを新たに積むというような措置もとられておるところでございます。

○村山(喜)委員 今の問題は研究を願いたいと思います。

きょうは時間がもうあとわずかありませんが、経済企画庁、GNPを上回るキャピタルゲインが土地と株で発生をして、それが依然として続いている。それもたらす資産効果で景気が上昇を続けています。需要のもとになる購買力というのは、GNPだけではなくて資産の増加を加えた総所得で計算をしないと、さつき大蔵省が間違つていているようだ。どういうふうに思うのでござります。そのキャピタルゲインは国民経済計算年報でも数値が出されておりますが、そこから見た場合にはどのような姿を呈しておりますか、簡潔に説明願います。

○富金原政府委員 国民経済計算上出ておりますデータというのは六十二暦年までの時点でござりますが、この時点で御説明いたしますと、土地と金融資産の増加額、これは時価評価を土地と株式

については行つてゐるわけでございますが、一年間で七百五十八兆円、それから一年前の六十一暦年につきましては五百七十六兆円という数字でござります。ちなみに国民総支出で比較をいたしま

すと、六十一暦年は三百三十一兆円、それから六十二暦年は三百四十五兆円ということでございましたので、この二年間につきましては、土地や株の市値上がりによる、もちろんそれから金融資産の実体的な増加もございますが、そういったものを含めてでございますが、金融の問題として考えますと、過去三年間の消費者物価というになつてゐるというようなことでございます。

○村山(喜)委員 きちつとしておかなければならぬのは、キャピタルゲインが発生をして、だれがどれだけそういうようなものを持っているかといふことが大事でございまして、最近の東京を中心とする土地の値上がりは個人の手が及ばないようになってきた。それは法人が土地を取得して、法人の手によって加工されたものが国民の前に示されておる。こういうような状況の中で問題のひずみが起こつておるわけでございますから、これら

の問題については税収の問題やらその他のいろいろな問題を残しておきたいと思います。

レートが御承知のようなことで百三十一円、一円という段階であります。石油の原油価格がバーカー当たり先物取引は大変高いところを示してきた。そういうような状況の中で、最近の先取り物価と

それから出てまいりますので、今後の問題として申しますと、先ほどの数字でござりますが、全国ベースで申しますと、二月が前年同期で一・〇%の上昇といふことでござりますし、昨暦年はただいま申しましたように〇・七%の上昇という状況でござります。したがいまして、政府見通しといたしましては、消費税の影響一・二を加えまして、今年度は二・〇%程度の消費者物価の上昇になるだろう

まいらなくなつてゐることは事実でございます。その主な要因は、今御指摘がありました為替レートあるいは原油価格あるいは賃金コストも、過去三年のようないマイナスというわけにはいかないようになってくるだらうと思います。ただ、これはすぐにインフレが発生するとか、ちょっと数字を申し上げますと、過去三年間の消費者物価という

のは、〇・〇・〇・五、昨暦年で〇・七でございましたが、これが一%を相当上回るような水準になつてくるということは今のところ考えられない

と思います。この中で、課税対象額は百九十八兆円、それに対しまして課税見込み額は五兆九千。税制審議を昨年いたしますときには、たしか五兆八千億の税収見込みだというふうに当時は説明を受けたと思うであります。今度平成元年度の収入見込みの中では四兆五千億という収入見込みを立てておりますが、一体それは間違いないのかどうかという点でございます。

なお、中小事業者に対する特例のいわゆる免税率の措置とか限界税率の適用者とか、あるいは簡易課税の適用とかというようなことによります収入の減収見込みはどれくらいマクロ的に見ていいのか、この点も付加価値の中で説明がされると思いますが、説明を願つておきたい

申しますと、先生が間違つておられるというのじゃなくて、新聞をごらんになった数字だと思いますけれども、この新聞の使い方が全く間違つた使い方をしておりまして、季節調整をしない前月比を十二倍してございます。三月、四月は季節的に〇・四ぐらい上がるのが通常でございます。何かその新聞の夕刊の見出しは、七・二%のインフレが既に起こりつてあるような誤認を与えるものでございまして、実はこれは経済企画庁から強く抗議を申し込んでおります。

それで、数字の実態を申しますと、先ほどのは東京の数字でございますが、全国ベースで申しますと、二月が前年同期で一・〇%の上昇といふよ

うなことでござりますし、昨暦年はただいま申しましたように〇・七%の上昇といふ状況でござります。したがいまして、政府見通しといたしましては、消費税の影響一・二を加えまして、今年度は二・〇%程度の消費者物価の上昇になるだろう

というふうに考えておるところでございます。それから、消費税が導入されましてまだ三月ばかりでございますが、けさほども御説明をいたしましたとおり、これまで見ておりますところ、一部の飲食店とか理髪店その他に便乗値上げ的な動きがあることは事実でございますが、物価水準全体に影響を与えるような便乗値上げが発生しつつあります。その便乗値上げが強めで見られることがあります。それから、消費税が導入されましてまだ三月ばかりでございますが、けさほども御説明をいたしましたとおり、これまで見ておりますところ、

この点についても、大蔵省が間違つておるのだと申しますと、過去三年間で申しますと、一

います。

○村山(喜)委員 時間があと十分しかございませんので、消費税の問題で質問をいたします。

消費税の対象になる国民の総消費支出金額はどうなりますか。これは各種の経済資料によりまして昭和六十二年度、先ほど六十一年度と申上げましたが、六十二年度の課税対象額を

推計いたしました。一年新しくなつておるわけであります。ちなんに国民総支出で比較をいたしましたとおり、これまで見ておりますところ、一千億円でございますが、これは消費税の導入によります平成元年度ベースの平成元年度初年度の増収見込み額でございます。これは各種の経済資料によりまして昭和六十二年度、先ほど六十一年度と申上げましたが、六十二年度の課税対象額を

伸び率などを勘案いたしまして、平成元年度ベースの課税対象額を百九十八兆円と見込んだわけですが、この平成元年度ベースの課税対象額に消費税率三%を乗じた課税見込み額を、五兆九千四百億円でございますが、それを算出いたしました。この五兆九千四百億円から翌年度に繰り越される課税見込み額などを調整いたしまして、初年度の収入見込み額を約四兆五千億円というように見積もつたものでございます。

お尋ねの簡易課税等によります影響額でございますが、先ほど申しました課税ベースの計算に当たりまして、百九十八兆円を算出するに当たりまして十六兆円その影響額があるというように見ております。

○村山(喜)委員 消費税は弱い者いじめの税制だということで、今日依然として我々はこれに反対をいたしているわけでございますが、その中で特に輸出企業に対する仕入れに対しての戻し税額の見込み額と、いうものを説明を願いたいと思うのでございます。

いろいろな税制の本が出ておりまして私も見てまいりましたが、有価証券報告書で計算をした事例でございますが、トヨタ自動車の事例が出ておりました。国内の販売消費税が百十三億円、輸出にかかる戻し税が六百十六億円、したがって、トヨタ自動車一社で五百三億円が軽減をされるのではないかという数字が出されております。いろいろな企業の動向を見ておりますと、自分のところの会社員を出向させるような形で仕入れの部門に人間を配置いたしまして、戻し税額を大きくするような操作をやってみたり、あるいは輸出関連の設備投資をやりまして、その設備投資の戻し税額を大きくしてみようとか、いろいろ企業なりに節税と申しますか、我々に言わしめるとうまいことをやっているとか見えないのでございますが、そういうようなことをやりながら、どうもこのようないうまい措置を大企業の諸君はとつているんじゃないだろうか。片一方において、生計費に

まで課税をするような形で、年金受給者や生活保護者や弱い者が税金をがっぽり取られていくという姿が出ておるという状況ではなかろうかと思つてございますが、この輸出企業の戻し税の問題についてはどういう見通しをお持ちでござりますか。

○尾崎政府委員 輸出還付のお尋ねでございます。教科書的なことを申し上げて恐縮でございますけれども、国の経費を貯うための税でございますから、それを外国の消費者に負担させるというわけにはいきませんので、輸出に当たりましてその税を全部落とすということをしております。その税をきれいに落とすという意味でございまして、そのためには仕入れでショットできた税も出さなくてはいけないということでおざいまして、その結果仕入れがちょっとしている税の分だけが還付されるということになるわけでござります。これが輸出還付制度でございます。

それでは、今回それをどのように見ているのかということでございますが、全体といたしまして輸出の額を三十六兆円というように見ておりまして、それに三六%でございますから一兆円ちょっとのもの、一兆一千億ぐらいが全体として影響を受けるわけでございます。ただ、これは現実に還付になる額というわけではございませんで、輸出の比率が低いところでは納めるべき税からその分だけを差し引きして納めるということになりますので、必ずしも還付になるわけではございませんが、全体として影響額が一兆一千億ぐらいであろうというように考えております。これは大企業でありましても中小企業でありますても、輸出がある限りこのような制度がとられるわけでございまして、全体として還付になるのか、あるいはそれを差し引いても納付税額が発生するのかというのは、その企業の売り上げのうち輸出の部分がどのくらいの比率を占めているのかということによって決まってくるわけでございます。

○村山(重)委員 その問題は、結果を見守つてしまひたいと思います。

最後になりましたが、建物の賃貸の問題でござります。
建設省の指導では、課税業者は消費税の三%を上乗せしなさい、非課税業者は仕入れ負担の消費税の実額分を計上しなさいということを指導されているというところでございます。この点は建設省、非課税業者、課税を免除された業者でありますから、公取の指導でカルテルを結んで、そして商店街では三%を上乗せてもいいですよというような妙なこともやっていないようでございまして、建設者のやり方は実情に合わせたやり方で正しいと思うのでございますが、どうもいろいろな業種があります。そういうような流通業界の場合の卸業と小売業の営業利益、課税所得額の算定の基礎は二〇%、一〇%ということで、大体これといいようでございますが、しかし、税理士とかペーマネットとかあるいは加工業とかタクシー業界、そういうようなところが一体どのような経営状態であるかということを把握されてこの税率をお決めになつたのかどうかわかりませんが、仕入れ消費税の負担を調べてみると、大体課税業者の場合で一%程度、非課税業者の場合は〇・四%程度にとどまる。

点につきまして通達を出しましたが、その点に関しましては先生御指摘のとおりのものでござります。今のお尋ねは、簡易課税制度絡みの問題だと思いますが、これは事業者の事務負担への配慮という観点から、仕入れ額が実際に幾らであるかということにかかわりなく、売り上げの一一定割合のみなぞうという事務手続上の問題でございます。したがいまして、実際のコストが3%かからない場合でありますても、売り上げに3%の消費税がかかるということとて家賃を3%上げるという請求をいたしましても、それ自体一般的に問題になるものではないのではないかと私ども考えております。

○原谷政府委員 今度の臨時暫定的な措置によりましてカルテルが認められておるわけでござります。その転嫁の方法についてのカルテルが中小企業に限つて認められておるわけでござります。私どもは個々の業種がどれだけ経費を負担しておるかということについては特に調べておりませんけれども、そのカルテルに参加する中小企業者の中で免税率者につきましても、仕入れ段階で負担する消費税額分を上乗せするということをカルテルの内容とすることは、それは法律の中で認められておるものと考えております。

しかし、その場合に、免税業者がさらに3%價格に上乗せしましても、これが適当かどうかといふ問題は、免税業者制度というその制度の趣旨から判断されるべきものだと考えまして、この点につきましては、免税業者の趣旨といふものから考え方としてやむを得ないというふうに考えておるところでございます。

○東條政府委員 私ども、今御指摘の問題の場合は犯罪の成否という観点からだけ申し上げたいと思いますが、先ほど来お答えがござりますように、事業者の売り上げに3%を課税するという仕組みの中で、その3%分を消費者に負担を求めるということ自体は、法律がそのようになつている以上は特段問題はなかろうと思います。

問題は、簡易課税方式によつた場合に、実際に仕入れた課税仕入れの額とは異なる比率を用いることによって、そこに利得が生ずるのではないかということとござりますが、これはそのような制度を採用することについて、事務負担その他の観点から合理性があるという御判断のもとに採用されたそのような制度の結果であるということで、そのような利得が生じたこと自体をもつて、詐欺等の犯罪が成立するというふうに考えることは妥当ではなかろう、このように思つております。

○村山(喜)委員 時間が参りましたのでこれでやめますが、問題は、非課税業者、課税免除業者でありますても課税業者として課税を選択することができる道が開かれているのですから、その選択をした場合と、そして価格カルテル、そういうような地域カルテルといいますか商店街カルテルとの関係を考えまいりますと、どうも公取の転嫁の指導というのは間違つているんじやないかということを意見だけ申し上げまして、終わります。

○中村委員長 森田景一君。

○森田(景)委員 今回の補助金等一括法案は四十七法律が対象になつておりますが、大蔵省、総理府、文部省、厚生省、農林水産省、運輸省、建設省、自治省と各省にわたつておるわけでござります。私は、本日は建設省と運輸省の関係について質問をいたしたいと思います。

この四十七法律のうち補助金関係が四十四法律でございます。公共事業等にかかる補助率等につきましては、河川法等三十一法律が対象となつてゐるわけでござります。直轄事業では、本則三分の一の二の補助率を、昭和六十三年度に適用されるる暫定補助率十分の五・五をそのまま平成二年度まで延長しようとするものであり、また一方、補助事業では同様に三分の一の二を十分の五・二五にしようとしているわけでござります。

や、地方財政審議会の平成元年度の地方財政についての意見、平成元年一月十一日のこの意見等では、国の補助金等の臨時特例等に關する法律は、「国と地方との信頼関係を損なわないためにも、暫定期間の終了をもつて廃止すべきである。」¹⁾のように述べられてゐるわけでござります。公公会事業量の多い建設大臣としては、これらの答申、意見をどのように受けとめ、また本則どおりの補助率へ戻すためにどのように努力されたのか、またこれからどうなさるつもりか、まず最初にお尋ねしておきたいと思ひます。

○牧野(衛)政府委員 建設省の対応についてのお話、ただしさでございますが、私どもは、基本的に立場をおくれた社会資本の整備を着実に進めますとともに、何といいましても内需主導型経済成長の定着を図る、そういうことのために公共事業の積極的な推進がぜひとも必要だと考えております。

そういう基本的な認識を踏まえまして、建設省としてはかねてから、一つとしては、今先生からお話をありましたが、本則で決められております補助率といふものは、これは事業の重要度あるいは受益の範囲などを踏まえ、バランスのとれた社会資本整備の観点から決められておりまして、現時点においても妥当だというふうに考えております。

一方、ただ平成元年度以降の公共事業に係る補助率等の取り扱いにつきましては、事業費確保の観点にも十分留意しながら適切に対処することが重要であるというふうにも考えまして、主としてその二つの点を強く主張してきましたところでござります。しかしながら、国の財政事情等は依然として厳しい状況にございまして、これを踏まえた建設省関係の平成元年度予算のもとにおきましては、事業費の確保を図るということのためには、平成二年度までの暫定措置として、補助率等の特例措置を継続することもやむを得ないと判断したるものでございます。

今後どうするかというおただしでござりますが、暫定期間終了後の取り扱いについては、再々

御答弁がございますように、今後関係省庁間の検討会を設置して、総合的な検討を行うとされておりますが、いざれの場合におきましても、冒頭申し上げた点をしっかりと踏まえて私どもは検討に参加しまりたいと考えております。

○森田(景)委員 「補助金等は一定の行政水準を維持、特定の施策の奨励等のための手段として重要な機能を担うものであるが、その整理合理化・行政財政改革の重要な課題である。」このように行政制度審議会も報告しておるわけでございまして、御存じのところだと思います。また、「補助金等の整理合理化に当たっては、補助事業の廃止・縮小・終期の設定・補助率等の見直し・零細補助金等の整理・類似補助金等の統合・メニュー化等不斷の見直しを行っていく必要がある。」ことによつて、御存じのところではそのような努力が見られない、こより思うわけでございますが、建設大臣はどういうお考えでございましょうか。

○牧野(徹)政府委員 ただいま先生がおっしゃられましたことは重要なことでございまして、私ども建設省といたしましても、従来から採択基準の見直しがございますとかあるいは零細補助金の較理合理化、あるいは事務手続の簡素化等、いわゆる補助金等の整理合理化に努めてきております。時間の関係がございますので省略いたしますが、実績等もございます。

ただ、私どもの所管しております公共事業関係の補助金は、ほとんどのものが中期的計画と中長期計画と申しますが、各種の五ヵ年計画に基づいて実施されております。つまり、それぞれの施設の整備促進についてある意味で事細かく決められておりますので、それをある程度彈力的といいますか、自主的選択をするというふうな余地が狭いということと御理解いただきたいと思います。いずれにせよ、先生お話しの統合メニュー化等のねらいと

るところは、広い意味での事務手続の改善あるいは補助事業者の自主性の尊重等にあるものと私どもは認識しております。今後とも事務手続の簡素合理化の推進、あるいは地域の実情によりきめ細かく対応した補助事業の推進などを図ってまいり所存でございます。

○森田(景)委員 補助金がカットさればその分地方財政に大きく負担がかかる。これは昨日来論議されているところでござります。この公共事業関係について本則の補助率をそのまま適用していく場合、カットされた補助率で補助をしていく場合、この場合では金額としてどのぐらい地方公共団体に負担がかかるのか、また事業量としてはどのぐらい影響があるのか、この二点についてお尋ねしたいと思います。

○牧野(徳)政府委員 お話しのとおり補助率等の特例措置を延長いたします。そういたしますと、ただいま御審議をいただいております平成元年度における事業費の拡大が、国費を私どもいたしているのを一定にいたしまして、それを本則の補助率でやった場合の事業費とそれから延長した場合の事業費とを比較いたしますと、建設省関係全体で事業費は九千二百四十億円になります。また、逆に地方財政への影響でございますが、今度は逆に事業費を仮に一定にして、それによつて国費を両方の計算でやった場合にどの程度国費の差が出るかという計算をいたしますと、それは六千三百七十億程度ということでございます。

○森田(景)委員 約三千億円ぐらいの違いがあるわけですね。この分は地方公共団体が負担をすることになるわけでございます。地方では公共事業を進めなければいけない。住民のニーズにこたえまして大変苦労しているところでござりますので、この点については本則に戻すように今後とも格段の努力をしていただきたい、このように思いました。

話が変わりますけれども、高速道路というのがありますね。高速道路というのはどういう道路なのか、ちょっと教えて、ただきたか。

○牧野(徳)政府委員 道路法上の種類といたしましては四種類ございます。高速自動車国道、国道、都道府県道、市町村道、この四種類でござります。

それに対しても高速自動車国道、ただいまは施行命令方式で日本道路公団が全部施行管理いたしておりますが、一般的にはこれを高速道路と言っております。ただ、先生方も御利用いただいておると思いますが、いわゆる首都高、阪高、これもつくりております。例えば首都高で言いますと都道が多いわけでござります。それも首都高速道路と、ものにまで広がるということで、法律上の言葉ではなくて、そのようなぐあいに使つておるというふうに御理解いただきたいと思います。

○森田(景)委員 高速自動車国道、国道、こういうふうに道路がいろいろ分けられております。一般的に使われておる高速道路というのは、どのぐらいのスピードで走れば高速道路と言われるのでしょうか。

○牧野(徳)政府委員 私も専門家ではありませんが、知つておる範囲で申し上げますと、一番ハイレベルの、国土の骨格をなします先ほど言いました高速自動車国道で言いますと、たしか通常は八十、もつとスピードを上げていいところは百キロで設計速度が設定されております。現実に走つておられる方は、何かスムーズに走るために百二十キロ程度のものもあるようですが、設計速度で、あのマークで示されておるのは、高速自動車国道であれば、一部に七十もあると思いますが、たしか八十か百だと思います。

なお、先ほど申し上げました首都高速で言いますと五十キロ程度かな、これは余り自信がございませんが、生活実感としてもそういう標示だったのが高速公路だと私は思うのです。

○森田(景)委員 一般国道で普通は五十キロとか、場所によって四十キロ、六十キロというところもあります。これよりも速いスピードで走れる

今お話をありました高速道路は大変渋滞しておられまして、特に常磐自動車道関係で申しますと箱崎インターインター、あの付近ではもう通常六キロから七キロの渋滞となつております。それで、時速一キロか何キロか、高速道路とは言えない。歩いてきた方がいいぐらいの状況です。

我々はこの高速道路、せつからくつくつた道路が目的どおりに走れない。しかも高速道路というの通行料を払っているのですね。こういう点で利用者の方は非常に大きな不満を抱いておりますし、また先般首都高では値上げがありまして、こういう渋滞も解消されないので値上げするはけしからぬということで、旧料金のまま通行しているという話も聞いておりますし、先日の新聞では、どこかの高速道路の料金所を突破するために職員がけがをした、こんなことも報道されているわけでございます。やはり高速道路というのは必要なためにつくったわけですから、目的どおりに速いスピードで走れるようになることが大事だと思います。

そういう点につきまして、この高速道路の渋滞緩和対策というのをどうか解消策、こういうことについてはどうのような対策を考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○牧野(徹)政府委員 ただいま先生お話しの点は、私どももまことに心を痛めている点でございまして、本来ノンストップといいますか、先ほど申し上げたように信号なしに一定のスピードで走ることを目的として整備したものでございますが、結果として渋滞しておることは御指摘のところです。

ろがございます。首都高速道路を利用しておるお客様の目的地、出発地を見た場合に、東京都心、箱崎等を通らなくても、その外側に外郭環状道路が完成しておれば、そちらを回るであろう交通量も非常に多いわけでございます。ですから、いろいろな対策があつて、もちろん事業費をふやして首都圏で申し上げれば大規模な環状道路が幾つかござりますから、あれを早く完成させることができよりも大事だと考えております。

○森田(景)委員 混雑解消対策については私もいろいろ意見がありますけれども、持ち時間が少ないのですから、また機会がありましたらお話ししたいと思つております。

この交通渋滞を増幅させるもう一つの要因として、交通事故の現場処理、この問題があるわけであります。このようにハイテクだ何だと言われている時代に、交通事故の現場検証は、これは警察の関係だと思いますけれども、今もって何人かの警察官が巻尺を持っていて、こうやってはかって何時間もかかっているわけです。特に高速道路で事故がありますと、本当に大きな渋滞が加算されるわけです。だから、少なくとも高速道路の交通事故処理というのは、今カメラも立派なものがありますし、ビデオというのもあります。そういうもので、縮尺はどうのこうのと技術的に今いろいろ進んでいるわけでございますから、そういう写真撮影で事故現場をきちんと掌握して、その現場を早く正常に戻す、こういうことを考えてもいい時代じゃないかなと思うのです。時間の関係でこれが一つです。

あるいは東名高速とかそういうところには大型のヘリコプターを用意しておいて、ヘリコプターで事故車を撤去する、こういうことも考えてもいい時代じゃないだろうか、こう思うのですね。その二点についてお答えいただきたい。

○浅川説明員 高速道路の事故処理につきましては、高速道路のネットワーク化が進みまして、経済の大動脈性という役割を果たしているというとにかくんがみまして、私どもの方では、事故の処理を一刻も早く解消して現場の交通流をもとに戻すというために、警察官の早期臨場、最近は車線がふさがって参れないときには、白バイなどを導入して二輪車で早く臨場する、こういうようなことを考えておりますし、また、実況見分をやりながら路肩や一車線を同時に通す、こういうふうな形もやっておりますし、また、実況見分のやり方を工夫しまして、いろいろと短縮に努めておるところであります。

御質問の写真撮影による事故処理の迅速化であります、人身の被害を伴う事故の処理につきましては、過失事件捜査という制度上、事情聴取それから写真撮影、距離の計測、これは衝突地点とか運転者がどの時点で気がついたかとか、そういうふうなことをあらわす地点の計測など一連の手続を要するわけでありますけれども、写真撮影のみでこの手続を省略することは、制度上解決しなければならない点が幾つかございますので、御質問の趣旨を十分尊重して今後とも検討させていただきたいと思います。

それから、二番目の高速道路上での事故車の撤去の問題でありますけれども、私どもは、交通流の早期回復のためには一刻も早く事故車を撤去する、あるいはその事故車を少し路肩とかに移動させて交通流を回復する、こういうふうな目的意識のもとに、警察庁と道路公団との間に早期現場回復のワーキンググループを設け検討しておりまして、レッカー車の早期現場到着などに銳意努力し

ております。

〔委員長退席、衛藤委員長代理着席〕

それから、ヘリコプターの利用ができないかと
いうことでございますが、人家密集地帯での騒音
の問題、それから作業地点での作業を行う場合の
上下線の交通遮断の問題、それから重量物のつり
上げのときの安全性の問題など解決すべき問題点
が多々ございますが、せっかくの先生の御提言で
ございますので、事故車の撤去方法の一方法とし
て十分検討いたしてまいりたいと考えております。

○森田(景)委員 御答弁の方はよくわかりました。すぐについわけにはいかないようございま
すけれども、今答弁されましたとおり、ひとつ
混雑解消、それから高速道路という名前にふさわ
しい道路を確保するために格段の御努力をお願い
しておきたいと思います。

では、次に移ります。先般、通称常磐新線法案
というものが閣議決定されまして、国会に提出され
たわけです。名前が今回の法律と同じように非常
に長い法案でございまして、大都市地域における
宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別
措置法案、こういう法案でございます。実はまだ
委員会にも付託されてないようございまして、
付託されてないものをここでお聞きするのもどう
かなと思いましたけれども、今まで自民党的安倍
幹事長は国会は解散しない、こうおっしゃつてお
りましたので、いずれ建設委員会か運輸委員会か
知りませんが付託になるのだろうと思っておりま
したら、きのう解散をするというふうにお話しに
なっておりまして、解散をするということになり
ますとの法案も廃案になってしまふのじやない
か、こういうふうに実は心配しているわけであり
ます。

私は千葉県の選出でございまして、我が千葉県
もこの常磐新線に大きな関係があるのですから
、この機会に、担当委員会でありませんけれども、
建設大臣に少しお尋ねしておきたいと思いま
す。趣旨説明とかそういうことにかかわらないよ

うな形で、ほかの委員会の侵害にならないよう
したいと思いますが、どういう趣旨の法案である
のか、この辺のところだけひとつ建設大臣、答弁
お願いできませんでしょうか。

○小此木国務大臣 大都市地域における現下の著
しい住宅地の需要に対処するためには、宅地の計
画的な供給が極めて重要な課題であるわけであり
ます。このために、大量の住宅地の円滑な供給と
新たな鉄道の着実な整備を図るための特別措置を
盛り込んで、今国会に今言われたような法案を提
案したいというところでございます。国会におか
れましては、そうなったときには慎重御審議の
上げたいと存じます。

○森田(景)委員 趣旨説明じゃないようにと言
いましたら、大変簡単にお話になりました。
私の方で承知しておりますことをお話しします
と、一つは都府県による基本計画の作成というこ
とが盛り込まれているようでございますね。それ
から二つ目には協議会を設置するということ、そ
れから三つ目には特定地域の整備、四つ目には重
点地域の整備、五つ目には鉄道の整備、こうう
大きな柱で成り立っているようでございます。

今まで常磐新線というのは、常磐線の混雑を解
消するためにということで地元の人たちは大変大き
な運動をしてきたわけでございます。ところがJR
が四分の一ですか、あと関係者が四分の一、JR
が四分の一、「一五%負担は嫌だ、これで大分難航
していたわけですね。最近運輸省御当局が大変御
努力なさって、東武鉄道も資本参加する、この二
五%の半分くらいは持つということではほぼ固ま
たということでございますけれども、この建設主
体。

それから、いつ着工していく完成するか。報道
によると、平成二年に着工で平成十二年に完
成、こううことのようございますけれども、
これに間違いないかどうか。

もう一つは、この常磐新線は東京都心部と埼
玉、千葉、茨城、この各県を結ぶ都市鉄道であり
まして、具体的に言いますと秋葉原から筑波学園
都市までということになつておるようでございま
す。なぜ東京駅としないのか、この辺のところを
お答えいただきたいと思います。

それから、新しい鉄道を建設するためにはいろ
いろ難しい面倒な手続が必要だ、こういうことで
ございますが、これから着工までの手続はどのよ
うにやるのか。

の混雑の線路ということで大変苦労してきました
た。国鉄からJRになりましていろいろ御努力い
ただきました、快速電車十両編成を十五両に増結
するとか、あるいは列車の増発をとか、そ
ういうことで大変な御努力をいたしております
が、それでもなお混雑の解消には至っていないわ
けでございまして、この常磐新線の一日も早い建
設が望まれているわけでございます。

それで、これを一つ聞いていきますと時間
が足りなくなるおそれがありますので、これから
ずっと聞きますから、それに對してお答えをいた
だければ何とか時間内でおきますると思います。

一つは、この建設主体ですね。建設主体は第三
セクターということになっているのですけれども、それ
も、今まで地元市町村、市町村といいますか地
元地方自治体、これが半分の出資をする。それで
JRが四分の一ですか、あと関係者が四分の一、
こういうことになつておりました。ところがJR
が四分の一、「一五%負担は嫌だ、これで大分難航
していたわけですね。最近運輸省御当局が大変御
努力なさって、東武鉄道も資本参加する、この二
五%の半分くらいは持つということではほぼ固ま
た」ということでございますけれども、この建設主
体。

それから、いつ着工していく完成するか。報道
によると、平成二年に着工で平成十二年に完
成、こううことのようございますけれども、
これに間違いないかどうか。

もう一つは、この常磐新線は東京都心部と埼
玉、千葉、茨城、この各県を結ぶ都市鉄道であり
まして、具体的に言いますと秋葉原から筑波学園
都市までということになつておるようでございま
す。なぜ東京駅としないのか、この辺のところを
お答えいただきたいと思います。

それから、新しい鉄道を建設するためにはいろ
いろ難しい面倒な手続が必要だ、こういうことで
ございますが、これから着工までの手續はどのよ
うにやるのか。

のJR常磐線の混雑緩和対策、これはJRのこと
ですから、もう運輸省とは関係ありませんという
ことになるのかどうかわかりませんが、やはり監
督する立場は運輸省だと思います。しかも株はみ
んな国が持つているはずですね。そういうことについてもお答
えいただきたいと思います。例えば、今新幹線で
は二階建て電車というのが走っております。常磐
線も二階建て電車を走らせたらいいんじゃない
かなどふうにも思うわけでございますが、そ
ういう可能性あるのは時差通勤通学、その辺のと
ころをどのように進めていくか。

大変少ない時間なものですから取りまとめて申
し上げましたけれども、お答えいただきたいと思
います。

○佐藤国務大臣 今のお話でございますが、先ほ
どお話がありましたように、まず今国会に提出さ
れております大都市地域における宅地開発及び鐵
道整備の一体的推進に関する法律案、これの一日
も早い御審議をお願いしたいと思いますが、同時
に、今審議中の平成元年度の予算の中にも行政經
費として八百万計上されているということで、こ
れも一日も早い成立をお願いするわけでございま
す。

の地方公共団体、経済界、こういうものの御協力がなければ実は成立しない、こういうふうな性格のものでございます。やはりこの事業を具体化するために最も大事なのは、用地の取得のめどをどうするかということをまず初めとして、事業主体や資金調達の方法、こうした基本的な問題を十分に検討しながら解決したい、かように考えております。また御指導をお願いしたい、こういうことでござります。

○阿部政府委員 第一点で御質問ございましたが、
すた、あとの方に聞かせておきたいのは、局長の方から
説明させます。

標年次の点でござりますが、昭和六十年七月の通
輪政策審議会の答申では昭和七十五年、これは平
成十二年になりますが、これを目標年次としてお
りまして、私どもとしましてはその目標に向けて
最善の努力をしていきたいというふうに考えてお
ります。

次に、起点を東京駅にしたらどうかという御指摘でございますが、先ほど大臣からお話ししました常磐新線整備検討委員会を設けて鋭意いろいろ具体的な計画についての詰めをやつておりますが、まず秋葉原を起点とする方向で検討を行つております。これは、郊外と都心部を結ぶ鉄道新線としての機能を十分に發揮しつつ、膨大な建設費を少しでも軽減させるという趣旨からでござります。そして、東京駅への延伸については将来の検討課題とあらうに考えております。

次に、鉄道関係についての手続がかなり大変ではないかという御指摘でございますが、鉄道をつくるための手続といたしまして、まず鉄道事業法に基づきまして運輸大臣の免許を受けます。この免許を受けた後に鉄道施設についての工事計画を定めまして工事施行認可を受け、その認可を受けた後で着工するというような段取りになります。なお、工事施行認可を行ふに当たりましては、地方公共団体の条例等で環境アセスメントということが手続的に要求されておるケースが通

常でございますが、このような手続も含めてこなしていく必要があるわけでございます。以上のとおりの手続を踏みまして着工に至るということでおどもこれらの手続ができるだけ円滑にいくよう最大限努力し、配慮していきたいというふうに考えております。

なお、JRの混雑緩和対策等につきましては、総括審議官が来ておりますので、そちらからお答えさせていただきます。

○丹羽政府委員　先生の御質問の最後の部分の現在の常磐線のラッシュの輸送力増強対策、そういう点をまずお答え申し上げます。

離電車、それから快速電車、これが十五両編成にする前は二七九%というラッシュ時の混雑率ですが、それが二三七%というところに今きているところです。

ございます。それで、これからどうしていくかなどは、平成三年春を目指して、現在は、車両制御装置についておるのでですが、それの新しくしては、JR東日本といたしまして、現在では、車両制御装置についておるのでですが、それの新しくしては、車両制御装置についておるのでですが、それの新しくしては、車両制御装置についておるのでですが、それの新しくしては、車両制御装置についておので

い型、ATS—P型と言つておりますが、その類型のATSの導入を行ひますと、現在のところラッシュ時の間隔が三分三十秒ヘッドで、これで十七本ぐらいが一時間で運行できるわけですが、この手の運行は、二十分間隔で運行するよりも運行本数が増加するので、運行本数を増加するには、この手の運行が最も効率的であるといふべきである。

の新しい型のAT-5-Eを入れますと一分三十秒ヘッド、約二十四本ぐらい一時間帯に入る、こういうことで輸送力増強を行おうとしているところでござります。

て列車の話でござりますが、これは先生のお話のように新幹線と東海道本線のグリーン車に入つておりますけれども、これは乗降に時間がかかるものですから、ラッシュ時の普通の列車に導入することにつきましては、ちょっと慎重に検討しなければならないということであろうかと思いま

それから、時差通勤のお話でございますが、確かに時差通勤というのは大変効果がある話だと思

つておりまして、運輸省としましても從前から時差通勤につきましては力を入れて いるところでござりますが、よほ山が崩れないといふのぶ

さしあつけた。だからかか山が肩を打つといふのが日本では珍らしくない。その日は、彼の精神状態ではないかと思います。私どもの内部におきましては、いろいろな勉強をしておりまして、例ええばラングニュアフーのオブのときと、ドリック博士とでは完全に

期券の運賃格差をつけるようなやり方で、企業に時差のインセンティブを与えるようななやり方はな

いたるがどうぞよろしくお詫びを賜り、今検討しているところでございます。

がたが進まないといふことで、私も力突きをもんでおりますが、一日も早い常磐新線の建設を我々元の千葉県も茨城県も埼玉県も望んでいるわけでございまして、早急に建設できるよう二皆俊

御努力をお願いいたしまして、質問を終わります。

○矢追委員 最初に、少しばかり消費税のことを大蔵大臣にお伺いいたします。

おひまつたが、私も大阪の地元で何ヵ所か商店街ある、いは市場等を回つてしまひました。きよらちは

公取はお呼びしておりませんが、一つの問題とい
たしましては、表示の問題がもう一つ徹底をして
いないといいますか、それよりもむしろ私がこの

前この委員会で指摘をしたとおり、業者の方が一生懸命消費者に対して「消費税は転嫁いたしておりません」とある看板といいますかポスターが

ございまして、「消費税抜きのサービス価格です」

取からは不当表示になると思いますし、また税込みあるいは税抜き等が完全明示をしていない、今までどおり値段そのまま並べてあるのも大変多う

ございました。
そういう意味では、私が指摘をいたしましたよう
に、不当表示の中身については再検討をしてい

第一類第五号

うお考えになりますか。

○村山國務大臣 今度の消費税は、納稅事務に伴う負担ができるだけ排除しようという意図を持ちまして、あらかじめその種の設計がされておるわけでございます。具体的に申しますと、簡易課税制度とかあるいは免税点、免税者とか、こういうものはどういうものであろうか、こういうことを言われているわけでございますし、また与野党協議の上で、十七条第三項にこの種の見直し規定が入れられているということを十分承知しております。我々といたしましても、この実施状況、定着状況を踏まえながら、この規定の趣旨を十分踏まえまして適切な対処をしてまいりたい、このように思っております。

○矢追委員 いや、私が聞いているのは、九月の納稅の時期に見直したらどうかという通産省首脳の発言があつたわけですが、時期としてはその辺を一つ考えておられるのかどうか。大蔵当局としてはどうですか。

○村山國務大臣 まだ定着状況がわからないわけでございまして、またどのような形で定着するか、大分順調だとは思つておりますがそういう状況がわかりませんので、いつどんなことで見直すかということを今からちょっと申し上げかねる、こういうことでございます。

○矢追委員 定着しつつあるというお考えですが、私が実際に回ったところは大変な混乱をしているわけでございまして、やはりこの消費税はやめてほしいという意見が圧倒的でございました。もう一つ、これもけさの新聞報道でございますが、関経連の宇野会長の発言ということで「不公平のものとなる簡易課税制度などの例外措置はいつきなくすべきだ」あるいは「簡易課税、限界控除、免税点の三つの制度に帳簿方式を加えた『四点セット』は『便乗値上げの温床となる』」こういふうな発言を財界の首脳がされているわけでございまして、この実施状況、定着

ざいますが、これについてはどう思われますか。

○尾崎政府委員 簡易課税でございますとか非課税でございますとか、そういうような特別の措置を設けているわけでございますが、これはどちらかといいますと納稅の方法に関することでございまして、便乗値上げの問題のようないわば値決めの問題とはやや違うものであります。どのように問題となつて、それが値決めについての不公平お考えになつて、それが値決めについての不公平な温床になつておられるのか、私よく存じませんけれども、やは

違う問題かなという感じがいたします。

○矢追委員 消費税そのものに私たち反対でおられるのは、それなりに伺つておきたことはいかがかと思いますが、こういった簡易課税あるいは非課税、また限界控除制度ができたのは、それなりに中小零細に配慮したものだと思うわけでございます。こういうことを一切例外なしにやつてしまえという財界首脳の発言というの

ではないか、こう思うわけでございまして、その点大蔵大臣はどう思われますか。

○村山國務大臣 この種の税は日本で初めてでございまして、これを実施する場合には、課税業者も非課税業者も相当のコストがかかることは間違いないのではないか、こういふことを前提にしておきたいと思います。

課税業者の方は、恐らく吸収していただけるであります。ただ、税率が一〇%でない限り、やはり税引きのコストは残るわけでございます。このことはもうやむを得ない、ひとつ勘弁してくれ、何とか吸収してくれ、こういふことをこいねがつておるわけでございます。

しかし、非常に中小企業の多い日本で、零細企業にまでコストアップを強制することが果たしてできることかどうか。ここでの問題は、そういうことを考

に精緻の議論をいたしますと、その値づけのいか

んによりましてどうということになるか、疑問なしとしないわけでございます。そういう制度の持つ、どちらの制度へ行きますと納稅コストがかかる、少し緩やかにすれば少しうまみが出てくる、こういう話でございまして、それぞれの立場から批判が出ると、ることは当然あり得ることであろうと思つております。関経連の宇野さんがそういうことを言わたどりの、それなりに伺つておきた

ことはいかがかと思いますが、こういった簡易課税あるいは非課税、また限界控除制度ができたのは、それなりに中小零細に配慮したものだとと思うわけでございます。こういうことを一切例外なしにやつてしまえという財界首脳の発言といふのは、ある意味では強者の弱者に対する大変な見方ではないか、こう思うわけでございまして、その

点大蔵大臣はどう思われますか。

○矢追委員 この種の税は日本で初めてでございまして、これを実施する場合には、課税業者も非課税業者も相当のコストがかかることは間違いないのではないか、こういふことを前提にしておきたいと思います。

まず自治省にお伺いをしたいのですが、昭和六十一年度以降、国の財政難ということでこの補助率の削減が暫定的に実施されてきたわけでございまが、言うまでもなく、これは地方が国の予算編成に協力をしてきたわけでございます。近年の経済情勢、高い税収の伸びを考えますと、当時とは状況が大きく変わってきておる、このように思うわけでもございまして、この際やはり補助率はもとへ戻すべきである、このように思うわけでござい

ます。

そこで、私はかつて本委員会におきまして、補助率削減による全国都道府県別の影響額を資料として提出するようになりたいと要求をいたしましたが、自治省は把握が困難ということで提出をしていただけませんでした。今回も大分お願いをしたのでございましたが、出てきてないわけでございましたが、出てきてないわけでございました。どうして出せないので、まずその理由をお伺いいたしました。

○矢追委員 六十年のときも同じ答弁だったのです。二年前の決算をもとにした資料をちょうど私の方団体によりましては、みずから予算計上額をもとにして、独自に推計をして議会に報告をしておきました。昭和六十年度、平成元年度と補助金削減による各年六十三年度、平成元年度と補助金削減による各年長、ちょっと資料をお配りしてよろしくお

らかにするということは困難でございます。

○矢追委員 今そのようにおっしゃいましたが、私の事務所の方で各都道府県に全部聞きました。そういたしますと、六県を除きまして全部平成元年まで出てきておるわけでございますが、委員長、ちょっと資料をお配りしてよろしくお

ますか。

○矢追委員 お手元に配付をいたしましたような形で、一応六十年度、六十一年度、六十二年度、六十三年度、平成元年度と補助金削減による各年長、ちょっと資料をお配りしてよろしくお

ます。したがつて、地方公共団体別の影響額を明

○ 紙内政府委員 各県別にどの程度のオーダーで影響があるかというふうなことについて見るために、極めて粗い推計になるということを前提にした試算を現在作業中でございます。いましばらく時間をおこすだいしたいと思います。

○ 矢追委員 それでは、決算を含めまして今言われたのを、きょうは無理かもしませんが、ぜひ早急に提出をしていただきたいと思います。本當であれば、ここでもう質問できないということでお資料をもらうままでやめてもいいんすけれども、そうもいきませんので、次へ進めさせていただきたいと思います。

そこで、先ほど申し上げましたように、この補助率の問題については各自治体からもかなり強い要求が出ておるわけです。私の地元の大阪市いたしましても、毎年毎年この国庫補助負担金制度の改善ということで、もとへ戻してもらいたいといいう強い希望が随分出ているわけです。ところが、今回のこの改正案でも、結局はもとへ戻ったものはないわけですね。自治大臣、完全にもとへ復元できなかつた理由は何なんですか。

○ 坂野国務大臣 たびたび皆さんにお答えしておりますように、私どもも、暫定ということになつてゐることは間違ひございませんし、しかも地方自治団体の要望が強い。そういう中で最善の努力をしたわけでございますが、要はやはり地方の財源といいますか、補助率カットによる影響を地方においてなくする、むしろ地方の自主財源といいますか一般財源を確保するということ、この際国もよくなつたとはいってもそう永久的によくなつたのではありませんし、地方の状況は御案内のようなことでございますので、一部補助率の復元を含めて、地方交付税であるとか地方の自主財源の確保ということを総合的な立場で考えて、最終的に決断したわけでございます。

○公共事業についてはまた別途の考え方でござります。先生御承知のとおりに、今事業量を減らしては困るという考え方もあるて、一年送つて、その間にまた各省協議をした上で、少なくとも六十年度の事態までは戻していこうじゃないか。それから一般経費については、確かに不満な点もございます。補助率の完全復元までいつておりますが、一部復元をやりまして、それに対しての交付税措置であるとか地方債措置であるとか、いろいろな面で実際に自治体にウエートがかからないよう私どもやつていろいろな総合的な立場でいたわけございます。そういう点については地方団体も、まあまあこの辺でやむを得ぬじゃないかといふ評価をいたしているものと思つておられる方でございます。

○矢追委員 今回の法案に関する審議に際しまして、先ほどもちょっと述べましたが、私は昭和六十一年四月三日、それから六十一年四月十六日、いずれも本委員会において質疑をいたしました、それを読み直してみたのでございます。

この補助率削減の出発の時点では、私はこうした措置は地方への負担転嫁ではないか、こういう質問をしたのでございますが、当時は古屋自治大臣でございましたが、負担転嫁は言を左右にして逃げておられたわけです。しかし、特例法の暫定期限切れ、三年間やつたわけですが、それを前にして昨年の概算要求の過程で、地方への転嫁を各省別に別掲させるということをやられたわけですね。その金額は一兆五千二百億円と発表されたわけでございます。ここでも私が不思議に思うのは、国会で質問したときは地方転嫁をはつきり認めにならないで、今度は地方への負担のしわ寄せだ、転嫁だというのはちょっと私は納得いかないのです。ここに会議録も持ってきておりますけれども、まず自治大臣の答弁を伺いたいわけでございます。

○紀内政府委員 今回の国庫補助負担率の見直しについては、今大臣から概要を申し上げたわけでございますけれども、補助負担率の見直しとその

財源措置の考え方をもう一度申し上げてみたいと思います。

今回の補助負担率の見直しに当たりましては、まず恒久化に係るものにつきましては、生活保護等事務の見直しを行っていないものに係る地方負担増に対しましては、交付団体分の全額を措置する。それから、児童福祉や老人福祉等につきましては、昭和六十一年度における事務の見直し、これは機関委任事務から団体委任事務に見直すといふものを含んでおりますが、これに加えて今後も事務の見直しを進めることとされています。また、恒久化に伴う地方負担増に対しまして、交付団体分の二分の一を措置するという考え方を基本として恒久財源措置を行うこととしております。また、義務教育費国庫負担金のうち恩給費に係るものについては、国庫負担の対象とされた経緯にもかかわらず、がみまして今回一般財源化することとしているところでございます。

暫定措置に係るものにつきましては、まず義務教育費国庫負担金のうち追加費用に係るものと経常費に係る地方負担の影響額につきましては、交付団体分の全額を交付税の特例附加算及び法定附加算によって措置する。それから、投資的経費に係る影響額については臨時財政特例債により措置し、六十一年度カットによる影響額のうち補助分に係る元利償還金については、従来の例によりましてその五〇%を国が交付税特別会計へ繰り入れる。また、六十一年度カット影響額のうち直轄分と六十二年度カット影響額に係るものにつきましては、交付団体分の全額を国が交付税特別会計に繰り入れることとしております。

この結果、地方財政への影響額の一定部分につきましては既存の地方財源によって対応することができますが、それにつきましてはそれそれ今までございまして、各団体の財政運営に特段の支障を生ずることはないと考えておるところでございまして、全体として地方に負担を転嫁した

識しております。

また、不交付団体分につきましては、その所要額を基準財政需要額に増額算入いたしまして、なお基準財政収入額がこれを上回るというものでございまして、交付団体におけると同様、その財政運営に特に支障が生ずるとは考えておりません。なお、平成元年度におきましては、調整債の配分を通じて不交付団体における影響についても緩和することいたしております。

○矢追委員 ちょっと私の質問にはお答えになつていないのでないかと思いますので、進めます。が、私の質問に当時の自治大臣は、交付税と起債によつて埋めているから地方の負担増にはならない、このよう強くしておられたわけです。私が、負担増という言葉が嫌なら影響増は幾らか、こう聞いて、やつとそのとき、これは六十一年四月十六日でございますが、一兆一千七百億円と答えておられるわけです。この経過から考えますと、自治省や自治体がなせ平成元年度予算で補助率復元を強硬に主張したのか、つじつまが合わないのです。私への答弁どおり交付税と起債で地方の負担増にならないというのであれば、単に暫定期間が終わったからといって補助率復元を大蔵省に迫ることもないのではないか。ともかく、前回の自治大臣の答弁はぜひ訂正をしてもらいたい。この点ひとつ大臣に要求をしたいのです。

今、全体としては負担にならぬとおっしゃつておられますけれども、これはまだ後でやつてきますが、私が今聞いているのは、やはり負担増になつておるわけでしょう。負担転嫁は。

例えば、これは大阪市の予算要求でもちゃんと「今後、単に国から地方へ負担を転嫁すること」のような措置は二度と行わないこと、こういうような言葉も出しているわけですね。だから、この国庫補助負担率の復元のことではつきり言つてゐるわけです。影響額という言葉で言われておりますが、実質は負担増になつておるわけですよ。だから一生懸命もとへ戻せ、もとへ戻せと来たわけ

しょう。だから私は前の大臣のあの答弁は納得をしなかつたわけですが、改めて今回訂正をしてもらいたいわけです。

もう一つ次へ進めます。ついでございますからまとめてお答えいただきたいと思うのですが、当時の自治大臣は、「地方にこれだけ負担しろ、中央は何にも財政措置をしない」というのが完全転嫁だらうと思う「中央では何にも財源措置をしない」という場合には、当然私は地方に転嫁する、地方の負担になる」、これも六十年四月三日の会議録です。これは私の一般論としての転嫁の質問に対する答弁であります、これだと、逆にいえば、中央で何らかの財源措置をすれば地方への転嫁問題は起きないという趣旨にもとれるわけであります。

しかし、補助率引き下げに伴つて何らかの財源措置が必要となることそれ自体が転嫁であるし、百歩譲って、中央が財源措置をしたとしても、建設地方債の利払い問題のように地方に負担を強いることが起きるわけですから、私はやはり六十年当時の自治大臣の答弁は訂正すべきである、こう主張しておるわけですが、この点ひとついかがですか。大臣どうですか。

○衛藤委員長代理 大臣の前に、自治省紀内審議官。
○坂野国務大臣 私の方からお答えいたします。
前大臣は、いろいろ各地方公共団体、特に六団体、御承知のとおりでございます、それからかなり強い形の上での補助率の復元という要望があつたわけでございまして、それを受けて、前大臣、皆さん、何とか復元しようといふやうに当然努力すべきである——私もそういうことで当然努力すべきである——私もそういうことで当初は出発したわけでございますが、考えてみますと、総合的に考えて、補助率の復元が地方自治体にとって大事であるか、あるいは実際的に地方の財源を十分確保してやることが大事であるか、これは考え方でございまして、やはり地方自治団体といふものは、地方自治の精神からいいますと、できるだけ地方が自由な発想に基づいて地方の責任において事業をやっていくというのが、私は地

方自治の理想だらうと思うわけでございます。その点については、地方制度調査会におかれてもそういうことがうたわれておりますし、今回の行革審においてもそういう方向で恐らく検討が進められています。

そういう立場で総合的に考えてみた場合に、形の上での復元も大事ではあるけれども、実質的に支障のない範囲内において、復元も一部やり、そして足らず前についてむしろ地方の自主財源をふやすような形でこの問題を決着をつけるのが大変じやないかということに思い至りましたし、大臣と十分再三協議した結果、今のような方向にいったわけでございます。

ただ、公共事業についてはさつき申し上げたようなことがございます。これは事業量の問題もございまして、今一挙に復元してしまいますと、それがだけの国費を別途につぎ込まなければいかぬと云ふ問題もございます。そういうこともあって、二年ぐらいい送つて、そして国の財政が本当に今度は名目、実質ともに豊かになつた時期において考へても遅くはないのじゃないかというようなことで、二年の暫定というものにさらに延ばそうとうことで踏み切つたような次第でございます。

先生のおっしゃるよう、地方に迷惑をかけられる、地方に転嫁という言葉も私よくわからないのですが、要するに補助率でカバーするか、あるいは別途の交付税とかその他の一般財源でもつてカバーするかなど、結果的には地方の負担がふえたと思つておりますんで、その点はぜひ御理解いただきたいと思います。

○矢追委員 負担増になつていなかることですか。——それはおかしいのじゃないですか。まさしそが六十年のときと全然変わっていないわけですよ。だから、それは私は納得できないんです。

○紀内政府委員 まず、各年度におきまして地方債で措置したものが全部転嫁ということは当たらぬと思います。それは、まず地方債で措置をし

た上で、それを今度は元利償還ペースで交付税に算入する、基準財政需要額に算入する。さらに、既定の交付税の中でそれをやつた場合には、いわばタコ足的な感じがあるわけでございますけれども、一定の部分については國の方から交付税特別会計に繰り入れるということになつておりますので、地方債で措置した分が、全部負担を回して向

こうにシケを回したというものではないという点を御理解いただきたいと思います。

それから、交付税に算入し、さらに国が後に補てんするというスタイルをとりましても、先ほど申し上げましたように、今回の恒久化に伴う地方負担の増あるいは暫定措置に伴う地方の影響額につきまして、既定財源で対応する部分が残つてゐることは間違ひございません。先ほど申し上げたとおりでございます。

しかし、この種のものをもつて、いうところの転嫁に当たるというかどうかということを考えてみると、例えば地方財政法等で転嫁すべきでないとされているところの転嫁というものは、いわばいわれもなく一方的に負担を押しつけるという場合でございまして、今回のようニ議論を重ねてみると、現下の景気状況でござりますけれども、内需の路線を維持していくことが非常に重要な課題ではないかという認識に立つたわけでございます。

これらの点から、平成二年度までの暫定措置と

して昭和六十三年度まで適用されてまいりました補助率等とすることでお願い申し上げておるところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○矢追委員 同じく新聞報道では、ソーリングのかかった予算編成では事業費の増額は望めないのでは、補助率を復元するとその分事業量が減ることを嫌つて中央の省庁が暫定継続を決めた、こういふことも言われておるわけですが、もしこれが事実だといいますと、それこそ地方に負担を転嫁したことにしてしまいます。

それで、この補助率等の復元恒久化措置を見ますと、非公共事業に係る補助率に限られております。公共事業分野の補助率は平成二年度まで延長することにしていますが、そう区分された理由はどこにあるのですか。これは再三質問が出ておりましたが、なぜ公共事業分野の補助率の復元をおくらせたのか、合理的な理由というのがあるのか。

○篠沢政府委員 六十三年度までの補助率を公共事業に関しましてそのままあと二年間継続をするということになりますと、いわゆる地方財政への影響額といふものは計算されて出てくるわけですが、これに対しましては、先ほど申し

えて、これを分ける理由はないのではないか。新聞報道によりますと、公共事業費の金額を中央政府がふやさない、ソーリングの補助率を復元するといふことでも言われておりますが、なぜこの公共事業だけをおくらせたのか、これはいかがですか。

上げておりますような地方財政上の対策を講じてこれを進めていくということにしておるわけござります。長い目で見ますと、いわゆる元利償還費等についても国としては一定の繰り入れを行うというところまでお約束をしておるということでございます。

○矢追委員 中央と地方の関係というのは、どうしても中央に都合がよくという考え方でございまして、その上で国と地方は車の両輪、こういう説明がされているような気がしてならないわけでございまして、もとと地方自治の本旨を踏まえて補助金の整理等に当たるべきではないか、このようにも思つてあります。

その点で、いろいろおっしゃいましたけれども、公共事業関係補助率の復元を、一年先ではなくて来年じゅうには結論を出すべきではないか、このように思うわけでございます。もし、それが無理というなら、その理由を明らかにしていただきたいのです。

○篠沢政府委員 ただいま御指摘になられましたように、公共事業に関する暫定補助率の継続をあと二年間お願いをしておるわけでございます。ここに至りました判断の根拠というようなことでございますが、まず、先生御承知のとおり、平成二年度特例公債依存体質からの脱却ということで、当面まず緊急に引き続き努力を行つてまいる必要があるということが一つござります。

公共事業の補助率等につきましては極めて多岐にわたるものでございまして、御承知のとおりいろいろな経緯を経て今日の基本補助率があるわけでございますから、これらにつきまして総合的に検討するというとのためにはやはり相当程度の期間を要するのではないか。かたがた、行政改革推進審議会の方でもさらく國と地方の関係等についての審議も進めておるというような背景もございます。

これらを考慮いたしまして、一年間ではやや検討期間としては不十分である。非常に難解に申しますと、もうしばらくいたしますと次の年度の予

算編成に入つてしましますので、十分な検討を結合的に行いたいということのためにはこの二年間の期間をいただきたい、こういうふうに考えたわけでございます。

○矢追委員 余り説得力があるとは言えないと思うのですが。次に、公共事業関係の補助率を据え置きにした背景には、この分野のものは、自治省は嫌がるかもわかりませんが、地方転嫁という言葉を使わせていただきます。建設地方債等の起債で補えないと、いという考え方があるのでないかと思います。これも当面の財源調達策としてわからないわけではありません。しかし、これも地方自治体にとっては借金であることに変わりはないわけであります。あわせて、六十年度以降の補助率引き下げに伴う年度別の建設地方債の増発額、利払い額、これを報告していただきたいと思います。

○紀内政府委員 昭和六十年度から平成元年度までの建設地方債の増発額について申し上げてみますと、六十年度が四千八百億円、六十一年度が九千三百億円、六十二年度が一兆二千一百七十四億円、六十三年度が一兆三千八百七十四億円、平成元年度が六千六百八十億円、合計で四兆六千九百二十八億円に相なります。

それから利払い額につきましては、これは一定の前提のもとに推計いたしますと、六十一年度で二千九十九億円、六十二年度七百七十四億円、六十三年度一千四百億円、元年度一千九十八億円と見込まれます。

○矢追委員 大臣の答弁、後でまとめてお願いします。

資料によると、今言われたように建設地方債も相当額に達しておるわけです。とにかく六十三年度で一兆三千八百七十四億円、今言われたように利払い費だけでも、だんだんふえていきます。

正を先延ばしというのは、やはり中央官庁としては身勝手であり怠慢と言わざるを得ないとと思うわけです。ツケの事後処理まで見通した上で、特に自治体の納得を得た上で、暫定期間をどうするのか、その上で二年延期するのかどうか、その辺はどうなつておるのでですか、お伺いしたいと思うのです。

○紀内政府委員 冒頭お答え申し上げたところではありますけれども、今回暫定措置に係ります投資的経費につきましては、昭和六十一年度のカット分に係るものうち、補助分につきましてはその二分の一を後年度におきまして国から交付税特別会計に繰り入れることとされております。また、昭和六十一年度カット分のうち暫管事業に係るもの、それから、昭和六十二年度カット分、これは直轄、補助両方含みますが、このいずれにつきましても、交付団体分の全額につきまして、その償還の時期に合わせまして交付税特別会計に国から繰り入れることとされております。

○矢追委員 自治大臣どうですか、公共事業の暫定の期間を早めるとは無理ですか。

○坂野国務大臣 さつきも大蔵省の方から答弁がございましたが、やはりいろいろ根本的に検討する必要がある。しかも御案内のとおり、やはりその補助率、負担率が低いほど事業量が伸びるわけでございますから、その辺の兼ね合いもあり、検討の期間というものをとつて二年間ぐらいやむを得ねだろう。たまたま平成三年度になつてしまひますと財政再建の年に当たるわけでございますから、それを期してひとつ全面的に公共事業について検討させていただこうということで、大蔵大臣とそういう決着をつけたわけでございます。

○矢追委員 地方債の問題が出ましたので、ちょっと。これも地方自治体から強い要望が出ておるわけ

とになつておるわけです。この事後処理をどうしていくのか。地方が受益するのだから地方の負担、こういうわけにはいかぬと思うのです。こうした視点からも、公共事業関係補助率の是正を先延ばしというのは、やはり中央官庁としては身勝手であり怠慢と言わざるを得ないとと思うわけです。ツケの事後処理まで見通した上で、特に自治体の納得を得た上で、暫定期間をどうするのか、その上で二年延期するのかどうか、その辺はどうなつておるのでですか、お伺いしたいと思うのです。

○紀内政府委員 地方債の償還年限につきましては、それによって建設された施設の耐用年数等の関係がございまして、必ずしも長ければ長いほどいいというものではございませんが、地方公共団体からの要望も強いところございまして、一足飛びに五十年という話はともかくといたしまして、延長につきましてはなお努力をしてみたいと考えております。

○矢追委員 自治大臣も同じですか。

○坂野国務大臣 同様の意見でございます。

○矢追委員 次に、今回の補助率の恒久化措置、暫定措置への振り分け及び財源措置で質問したいと思います。

○矢追委員 まず、補助率カットによる地方負担分、概算要求時では一兆五千二百億円が今回の恒久化措置につきましては一兆三千八百二十億円、うち恒久化分が六千百億円、暫定措置分が七千七百二十億円、このようになつておりますが、これでよろしくございます。

○紀内政府委員 そのとおりでございます。

○矢追委員 補助率の恒久化措置六千百億円に関連いたしまして、政府は、国から地方へ恒久財源を移譲し地方一般財源の充実を図ったと説明をして、国のたばこ税の二五%、平成元年では二千三百億円を移譲することにしたわけです。そのこと自体は将来の地方財源の安定化に寄与するものと私は評価をいたしますが、恒久化措置に係るその他財源措置はどうなつておりますか。

○紀内政府委員 先ほどお尋ねになつた数字でも一度確認させていただきますが、補助負担率の見直しに係る額が一兆三千七百八十六億円でござります。

それから、お尋ねの国のたばこ税以外はどうなつておるかというお話をござりますけれども、まず補助負担率の恒久措置に係る額いうのが六千三百七十四億円でございます。これにつきましては、まず国庫補助負担率の復元によるものが九百七十七億円、平成元年度の姿でございます。実は、国庫補助負担率の復元の中には平成二年度においてはもとの率に戻る共済の長期負担金がございまして、それを平成二年度の姿で見ますと、国庫補助負担率の復元は一千二百八十二億円という形に相なります。とりあえず平成元年度の姿で申し上げますと、国のたばこ税の交付税対象税目化によりまして手当でされる額が二千三百三十億円でございます。それから、地方交付税の特例加算といふものによりますものが二百四十三億円ございます。

それから調整債、これは義務教育の共済長期の負担金の分でございますけれども、これの不交付団体分として六十二億円、残りが一般財源でございまして、二千七百六十一億円と相なります。ただし、この二千七百六十一億円につきましては、このうちにも、かつてたばこの特例税率として地方に与えられていたもの、これが税制改革のときにそれを含んだ水準において地方税制改革のバランスをとるというふうにされたもの千二百億円を含んでおります。

○矢追委員 今言われた地方一般財源の二千七百六十億円、これは正確には六千三百七十四億円ですか、全体の大体四五、六%になると思うのですね。これが恒久化措置の財源に充てられるということになつておるわけですが、これは補助率カットによる地方転嫁をまさに制度化しようとするものであります。これまで、地方への負担押しつけで國の責任回避、このよう映る私は思います。しかも、その地方への財源移譲を宣伝する國のたばこ税一千三百三十億円を一般財源が上回ること四百三十二億円、これはもう相当大きな額が上回つておるわけですね。これはやはり問題ではないか、

つておるかといふ話でござりますけれども、まことに、その二千七百幾らという既定の一般財源の中に、その二千七百幾らといふ額が申し上げましたよ。それで、たばこ税が一千二百億円、これはかつては毎年毎年特例税率として定められていたものでござりますけれども、それをいわば恒久化する姿にのみ込んでおられます。

○矢追委員 今一千二百億があるから別に一般財源は大したことない、こういう考え方おられるわけですか。

○紀内政府委員 今たばこ税の分まであわせ考へますと、今回恒久化した経常経費に係る新しい措置というものが全体の約七五%程度をカバーしている、このように考えております。

○矢追委員 次に、問題は、この経常経費等の補助率の恒久化に伴う財源措置を見てまいります。

か、これの八〇%近くは社会福祉関係の補助率恒久化に伴うものでございます。老人福祉、児童福祉、身障者福祉等を補う社会福祉措置費といふのと、一般財源で穴埋める二千七百六十一億です。

か、まさにこれから福政策の中核となる在宅

補助率は同じ改正、こういうことになつておるわけですが、やはり一番復元しなければいかぬ、こ

う思うわけでございます。これが一点。

百歩譲っても、地方自治体の一般財源負担を可及的に少くして國からの財源移譲分で面倒を見

るべきである、この二点であると思うのですが、

これは大蔵大臣と厚生大臣両方からお答えいた

きたいと思います。

○篠沢政府委員 措置費等につきましては、三年間の暫定期間に、地方公共団体の自主性尊重の観点から、社会福祉施設への入所に関する事務を

國の機関委任事務から団体委任事務に改めるといふ立法も行われたわけでございます。このように私は思うのですが、いかがですか。

○紀内政府委員 ただいま申し上げましたように、その二千七百幾らといふ額が申し上げましたよ。それで、たばこ税が一千二百億円、これはかつては毎年毎年特例税率として定められていたものでござります。

なお、これに関連いたしまして、在宅福祉の一

つの柱でございますホームヘルパーに対する補助率といふものは、従来三分の一でございましたが、これは二分の一に引き上げるという措置もとつたわけでございます。

こういった地方行政の自主性が拡充されているという背景も踏まえまして、補助率十分の八と二分の一という恒久補助率、これらの差額につきましては交付税團体分の二分の一を交付税財源として恒久措置をすることとしまして、残りは今申し上げましたように地方一般財源で負担をするというこ

とにしたわけでございます。

繰り返しになりますが、やはり従前のたばこ消費税の特例措置というようなものも引き続き実質的に維持をされておるわけでございます。地

方一般財源としてそういうものが入つておるといふことでございますので、御理解を賜りたいと思

います。

もとより、各種の福祉施策に係る所要の地方負担につきましては、毎年度の地方財政計画の策定を通じまして適切に対処をしておるところでございます。今後とも、地方におけるこれら円滑な運営に支障を來すことのないように努力をしてまいりたいと思っております。

○末次政府委員 今回の補助率の恒久化に当たりましての措置でございますが、今回の措置は國と地方の費用分担の関係でございまして、國民あるいは住民の福祉水準そのものについては何ら影響がない、むしろ基本的に今回の予算でも内容の充実に努めているところでございます。

また、それに必要な財源の裏打ちの問題につきましては、ただいま大蔵省の方から御説明ございましたが、私どもの方いたしましても、今回の措置は団体委任事務を行つた等、地方の自主

性、自律性を強化したという点も踏まえつゝ、地方交付税がその総額で今後の財政需要の動向に対してどのように対応できるかという点に着目して、関係省庁間で総合的に御判断の上、所要の財源措置が講じられている、總体として地方財政に支障が生じないよう措置されているものと承知いたしております。

○矢追委員 何ら影響はないとおっしゃいますけれども、それは地方がその分負担をしておるからでございまして、たばこ税にしても、たばこもだんだん禁煙運動が進んで、果たして安定した税収が出てくるのかどうかも非常に心配な面がございますので、そういうたた皆さんに迷惑かけないからそれでいいんだというところではなくて、地方財政という面からもう少しきちんと考えていかなければならぬと私は思っています。

次に、福祉関係では、補助率カットで最大の焦

点となつた生活保護費関係が、本則十分の八、暫定十分の七、そして恒久化十分の七・五となつた

わけでございますが、やはり憲法第二十五条の趣旨からいいましても、また社会保障制度の根幹と

いう性格からいつても十分の八にすべきではなかつたかと思うのです。何か本則と暫定の中間値を

とつて七・五と、安易な妥協のような気がしてならないわけですが、なぜ十分の七・五となつたのか、その理由を大蔵、厚生、自治三省から説明してください。

○篠沢政府委員 生活保護につきまして各省検討会で十分議論をしたところでございますが、ま

ず、戦後の生活保護創設時に比べまして、今日で

は年金、医療、社会福祉といった国民生活の基礎となる諸分野が國の基盤整備によりまして充実を

さられるなど、社会保障をめぐる情勢は著しく変化をしてきております。それから、國と地方の財政状況の変化というものの背景に一つある。そして

他方、生活保護制度についての國の責任にかんがみまして、その國庫負担率は一般的の補助率等の中

で最高水準に位置づけられる、これはどうしてもそこはしなければならないといった話がございま

した。御承知のとおり、生活保護は他法・他施策優先でございます。その他法・他施策の充実といふものも長い歴史の中から認識をできるのではないかということにもなったわけでございます。他方また、たばこ税を地方交付税の対象とする恒久的な地方財源措置も講ずるという背景もございました。

総合いたしまして、国庫負担率を四分の三で恒久化を図るということにしたわけでございます。

○小泉国務大臣 今の大蔵省の答弁でほとんど尽きていると思ひますが、十分の八がいいのか十分の七・五がいいのか、これは議論の分かれるところだと思いますが、厚生省としても、実際の福祉水準の低下をもたらさない、そして現場で生活保護のいろいろな事務をやるのは地方団体であるといたしまして、これで十分生活保護の行政は対応できると判断して、四分の三で結構だということで決着を見た次第であります。

○内閣府委員 今までのお答えと重複するかも知れませんが、生活保護につきましては国の責任の極めて重い行政分野でありまして、社会福祉の国庫負担率の中でも最高い率すべきである、こういう認識は関係省庁間で一致をしていましたところでございます。ただ、結論を得るまでの過程ではその具体的な率についてはいささかの議論がございました。

自治省といたしましては、國の責任が極めて重い分野であり、かつ権限の見直しの余地がないといふ性質の事務であること、それから地方団体は当然のことながら強い復元の要望を持っていましたこと、それから生活保護行政を適切に執行するためにも財源は必要であるということ等の状況を踏まえて議論をしたところでございますが、最終的には、暫定負担率の十分の七を十分の七・五に引き上げる、かつ、かつての率である十分の八との差に係る影響額につきましては恒久財源を交付団体分の全額について措置するということで、個々の地方団体の財政運営に支障がないということいたしましてその恒久化を了承したものでございました。

○矢追委員 さらに、生活保護の対象世帯や対象人員が補助率カットと符節を合わせたように減少していると言われております。厚生省からいただいた資料によりますと、昭和五十九年度で七十八万九千六百二世帯、人員で百四十六万九千四百五十七人、これが六十二年度では七十一万三千八百二十五世帯、百二十六万六千二百六十六人、こういふふうになつておるわけでございます。もちろん不正受給というのが許されないのはもう当然でございますが、他方、補助率カットが引き金になりますが、実際保護に値する人が保護を受けられない、こういったことになつたのでは意味がないわけでございます。

今御答弁を聞いていますと決してそういうことはないんだと言いますが、私はこの補助率の十分の七・五を八にしなかつた問題と、人員が減つてきたあるいはそれに対する予算が減つてきた問題とは別の問題だ。こう思うのでございますが、その点はいかがですか。

○小泉国務大臣 確かに生活保護世帯数も減つてきている、また受ける人員も減つてきていたといふことは、それだけ生活保護を受ける必要のない方がふえてきたということで結構なことだと思いますが、これは別にもうべき人に生活保護を与えてないということではなくて、国民の貴重な税金ですから、もう資格のない人までに生活保護が出ていているんじゃないかという一方の批判がないように、しかし資格のある方には与えなきゃならない、そういう指導も行われているという、これがかなり適正に行われているんじゃないか。また、真に困っている方に対する対策としては、きちんと懇切丁寧に指導して生活保護を与えるようというふうに思つております。

第三番目に、従来上昇しておりました離婚率が昭和五十九年度ぐらいからだんだん減少してまいりまして、母子世帯に対する生活保護の適用といふのが減つてしまつております。

それから、それに加えまして國とか地方公共団体における保護の適正実施についての取り組みが進んだ、こうしたことでございまして、必ずしも補助率の問題とこの要因、原因を結びつけるといふのはいかがなものであろうか、こういうふうに分析をしている次第でございます。

○矢追委員 だから七・五というより八に戻すべきであったと思います。これは恒久化されてくるわけでございますけれども、恒久化といつても法律をえればまたできるわけですから、ぜひまたいつかの時点で戻すということもひとつ御検討いただきたいたいと思います。

次に、消費税の導入によりまして、要するに税制改革に伴いまして各自治体とも地方財政がかなり減収になつております。その実態をひとつ御報告いただきたいと思います。また、それに対してどう財政措置をしたか。

○紀内政府委員 消費税の創設を含む税制改革に伴いまして、地方税財政にどのような影響が及んだかということございますが、昭和六十三年度を基礎といたしまして平年度ベースで推計をいたしましたと、減収になる額が三兆百七十億円、それから消費税として配分される額が二兆一千三百三十五億円、合わせますと減収超過八千八百三十五億円、このような構造に相なっております。

○矢追委員 今のように、消費税導入によりまして地方自治体に八千八百三十五億円という減収超額が出てきておるわけでございます。こういうふうに特に減税、住民税とか法人住民税、事業税といったものの減税あるいは間接税の減税等で減収が上がつてきておるわけでございますが、こういったことも今地方自治体には一つの大きな負担になつておるわけですね。それプラス、先ほど来議論しております、なかなか自治大臣は影響額は認められてても負担転嫁とか負担増はお認めにならないのは大変残念でございますが、考えますと、景気がある程度いいのですからある程度税収が伸びている。それは東京なんかは大変いいわけです。そういう大きいところはよろしゅうございますが、地方はなかなかそういうのはいつてないところも多いわけでして、結局現状においてはまだだ地方の財政、というのは決していいとは言えないわけです。だから、そういう税制改革に伴う影響もある、それにプラスこの補助率をなかなかとへ戻さない、また公共事業の方は暫定のままでまいこう、こういうようなことは非常に問題であります。

先ほど指摘をしておりましたように、特に福祉関係、生活保護者、在宅老人保護、身障者等といつたわゆる社会的、経済的に弱い立場の人たち、こういった人たちにやはり地方自治体がしっかりと、こういった点については地方財政をもう少しきちんと

していかなければならぬと思うわけでござります。

いろいろな御批判があると思いますが、そういう批判というものを謙虚に受けとめながら、この

要望も含めまして、消費税によるマイナス・プラス、今回の補助率の見直しを含めた地方財政に

対して、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣、この三位大臣から、厚生大臣は厚生関係、ひとつ御答弁を伺つて終わりたいと思います。

○村山國務大臣 今度の税制改正に関する地方財政の問題あるいは今度の一括補助率の改正の問題、地方財政にもそれなりの影響があることは当然でございますけれども、この両者の問題については、地方財政が困らないよう、また個々の各団体がお困りにならないように、両省で十分配慮したところでございますので、そのように御了承いただきたいと思います。

○坂野國務大臣 矢追委員の地方財政を心配しての御質問、私も聞いておりながら大変敬服したわけでございますが、結果的には、一〇〇%というまではまいりませんが、今大蔵大臣がおっしゃいましたように、かなり私どもとしては、できる範囲内の努力をしたわけでございます。

そして、現実にやはり財政力の低い、財政支出の低いところについては、私どもできるだけ重点的な、傾斜配分というようなことを含めて、地方財政に支障を来さないようにこれからも努力していくべきだと思っておりますし、また、総合的に

は、今後の問題として地方制度調査会あるいは行革審の審議の状況を見守りながら、できるだけ地答弁を求められましたが、私見ですが、私も厚生省関係の薦局とかおし屋さんとか映画館、四月一日に視察がてら行つてしまつたけれども、混乱なく冷静に国民がこの税を受け入れられる、近い将来、本当に減税と一緒にこの税制改革をやつてよかつたなという評価がされるだろうという自信をますます深めて帰ってきた次第でござります。

消費税が一日も早く国民の間に定着し、いい税制改革であったな、そういう評価を受けるようになります。後も政府は一体となつて努力をしていかなければならぬと思つておりますし、厚生省としては福音でござります。

○中村委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○中村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○矢追委員 終わります。

○中村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中川(昭)委員 提出者から趣旨の説明を求める君。

【本号末尾に掲載】

○中川(昭)委員 ただいま議題となりました国等に関する法律案に対する修正案

○中川(昭)委員 ただいま議題となりました国等に関する法律案に対する修正案

○中川(昭)委員 ただいま議題となりました国等に関する法律案に対する修正案

○江口委員 私は、自由民主党を代表して、国等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案及び同法律案に対する修正案に賛成の意見述べるものであります。

○江口委員 私は、現下の我が国財政は、本年度末の公債残高が百六十二兆円程度に達する見込みであり、これから生ずる国債の利払い費も歳出予算の約二割を占め、引き続き極めて厳しい状況となつております。

今後急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国責任の増大等社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、今のうちにその基盤とも言うべき財政の対応力を回復することが引き続き緊要な課題であります。したがって、平成二年度特例公債依存体質からの脱却及び公債依存度の引き下げという目標の達成に向けて、さらに歳出の徹底した見直し、合理化等に取り組むことが必要であると考える次第であります。

○小泉國務大臣 税制のことについて厚生大臣に答弁を求められましたが、私見ですが、私も厚生省関係の薦局とかおし屋さんとか映画館、四月一日に視察がてら行つてしまつたけれども、混乱なく冷静に国民がこの税を受け入れられる、近い将来、本当に減税と一緒にこの税制改革をやつてよかつたなという評価がされるだろうという自信をますます深めて帰ってきた次第でござります。

以上が本修正案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長 沢田広君。

○沢田委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました補助金の整理、合理的化、臨時特例等に関する法律及び同修正案について反対の討論を行います。

○中村委員長 沢田広君。

○沢田委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました補助金の整理、合理的化、臨時特例等に関する法律及び同修正案について反対の討論を行います。

以下、反対の主要点を申し上げ、理由といたします。

一、政府固有の義務的経費を地方団体に転嫁する措置は許されない。

一、政府固有の義務的経費を地方団体に転嫁する措置は許されない。

一、補助金カット四十四法律は強引過ぎ、しかしながら、補助金等の整理合理化は、行政領域の見直しをも伴うもので、極めて困難な側面を持っていることは十分承知しておりますが、しかし、もちろん、補助金等の整理合理化は、行政領域の見直しをも伴うもので、極めて困難な側面を持っていることは十分承知しておりますが、しかし、その困難性を有するがゆえに、その努力を放棄するわけにはまらないのです。

私は、このような観点から、政府が緩むことな

ある。

一、カット分は財源的に考慮されているからといつても何ら保証が明らかでなく、不安の助長となり、地方自治体間のひずみや国民の福祉に十分配慮されたことにならない。

一、中央集権化の強化となり、自治体や国民不信感の増幅を加速させている。

一、補助率の切り下げは、特に生活保護、老人福祉の減額は弱い者いじめの最たるもので、その他災害、教育等を圧迫することも許されない。

一、地方債の肥大化を招き、財政の硬直化を進め、財政危機の不安が大きい。

一、リクルート疑惑を解明し、混乱している消費税を直ちに取りやめ、速やかに政治不信をなくすべきである。

政府は、これらの実態に対応し、地方財政の健全化に努め、国と地方財政の均衡を速やかに図らることを期待します。

最後に、事態收拾の困難な政治状況に追い込まれることを期待します。

最後に、事態收拾の困難な政治状況に追い込まれて、政治を主権者である国民の手に戻し、解散・総選挙を行なうことを要求するものである。これは天の声、民の声、時の流れであります。

以上、反対の討論といたします。(拍手)

○森田景一君。

○森田景一君。

私は、公明党・国民会議を代表して、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案、同修正案に対し、反対の討論を行うものであります。

反対の理由の第一は、補助金の一律カット法は、地方自治体の財政を大きく圧迫するものであり、実施すべきではないという我々の反対を押し切つて成立させた暫定措置であり、一日も早く本則に復元して地方への負担のしわ寄せを解消しなければならないのに、ほとんどその措置がとられていないことであります。

特に生活保護費等は本則十分の八の補助率を十分の七・五にカットしたまま恒久化しようとした分の七・五にカットしたまま恒久化しようとしたり、保育所、老人ホーム運営費など措置費も同様

に十分の八を二分の一にカットしたまま恒久化しようとをしていることは到底容認できるものではありません。

反対の第二の理由は、補助金の整理合理化は、補助事業の全面的な見直しを前提に、統合メニュー化、統合化、零細補助金の整理、一般財源化を行なうべきであるのに、その対応が不十分であるからであります。

反対の第三の理由は、相変わらず厚生年金国庫負担の繰り延べを行なっていることとあります。赤字国債脱却目標達成を口実として、厚生年金国庫負担の繰り延べなど、いわゆる隠れ借金をして財政再建のつじつま合わせを行うべきではあります。

財政改革は中途半端な行政改革ではなくて、徹底した改革を断行して達成すべきものであります。

以上の理由により、本案並びに修正案に反対です。

以上を表明して、討論を終わります。(拍手)

○中村委員長 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 私は、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案、同修正案に対し、反対の立場から討論を行なうものであります。

反対の理由の第一は、本来地方自治体よりも國が主たる責任を負うべき社会保障的な経費について、國の負担率を引き下げようとしていることがあります。

負担となり、地域間のアンバランスが拡大する結果となりましょう。これは長期的に福祉の大転換となります。

第二の理由は、今回の補助金の見直しが、高率の補助金カットという率の面に重点があり、本来の補助金が真に必要であり、あるいは必要でないかというスクラップ・アンド・ビルトという立場に立っていないことがあります。

補助金の中には、補助率は低くとも額の大きいものもあり、また、今回率のカットの行われるものは、今後ますます必要となる経費と考えられます。こうした補助金に対する基本的な検討が行われないまま、ただ高率であるがゆえにカットの対象となるという点、この法案は理念なき法案と言わざるを得ません。

第三の理由は、この補助金のカットが地方財政に大きなしわ寄せとなる懸念があることになります。

福祉のみならず、公共事業について地方自治体の支出すべき経費は今後増加するものと見込まれますが、補助率のカットは地方自治体の財政への大きな負担となり、財政力のある自治体は国の補助を受けて事業を行えるが、財政力のない自治体はミニマムの事業を行えないということになりましましょう。消費税の導入により、地方固有の財源が失われていくのですが、今回の措置はこうした自治体間のアンバランスを増幅する懸念があります。

第四の理由は、今回の措置が補助金の一部を変更するのにとどまり、中央と地方との関係を根本的に見直す政策の一環としてなされていないことがあります。

中央と地方との関係は、財源の再分配、権限の再検討という基本問題を検討すべき時期に来ています。こうした基本構想を踏まえて

この法案は、國の財政という次元でのみ考えた近視眼的なものと言わうべきであります。竹下總理

を欠くことがこの補助金カット法案に示されています。

以上の理由により、我々は本法案に反対せざるを得ません。

最後に、それぞれの関係する委員会で慎重審議されるべきこの問題が、本委員会で一括論議され、十分の審議を経ないままに採決されることに遺憾の意を表して、私の反対討論を終ります。(拍手)

○中村委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案及び修正案に対し、反対討論を行ないます。

反対の第一の理由は、議会制民主主義を踏みにじるやり方にあります。

國の補助金等カットの臨時特例法案は今回で三度目ですが、政府は提案のたびに、この措置は一年限りだ、三年限りだなどとその場を糊塗し、陳謝までしてきました。しかるに、またしても約束をほこにし、わずかばかりの国庫補助等の復元をしただけで、社会保障、福祉関係十三法律事項、教育関係二法律事項の補助率等を削減、恒久化をします。さらに公共事業等関連三十法律事項をまたもや暫定措置として二年延長しようとしているのであります。

しかも、厚生、文部、建設、国土、運輸、大蔵、自治など十一省庁、十一委員会にも関係する四十七法律を一本の法律にして一括処理し、さら

に加えて日切れ法案と称して本会議での質疑も省略し、わずか二日間の審議で成立させようとしているのであります。国民無視の国会の形骸化、議会民主主義のじゅうりんも甚だしいと断ぜざるを得ません。

反対の第二の理由は、国民生活に重大な打撃を

社会保険、福祉関係の補助率等の削減による影響額は、五年間に二兆三千六百億円余にも達します。生活保護世帯、身体障害児、母子家庭、老人

等のいわゆる社会的弱者と、保育所、婦人保護施設、精神薄弱者保護施設等に多大の犠牲を強いることは明らかであります。「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と明記した憲法と、これに基づいて築かれてきた各分野の制度、政策の原理原則を真っ向から踏みにじるものではありませんか。

また、教育関係については、一方で教員と教育内容の国家統制を強化しながら、他方、財政負担は地方公共団体の負担を増大させようとするものであり、まさに金は出さないが口は出すというやり方であります。本法案は、特に児童生徒の急増地域や離島、特別豪雪地帯、沖縄、奄美群島等々の公立小中学校等の校舎や屋内運動場の建設に多大の影響を与えることは明らかであり、教育基本法第十条の精神をじゅうりんするものであります。

さらに、公共事業について言えば、その約八〇%が国民生活に直接かかわるものであり、現在でもおくれている災害、公害、事故防止事業や離島、過疎地域、沖縄、奄美群島等の振興開発、漁港、地方道等の整備事業等をさらに後退させるものであります。

反対の第三の理由は、地方財政運営の原則を踏みにじり、地方自治体に負担を転嫁し、地方財政危機に一層拍車をかけることになるからであります。

本法案による国庫補助金等削減による地方財政の影響額は、地方財政計画ベースで一兆二千八百九億円となってますが、八五年度からの五ヵ年で六兆二千億円にも及ぶであります。政府は、財政金融上の措置の名に値せず、その実態はおよそ財政金融上の措置の名に値せず、地方債増発を促し、地方財政の硬直化を一層進めるることは火を見るよりも明らかであります。ふるさと創生と称する一律一億円のばらまきをやめ、国庫補助率等の完全復元を求める地方議会の決議や意見書に素直に従うべきではありませんか。

最後に、厚生保険特別会計法の一部改正など国際的に係る繰り入れカット等の特別措置は、法律に定めた政府の責任を放棄し、隠れ借金をまたた。しかし、必ずやるものであり、断じて容認できないことを指摘し、反対討論を終わります。(拍手)

○中村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中村委員長

これより国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案について採決に入ります。

まず、中西啓介君外四名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 起立多数。よって、本修正案は可決すべきものと決しました。

○中村委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○中村委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○森田(景)委員 提出者から趣旨の説明を求めます。森田景一君。

○森田(景)委員 ただいま議題となりました附帯

○中村委員長 ただいま議決いたしました附帯議案に対する御質問の説明を求めます。森田景一君。

○中村委員長

政府は、次の次項について十分配慮すべきである。

一 高齢化社会に対応し、行政需要の拡大的確に応えるとともに、地方財政法第十条等の趣旨を踏まえ、今後とも国庫負担制度の基本を維持し、また、国の補助負担金の整理に当たっては、その事務事業の性格と国と地方間の財政秩序の維持を十分に勘案すること。

二 社会保障、文教行政等、国民のナショナルミニマムに関する制度及び負担の変更については、地方公共団体をはじめ関係団体の意見を十分尊重すること。

また、国と地方の行政の再配分に係る国の施策の変更に当たっては、地方公共団体の一方的な財政負担増をもたらさぬよう特段の配慮を払うこと。

三 国の補助負担割合については、事務事業の見直し・国と地方の間の再配分を基本として整理合理化を行い、地方の自主性に委ねるべきものについては、一般財源への振替等を行うよう努めること。

四 地域振興と地域格差の是正を図るため、公共事業の長期計画の着実な進捗に努めるものとすること。

また、公共事業に係る補助負担率の検討に当たっては、昭和六十二年度引下げ分については平成三年度から復元するものとすること。

五 義務教育費国庫負担制度については、共済費追加費用等の取扱いに関し、引き続きその趣旨及び経緯に特段の配慮を払うこと。

六 年金に係る国庫負担金の繰延べにかかる元利の返済については、その返済を計画的かつ、速やかに行うよう措置すること。

七 今回の特例措置に伴い発行される臨時財政特例債の元利の償還については、交付税の基準財政需要額に的確に算入するとともに、後年度における償還に係る国の所定の負担につ

いては、必ず交付税特別会計に繰り入れること。

八 法律の改廃については、立法の趣旨と制定の経過を踏まえ国会審議のあり方にについて十分分配慮すること。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

何とぞ御賛成を賜りますようよろしくお願ひ申上げます。(拍手)

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりましたので、これを許します。村山大蔵大臣。

○中村委員長 〔賛成者起立〕

○中村委員長 ただいま御決議がありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえて配意してまいりたいと存じます。

○中村委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案に対する修正案

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「平成元年四月一日」を「公布の日」に改める。

平成元年四月十三日印刷

平成元年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C